

令和5年5月30日

宮城県公報第407号別冊1

宮城海区漁場計画

宮城海区漁場計画

1 漁業権に関する事項

(1) 定置漁業権

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(緯度経度数値は世界測地系による。)	条件	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
定第 1 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市唐桑町 泥這地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 58.14′、東経141° 38.68′ の点 イ 北緯38° 58.17′、東経141° 38.99′ の点 ウ 北緯38° 57.91′、東経141° 39.02′ の点 エ 北緯38° 57.98′、東経141° 38.69′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 2 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市唐桑町 泥這地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 58.08′、東経141° 38.15′ の点 イ 北緯38° 58.14′、東経141° 38.68′ の点 ウ 北緯38° 57.98′、東経141° 38.70′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 3 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市唐桑町 松島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 57.50′、東経141° 39.11′ の点 イ 北緯38° 57.62′、東経141° 39.06′ の点 ウ 北緯38° 57.68′、東経141° 39.41′ の点 エ 北緯38° 57.46′、東経141° 39.47′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 4 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市唐桑町 松島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 57.55′、東経141° 38.69′ の点 イ 北緯38° 57.62′、東経141° 39.06′ の点 ウ 北緯38° 57.50′、東経141° 39.11′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 5 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市唐桑町 大槻島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 56.74′、東経141° 39.68′ の点 イ 北緯38° 56.42′、東経141° 39.68′ の点 ウ 北緯38° 56.45′、東経141° 39.37′ の点 エ 北緯38° 56.64′、東経141° 39.36′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 6 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市唐桑町 大槻島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 56.50′、東経141° 38.87′ の点 イ 北緯38° 56.64′、東経141° 39.36′ の点 ウ 北緯38° 56.45′、東経141° 39.37′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 7 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市唐桑町 津本地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 51.76′、東経141° 39.39′ の点 イ 北緯38° 51.50′、東経141° 39.33′ の点 ウ 北緯38° 51.65′、東経141° 39.10′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 8 号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市大島 唐島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 51.74′、東経141° 38.47′ の点 イ 北緯38° 51.90′、東経141° 38.64′ の点 ウ 北緯38° 51.75′、東経141° 38.71′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(緯度経度数値は世界測地系による。)	条件	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
定第 9 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	気仙沼市本吉町 明神崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 48.63′、東経141° 35.77′ の点 イ 北緯38° 48.14′、東経141° 36.84′ の点 ウ 北緯38° 47.63′、東経141° 36.45′ の点 エ 北緯38° 48.16′、東経141° 35.37′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 10 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	気仙沼市本吉町 明神崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 48.14′、東経141° 36.84′ の点 イ 北緯38° 47.82′、東経141° 37.52′ の点 ウ 北緯38° 47.32′、東経141° 37.12′ の点 エ 北緯38° 47.63′、東経141° 36.45′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 11 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	気仙沼市本吉町 日門地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 48.35′、東経141° 34.19′ の点 イ 北緯38° 47.86′、東経141° 34.91′ の点 ウ 北緯38° 47.66′、東経141° 34.69′ の点 エ 北緯38° 48.14′、東経141° 33.98′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 12 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	南三陸町歌津 泊地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 41.75′、東経141° 33.22′ の点 イ 北緯38° 41.72′、東経141° 33.25′ の点 ウ 北緯38° 41.36′、東経141° 33.00′ の点 エ 北緯38° 41.48′、東経141° 32.77′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 13 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	南三陸町歌津 唐島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 41.69′、東経141° 32.15′ の点 イ 北緯38° 41.66′、東経141° 32.19′ の点 ウ 北緯38° 41.30′、東経141° 32.04′ の点 エ 北緯38° 41.33′、東経141° 31.81′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 14 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	南三陸町志津川 野島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 40.43′、東経141° 30.75′ の点 イ 北緯38° 40.15′、東経141° 31.34′ の点 ウ 北緯38° 40.04′、東経141° 31.09′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 15 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	南三陸町戸倉 樺島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 39.14′、東経141° 29.56′ の点 イ 北緯38° 39.40′、東経141° 29.56′ の点 ウ 北緯38° 39.34′、東経141° 29.76′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 16 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	南三陸町戸倉 ウノ島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 38.63′、東経141° 30.31′ の点 イ 北緯38° 39.13′、東経141° 30.41′ の点 ウ 北緯38° 39.16′、東経141° 30.62′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 17 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	南三陸町戸倉 津根地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 38.64′、東経141° 30.89′ の点 イ 北緯38° 39.07′、東経141° 30.91′ の点 ウ 北緯38° 39.02′、東経141° 31.14′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(緯度経度数値は世界測地系による。)	条件	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
定第 18 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 名振八景島 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 33.17'、東経141° 30.76' の点 イ 北緯38° 33.26'、東経141° 30.42' の点 ウ 北緯38° 33.35'、東経141° 30.48' の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 19 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 名振ハテ島 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 33.61'、東経141° 30.89' の点 イ 北緯38° 33.62'、東経141° 30.76' の点 ウ 北緯38° 33.68'、東経141° 30.79' の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 20 号	定置漁業	定置漁業	3月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 桐ヶ崎鈴の崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 26.16'、東経141° 28.85' の点 イ 北緯38° 25.97'、東経141° 28.85' の点 ウ 北緯38° 25.98'、東経141° 28.77' の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 21 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 横浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 25.14'、東経141° 28.51' の点 イ 北緯38° 25.14'、東経141° 28.85' の点 ウ 北緯38° 25.04'、東経141° 28.83' の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	新規	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 22 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 江島恋島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 23.54'、東経141° 35.43' の点 イ 北緯38° 22.98'、東経141° 35.43' の点 ウ 北緯38° 22.98'、東経141° 34.88' の点 エ 北緯38° 23.41'、東経141° 35.11' の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 23 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 江島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 24.36'、東経141° 35.56' の点 イ 北緯38° 24.82'、東経141° 35.81' の点 ウ 北緯38° 24.63'、東経141° 36.43' の点 エ 北緯38° 24.05'、東経141° 35.64' の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 24 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 金華山仁王 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 18.72'、東経141° 33.82' の点 イ 北緯38° 18.64'、東経141° 33.56' の点 ウ 北緯38° 19.05'、東経141° 33.50' の点 エ 北緯38° 19.15'、東経141° 34.01' の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 25 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 金華山砂浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 16.11'、東経141° 33.50' の点 イ 北緯38° 16.32'、東経141° 33.08' の点 ウ 北緯38° 16.80'、東経141° 33.59' の点 エ 北緯38° 16.73'、東経141° 33.73' の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 26 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 金華山垂水 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 17.35'、東経141° 34.99' の点 イ 北緯38° 17.35'、東経141° 35.76' の点 ウ 北緯38° 16.92'、東経141° 35.67' の点 エ 北緯38° 17.13'、東経141° 34.97' の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(緯度経度数値は世界測地系による。)	条件	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
定第 27 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 金華山鉞形 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 18.33′、東経141° 34.75′ の点 イ 北緯38° 18.45′、東経141° 34.51′ の点 ウ 北緯38° 18.96′、東経141° 34.91′ の点 エ 北緯38° 18.58′、東経141° 35.52′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 28 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 金華山白小浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 17.11′、東経141° 33.33′ の点 イ 北緯38° 16.76′、東経141° 33.06′ の点 ウ 北緯38° 16.93′、東経141° 32.84′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 29 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 金華山内高石 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 16.62′、東経141° 33.88′ の点 イ 北緯38° 16.14′、東経141° 33.88′ の点 ウ 北緯38° 16.20′、東経141° 33.59′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 30 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 長渡浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 14.83′、東経141° 29.28′ の点 イ 北緯38° 14.76′、東経141° 29.48′ の点 ウ 北緯38° 13.79′、東経141° 29.12′ の点 エ 北緯38° 14.00′、東経141° 28.63′ の点	ア、イ、ウ、エの点に宮城県漁業 調整規則第59条による標識を設 置す ること。 (光達距離4キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 31 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 杉の浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 15.44′、東経141° 28.11′ の点 イ 北緯38° 15.31′、東経141° 28.33′ の点 ウ 北緯38° 14.61′、東経141° 28.05′ の点 エ 北緯38° 14.80′、東経141° 27.63′ の点	ウ及びエの点に宮城県漁業調整 規則第59条による標識を設置す ること。 (光達距離4キロメートル以上)	—	新規	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 32 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 網地浜栗ヶ崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 15.93′、東経141° 27.12′ の点 イ 北緯38° 15.77′、東経141° 27.31′ の点 ウ 北緯38° 15.12′、東経141° 26.89′ の点 エ 北緯38° 15.36′、東経141° 26.52′ の点	ウ及びエの点に宮城県漁業調整 規則第59条による標識を設置す ること。 (光達距離4キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 33 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市田代浜 松石地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 17.56′、東経141° 24.40′ の点 イ 北緯38° 17.34′、東経141° 24.30′ の点 ウ 北緯38° 17.23′、東経141° 23.50′ の点 エ 北緯38° 17.55′、東経141° 23.55′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
定第 34 号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市田代浜 竜神崎地先 (三石)	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 17.20′、東経141° 24.31′ の点 イ 北緯38° 16.96′、東経141° 24.43′ の点 ウ 北緯38° 16.45′、東経141° 23.74′ の点 エ 北緯38° 16.82′、東経141° 23.56′ の点	宮城県漁業調整規則第59条 による標識を設置すること。 (光達距離3キロメートル以上)	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

(2) 区画漁業権

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第1101号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 泥這島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 58.26′、東経141° 38.09′ の点 イ 北緯38° 58.29′、東経141° 38.58′ の点 ウ 北緯38° 58.18′、東経141° 38.64′ の点 エ 北緯38° 58.16′、東経141° 38.14′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	気仙沼市唐桑町	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1102号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 大沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 57.85′、東経141° 38.31′ の点 イ 北緯38° 57.88′、東経141° 38.84′ の点 ウ 北緯38° 57.67′、東経141° 38.97′ の点 エ 北緯38° 57.57′、東経141° 38.57′ の点 オ 北緯38° 57.66′、東経141° 38.43′ の点	イの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	気仙沼市唐桑町	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1103号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 館地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 57.22′、東経141° 38.55′ の点 イ 北緯38° 57.38′、東経141° 39.08′ の点 ウ 北緯38° 56.94′、東経141° 39.39′ の点 エ 北緯38° 56.77′、東経141° 39.38′ の点 オ 北緯38° 56.68′、東経141° 38.78′ の点 カ 北緯38° 56.69′、東経141° 38.71′ の点 キ 北緯38° 56.91′、東経141° 38.40′ の点 ク 北緯38° 57.09′、東経141° 38.38′ の点	イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	気仙沼市唐桑町	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1104号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 只越地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 56.37′、東経141° 38.77′ の点 イ 北緯38° 56.40′、東経141° 39.58′ の点 ウ 北緯38° 55.83′、東経141° 40.02′ の点 エ 北緯38° 55.84′、東経141° 38.73′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	気仙沼市唐桑町	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1105号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 只越、石浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 55.76′、東経141° 38.73′ の点 イ 北緯38° 55.74′、東経141° 40.06′ の点 ウ 北緯38° 55.14′、東経141° 40.24′ の点 エ 北緯38° 54.59′、東経141° 40.41′ の点 オ 北緯38° 54.38′、東経141° 39.52′ の点 カ 北緯38° 55.22′、東経141° 39.25′ の点 キ 北緯38° 55.60′、東経141° 38.72′ の点	イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	気仙沼市唐桑町	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1106号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 馬場浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 54.25′、東経141° 39.53′ の点 イ 北緯38° 54.35′、東経141° 40.47′ の点 ウ 北緯38° 53.96′、東経141° 40.57′ の点 エ 北緯38° 53.86′、東経141° 39.77′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	気仙沼市唐桑町	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1107号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 中井地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.29′、東経141° 40.26′ の点 イ 北緯38° 53.35′、東経141° 40.70′ の点 ウ 北緯38° 53.15′、東経141° 40.75′ の点 エ 北緯38° 53.06′、東経141° 40.32′ の点	イの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	気仙沼市唐桑町	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第1108号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 中井地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 52.94′、東経141° 40.24′ の点 イ 北緯38° 53.07′、東経141° 40.77′ の点 ウ 北緯38° 52.22′、東経141° 40.87′ の点 エ 北緯38° 52.20′、東経141° 40.65′ の点 オ 北緯38° 52.32′、東経141° 40.63′ の点 カ 北緯38° 52.28′、東経141° 40.44′ の点	ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	気仙沼市唐桑町	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1109号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 津本地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 51.47′、東経141° 39.86′ の点 イ 北緯38° 51.50′、東経141° 40.05′ の点 ウ 北緯38° 51.35′、東経141° 40.08′ の点 エ 北緯38° 51.33′、東経141° 39.88′ の点	ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (エのみ光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	気仙沼市唐桑町	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1110号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 津本地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 52.07′、東経141° 39.08′ の点 イ 北緯38° 51.85′、東経141° 39.32′ の点 ウ 北緯38° 51.80′、東経141° 39.30′ の点 エ 北緯38° 51.83′、東経141° 39.00′ の点 オ 北緯38° 51.94′、東経141° 38.99′ の点	エの点に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	気仙沼市唐桑町	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1111号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 中井鴨木、神止地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 52.72′、東経141° 38.31′ の点 イ 北緯38° 52.88′、東経141° 38.52′ の点 ウ 北緯38° 52.62′、東経141° 38.54′ の点 エ 北緯38° 52.59′、東経141° 38.59′ の点 オ 北緯38° 52.65′、東経141° 38.66′ の点 カ 北緯38° 52.27′、東経141° 38.97′ の点 キ 北緯38° 52.16′、東経141° 38.75′ の点 ク 北緯38° 52.40′、東経141° 38.56′ の点 ケ 北緯38° 52.43′、東経141° 38.54′ の点	ア、キ及びクの点に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上) ケの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	気仙沼市唐桑町	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1112号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 上鮎立ウノリ、 上鮎立かき磯地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.29′、東経141° 38.33′ の点 イ 北緯38° 53.26′、東経141° 38.35′ の点 ウ 北緯38° 53.20′、東経141° 38.24′ の点 エ 北緯38° 53.17′、東経141° 38.28′ の点 オ 北緯38° 53.14′、東経141° 38.27′ の点 カ 北緯38° 53.11′、東経141° 38.16′ の点 キ 北緯38° 52.98′、東経141° 38.43′ の点 ク 北緯38° 52.88′、東経141° 38.36′ の点 ケ 北緯38° 52.87′、東経141° 38.20′ の点 コ 北緯38° 53.14′、東経141° 37.98′ の点	ケの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上) コの点に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	気仙沼市唐桑町	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第1113号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 鮎立天神、宿浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に 結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.76′、東経141° 37.96′ の点 イ 北緯38° 53.69′、東経141° 37.99′ の点 ウ 北緯38° 53.69′、東経141° 38.14′ の点 エ 北緯38° 53.56′、東経141° 38.16′ の点 オ 北緯38° 53.50′、東経141° 38.09′ の点 カ 北緯38° 53.30′、東経141° 38.13′ の点 キ 北緯38° 53.34′、東経141° 38.26′ の点 ク 北緯38° 53.29′、東経141° 38.28′ の点 ケ 北緯38° 53.20′、東経141° 37.98′ の点 コ 北緯38° 53.76′、東経141° 37.93′ の点	ケ及びコの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	気仙沼市唐桑町	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1114号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 宿浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に 結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 54.02′、東経141° 38.12′ の点 イ 北緯38° 53.99′、東経141° 38.06′ の点 ウ 北緯38° 53.81′、東経141° 38.04′ の点 エ 北緯38° 53.79′、東経141° 37.98′ の点 オ 北緯38° 53.80′、東経141° 37.95′ の点 カ 北緯38° 53.97′、東経141° 38.02′ の点 キ 北緯38° 54.02′、東経141° 38.06′ の点 ク 北緯38° 54.06′、東経141° 38.12′ の点		団体漁業権	気仙沼市唐桑町	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1115号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 宿浦笹ヶ崎、浦、 東舞根地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、 セ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 54.10′、東経141° 38.14′ の点 イ 北緯38° 54.04′、東経141° 38.00′ の点 ウ 北緯38° 53.71′、東経141° 37.90′ の点 エ 北緯38° 53.71′、東経141° 37.72′ の点 オ 北緯38° 53.83′、東経141° 37.61′ の点 カ 北緯38° 53.84′、東経141° 37.62′ の点 キ 北緯38° 53.82′、東経141° 37.71′ の点 ク 北緯38° 53.73′、東経141° 37.73′ の点 ケ 北緯38° 53.73′、東経141° 37.81′ の点 コ 北緯38° 53.81′、東経141° 37.87′ の点 サ 北緯38° 53.91′、東経141° 37.89′ の点 シ 北緯38° 53.93′、東経141° 37.93′ の点 ス 北緯38° 54.07′、東経141° 37.93′ の点 セ 北緯38° 54.11′、東経141° 38.13′ の点		団体漁業権	気仙沼市唐桑町	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1116号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 西舞根地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの 順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.86′、東経141° 37.52′ の点 イ 北緯38° 53.80′、東経141° 37.60′ の点 ウ 北緯38° 53.68′、東経141° 37.72′ の点 エ 北緯38° 53.68′、東経141° 37.86′ の点 オ 北緯38° 53.64′、東経141° 37.88′ の点 カ 北緯38° 53.47′、東経141° 37.91′ の点 キ 北緯38° 53.46′、東経141° 37.87′ の点 ク 北緯38° 53.66′、東経141° 37.83′ の点 ケ 北緯38° 53.66′、東経141° 37.64′ の点 コ 北緯38° 53.85′、東経141° 37.48′ の点	エ及びカの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (カのみ光達距離3キロメートル 以上)	団体漁業権	気仙沼市唐桑町	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第1117号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 西舞根九九鳴浜、 西舞根貝浜長面地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、 セ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.53′、東経141° 37.25′ の点 イ 北緯38° 53.55′、東経141° 37.33′ の点 ウ 北緯38° 53.50′、東経141° 37.41′ の点 エ 北緯38° 53.53′、東経141° 37.57′ の点 オ 北緯38° 53.53′、東経141° 37.73′ の点 カ 北緯38° 53.42′、東経141° 37.81′ の点 キ 北緯38° 53.32′、東経141° 37.36′ の点 ク 北緯38° 53.24′、東経141° 37.12′ の点 ケ 北緯38° 53.16′、東経141° 37.04′ の点 コ 北緯38° 52.94′、東経141° 36.99′ の点 サ 北緯38° 52.93′、東経141° 36.93′ の点 シ 北緯38° 53.25′、東経141° 36.94′ の点 ス 北緯38° 53.31′、東経141° 37.07′ の点 セ 北緯38° 53.42′、東経141° 37.29′ の点	カ、キ、ケ及びコの点に夜間識別可能な 赤色の標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	気仙沼市唐桑町	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1118号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	気仙沼市唐桑町 西舞根日向貝新場 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 52.86′、東経141° 36.78′ の点 イ 北緯38° 52.90′、東経141° 36.87′ の点 ウ 北緯38° 52.87′、東経141° 36.89′ の点 エ 北緯38° 52.84′、東経141° 36.80′ の点		団体漁業権	気仙沼市唐桑町	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1201号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 鶴ヶ浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 53.01′、東経141° 36.70′ の点 イ 北緯38° 53.01′、東経141° 36.75′ の点 ウ 北緯38° 52.83′、東経141° 36.77′ の点 エ 北緯38° 52.81′、東経141° 36.71′ の点 オ 北緯38° 52.86′、東経141° 36.67′ の点	エの点に夜間識別可能な赤色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	気仙沼市 浪板、大浦、 小ヶ汐、梶ヶ浦、 鶴ヶ浦	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1202号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 鶴ヶ浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 52.96′、東経141° 36.64′ の点 イ 北緯38° 52.95′、東経141° 36.68′ の点 ウ 北緯38° 52.85′、東経141° 36.65′ の点 エ 北緯38° 52.80′、東経141° 36.69′ の点 オ 北緯38° 52.75′、東経141° 36.50′ の点 カ 北緯38° 52.77′、東経141° 36.31′ の点 キ 北緯38° 52.79′、東経141° 36.34′ の点 ク 北緯38° 52.77′、東経141° 36.50′ の点	オ及びカ点に夜間識別可能な赤色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	気仙沼市 浪板、大浦、 小ヶ汐、梶ヶ浦、 鶴ヶ浦	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1203号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 梶ヶ浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 52.95′、東経141° 36.18′ の点 イ 北緯38° 52.82′、東経141° 36.25′ の点 ウ 北緯38° 52.79′、東経141° 36.24′ の点 エ 北緯38° 52.92′、東経141° 36.09′ の点 オ 北緯38° 52.95′、東経141° 36.08′ の点 カ 北緯38° 52.97′、東経141° 36.12′ の点	ウの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	団体漁業権	気仙沼市 浪板、大浦、 小ヶ汐、梶ヶ浦、 鶴ヶ浦	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1204号	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 梶ヶ浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 53.55′、東経141° 35.79′ の点 イ 北緯38° 53.52′、東経141° 35.83′ の点 ウ 北緯38° 53.00′、東経141° 36.08′ の点 エ 北緯38° 52.98′、東経141° 36.04′ の点 オ 北緯38° 53.52′、東経141° 35.73′ の点	エ及びオの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	気仙沼市 浪板、大浦、 小ヶ汐、梶ヶ浦、 鶴ヶ浦	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第1205号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 小々汐地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 53.66′、東経141° 35.32′ の点 イ 北緯38° 53.69′、東経141° 35.48′ の点 ウ 北緯38° 53.65′、東経141° 35.66′ の点 エ 北緯38° 53.59′、東経141° 35.77′ の点 オ 北緯38° 53.59′、東経141° 35.71′ の点	ア及びオの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。	団体漁業権	気仙沼市 浪板、大浦、 小ヶ汐、梶ヶ浦、 鶴ヶ浦	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1206号	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 大浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線に よって囲まれた区域 ア 北緯38° 54.21′、東経141° 35.03′ の点 イ 北緯38° 54.21′、東経141° 35.14′ の点 ウ 北緯38° 54.10′、東経141° 35.23′ の点 エ 北緯38° 53.98′、東経141° 35.23′ の点 オ 北緯38° 53.86′、東経141° 35.25′ の点 カ 北緯38° 53.84′、東経141° 35.20′ の点 キ 北緯38° 53.90′、東経141° 35.13′ の点 ク 北緯38° 53.92′、東経141° 35.11′ の点	ア及びキの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。	団体漁業権	気仙沼市 浪板、大浦、 小ヶ汐、梶ヶ浦、 鶴ヶ浦	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1207号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 松崎前浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.10′、東経141° 35.46′ の点 イ 北緯38° 53.01′、東経141° 35.69′ の点 ウ 北緯38° 52.95′、東経141° 35.45′ の点		団体漁業権	気仙沼市 松崎、赤岩	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1208号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 松崎アミダ鼻、 母体田片浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 52.92′、東経141° 35.47′ の点 イ 北緯38° 52.97′、東経141° 35.78′ の点 ウ 北緯38° 52.46′、東経141° 35.82′ の点 エ 北緯38° 52.47′、東経141° 35.53′ の点 オ 北緯38° 52.44′、東経141° 35.43′ の点 カ 北緯38° 52.56′、東経141° 35.38′ の点 キ 北緯38° 52.65′、東経141° 35.53′ の点	イの点に夜間識別可能な緑色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上) ウの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	気仙沼市 松崎、赤岩	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1209号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 松崎片浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 52.44′、東経141° 35.57′ の点 イ 北緯38° 52.42′、東経141° 35.82′ の点 ウ 北緯38° 52.30′、東経141° 35.82′ の点 エ 北緯38° 52.30′、東経141° 35.52′ の点 オ 北緯38° 52.40′、東経141° 35.49′ の点	イの点に夜間識別可能な緑色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	気仙沼市 松崎、赤岩	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1210号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 松崎尾崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 52.24′、東経141° 35.54′ の点 イ 北緯38° 52.24′、東経141° 35.83′ の点 ウ 北緯38° 51.80′、東経141° 35.85′ の点 エ 北緯38° 51.90′、東経141° 35.62′ の点	イの点に夜間識別可能な緑色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	気仙沼市 松崎、赤岩	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1211号	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 松崎尾崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 52.07′、東経141° 35.24′ の点 イ 北緯38° 52.17′、東経141° 35.40′ の点 ウ 北緯38° 52.03′、東経141° 35.56′ の点 エ 北緯38° 51.91′、東経141° 35.60′ の点		団体漁業権	気仙沼市 松崎、赤岩	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第1212号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 岩月千岩田、 岩月台の沢、 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 52.07′、東経141° 35.24′ の点 イ 北緯38° 51.93′、東経141° 35.54′ の点 ウ 北緯38° 51.57′、東経141° 35.46′ の点 エ 北緯38° 51.50′、東経141° 35.18′ の点		団体漁業権	気仙沼市 岩月、最知、 長磯、波路上	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1213号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 岩月千岩田、 岩月台の沢、 最知川原、 長磯七半沢、 長磯地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 51.92′、東経141° 35.57′ の点 イ 北緯38° 51.80′、東経141° 35.85′ の点 ウ 北緯38° 51.65′、東経141° 35.85′ の点 エ 北緯38° 51.57′、東経141° 35.85′ の点 オ 北緯38° 50.88′、東経141° 36.03′ の点 カ 北緯38° 50.84′、東経141° 36.05′ の点 キ 北緯38° 50.34′、東経141° 36.19′ の点 ク 北緯38° 50.28′、東経141° 35.80′ の点 ケ 北緯38° 50.98′、東経141° 35.60′ の点 コ 北緯38° 51.43′、東経141° 35.51′ の点 サ 北緯38° 51.57′、東経141° 35.49′ の点 シ 北緯38° 51.71′、東経141° 35.52′ の点	イ、ウ、オ及びキの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上) エ、カの点に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	気仙沼市 岩月、最知、 長磯、波路上	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1214号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 岩月台の沢、 最知川原、 最知地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 51.39′、東経141° 35.02′ の点 イ 北緯38° 51.37′、東経141° 35.10′ の点 ウ 北緯38° 51.49′、東経141° 35.24′ の点 エ 北緯38° 51.56′、東経141° 35.46′ の点 オ 北緯38° 50.87′、東経141° 35.60′ の点 カ 北緯38° 50.85′、東経141° 35.12′ の点		団体漁業権	気仙沼市 岩月、最知、 長磯、波路上	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1215号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 長磯七半沢、 長磯地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 50.79′、東経141° 35.23′ の点 イ 北緯38° 50.84′、東経141° 35.59′ の点 ウ 北緯38° 50.28′、東経141° 35.77′ の点 エ 北緯38° 50.22′、東経141° 35.50′ の点		団体漁業権	気仙沼市 岩月、最知、 長磯、波路上	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1216号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 波路上瀬向、 波路上岩井崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 50.22′、東経141° 35.78′ の点 イ 北緯38° 50.29′、東経141° 36.11′ の点 ウ 北緯38° 50.19′、東経141° 36.26′ の点 エ 北緯38° 50.06′、東経141° 36.29′ の点 オ 北緯38° 49.97′、東経141° 36.13′ の点 カ 北緯38° 50.12′、東経141° 35.96′ の点 キ 北緯38° 50.12′、東経141° 35.89′ の点	ウの点に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	気仙沼市 岩月、最知、 長磯、波路上	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1217号	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 波路上岩井崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 49.97′、東経141° 36.17′ の点 イ 北緯38° 49.98′、東経141° 36.23′ の点 ウ 北緯38° 49.90′、東経141° 36.24′ の点 エ 北緯38° 49.86′、東経141° 36.28′ の点 オ 北緯38° 49.82′、東経141° 36.16′ の点 カ 北緯38° 49.86′、東経141° 36.12′ の点 キ 北緯38° 49.89′、東経141° 36.19′ の点		団体漁業権	気仙沼市 岩月、最知、 長磯、波路上	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第1218号	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 波路上明戸浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 49.59′、東経141° 35.67′ の点 イ 北緯38° 49.57′、東経141° 35.70′ の点 ウ 北緯38° 49.39′、東経141° 35.56′ の点 エ 北緯38° 49.40′、東経141° 35.53′ の点		団体漁業権	気仙沼市 岩月、最知、 長磯、波路上	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1219号	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 波路上明戸浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 49.61′、東経141° 35.92′ の点 イ 北緯38° 49.48′、東経141° 36.19′ の点 ウ 北緯38° 49.12′、東経141° 35.91′ の点 エ 北緯38° 49.21′、東経141° 35.71′ の点 オ 北緯38° 49.39′、東経141° 35.86′ の点 カ 北緯38° 49.43′、東経141° 35.76′ の点		団体漁業権	気仙沼市 岩月、最知、 長磯、波路上	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1220号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 波路上岩井崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 49.44′、東経141° 36.29′ の点 イ 北緯38° 49.83′、東経141° 36.48′ の点 ウ 北緯38° 49.17′、東経141° 36.88′ の点 エ 北緯38° 48.76′、東経141° 36.70′ の点	ア、イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	気仙沼市 岩月、最知、 長磯、波路上	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1221号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 磯草地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、スの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 52.65′、東経141° 36.06′ の点 イ 北緯38° 52.67′、東経141° 36.28′ の点 ウ 北緯38° 52.51′、東経141° 36.20′ の点 エ 北緯38° 52.42′、東経141° 36.07′ の点 オ 北緯38° 52.33′、東経141° 36.12′ の点 カ 北緯38° 52.21′、東経141° 36.17′ の点 キ 北緯38° 52.20′、東経141° 36.26′ の点 ク 北緯38° 52.15′、東経141° 36.20′ の点 ケ 北緯38° 51.98′、東経141° 36.41′ の点 コ 北緯38° 51.97′、東経141° 36.40′ の点 サ 北緯38° 52.14′、東経141° 36.04′ の点 シ 北緯38° 52.38′、東経141° 35.99′ の点 ス 北緯38° 52.42′、東経141° 35.99′ の点	ア及びエの点に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上) サの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	気仙沼市大島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1222号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 亀山地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.04′、東経141° 37.27′ の点 イ 北緯38° 53.00′、東経141° 37.30′ の点 ウ 北緯38° 52.92′、東経141° 37.31′ の点 エ 北緯38° 52.75′、東経141° 37.11′ の点 オ 北緯38° 52.67′、東経141° 36.88′ の点 カ 北緯38° 52.71′、東経141° 36.72′ の点 キ 北緯38° 52.68′、東経141° 36.49′ の点 ク 北緯38° 52.63′、東経141° 36.44′ の点 ケ 北緯38° 52.69′、東経141° 36.34′ の点 コ 北緯38° 52.75′、東経141° 36.96′ の点	ア、ケ及びコの点に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	気仙沼市大島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域 (経緯度数値は世界測地系による。)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第1223号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市 十八鳴浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ノ、ハ、ヒ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 53.16′、東経141° 37.48′ の点 イ 北緯38° 53.18′、東経141° 37.62′ の点 ウ 北緯38° 52.87′、東経141° 37.93′ の点 エ 北緯38° 52.58′、東経141° 38.21′ の点 オ 北緯38° 52.50′、東経141° 38.26′ の点 カ 北緯38° 52.37′、東経141° 38.35′ の点 キ 北緯38° 52.15′、東経141° 38.47′ の点 ク 北緯38° 51.93′、東経141° 38.59′ の点 ケ 北緯38° 51.78′、東経141° 38.38′ の点 コ 北緯38° 51.60′、東経141° 38.36′ の点 サ 北緯38° 51.65′、東経141° 38.71′ の点 シ 北緯38° 51.62′、東経141° 38.72′ の点 ス 北緯38° 51.51′、東経141° 38.54′ の点 セ 北緯38° 51.31′、東経141° 37.79′ の点 ソ 北緯38° 51.49′、東経141° 37.65′ の点 タ 北緯38° 51.73′、東経141° 37.79′ の点 チ 北緯38° 51.96′、東経141° 38.17′ の点 ツ 北緯38° 52.34′、東経141° 37.94′ の点 テ 北緯38° 52.42′、東経141° 38.11′ の点 ト 北緯38° 52.60′、東経141° 38.01′ の点 ナ 北緯38° 52.59′、東経141° 37.97′ の点 ニ 北緯38° 52.77′、東経141° 37.78′ の点 ヌ 北緯38° 52.74′、東経141° 37.68′ の点 ネ 北緯38° 52.77′、東経141° 37.66′ の点 ノ 北緯38° 52.81′、東経141° 37.73′ の点 ハ 北緯38° 53.01′、東経141° 37.64′ の点 ヒ 北緯38° 53.06′、東経141° 37.52′ の点	ア、イ、ウ、オ、キ、ク及びシの点に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	気仙沼市大島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1224号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市 長崎、大前見島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 51.12′、東経141° 37.57′ の点 イ 北緯38° 51.21′、東経141° 37.72′ の点 ウ 北緯38° 51.42′、東経141° 38.46′ の点 エ 北緯38° 51.15′、東経141° 38.58′ の点 オ 北緯38° 51.08′、東経141° 38.88′ の点 カ 北緯38° 50.89′、東経141° 38.92′ の点 キ 北緯38° 50.89′、東経141° 38.92′ の点 ク 北緯38° 50.49′、東経141° 39.03′ の点 ケ 北緯38° 50.36′、東経141° 38.84′ の点 コ 北緯38° 50.75′、東経141° 38.55′ の点 サ 北緯38° 50.69′、東経141° 38.26′ の点 シ 北緯38° 50.78′、東経141° 38.22′ の点 ス 北緯38° 50.83′、東経141° 38.53′ の点 セ 北緯38° 51.18′、東経141° 38.39′ の点 ソ 北緯38° 51.01′、東経141° 38.09′ の点 タ 北緯38° 50.96′、東経141° 37.76′ の点 チ 北緯38° 51.01′、東経141° 37.60′ の点	オ及びカの点に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	気仙沼市大島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1225号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市 新王平地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 50.71′、東経141° 38.18′ の点 イ 北緯38° 50.49′、東経141° 38.40′ の点 ウ 北緯38° 50.45′、東経141° 38.34′ の点 エ 北緯38° 50.69′、東経141° 38.11′ の点		団体漁業権	気仙沼市大島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域 (経緯度数値は世界測地系による。)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第1226号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 横沼竜舞崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 50.30′、東経141° 37.78′ の点 イ 北緯38° 50.00′、東経141° 38.31′ の点 ウ 北緯38° 49.65′、東経141° 37.80′ の点 エ 北緯38° 49.82′、東経141° 37.54′ の点 オ 北緯38° 49.89′、東経141° 37.57′ の点 カ 北緯38° 49.84′、東経141° 37.64′ の点 キ 北緯38° 49.96′、東経141° 37.75′ の点 ク 北緯38° 50.03′、東経141° 37.65′ の点		団体漁業権	気仙沼市大島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1227号	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 横沼風待地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 49.49′、東経141° 37.63′ の点 イ 北緯38° 49.44′、東経141° 37.41′ の点 ウ 北緯38° 49.68′、東経141° 37.19′ の点 エ 北緯38° 50.28′、東経141° 36.63′ の点 オ 北緯38° 50.35′、東経141° 36.73′ の点 カ 北緯38° 50.05′、東経141° 37.03′ の点 キ 北緯38° 50.03′、東経141° 37.17′ の点 ク 北緯38° 49.82′、東経141° 37.40′ の点 ケ 北緯38° 49.73′、東経141° 37.35′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	気仙沼市大島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1228号	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 駒形、要害前浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ 線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 50.86′、東経141° 36.34′ の点 イ 北緯38° 50.84′、東経141° 36.60′ の点 ウ 北緯38° 50.56′、東経141° 36.89′ の点 エ 北緯38° 50.45′、東経141° 36.91′ の点 オ 北緯38° 50.41′、東経141° 36.78′ の点 カ 北緯38° 50.46′、東経141° 36.73′ の点 キ 北緯38° 50.44′、東経141° 36.54′ の点 ク 北緯38° 50.64′、東経141° 36.45′ の点	アの点に夜間識別可能な赤色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	気仙沼市大島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1229号	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 要害地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 50.98′、東経141° 36.77′ の点 イ 北緯38° 50.86′、東経141° 36.81′ の点 ウ 北緯38° 50.84′、東経141° 36.75′ の点 エ 北緯38° 50.88′、東経141° 36.72′ の点		団体漁業権	気仙沼市大島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1230号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 浅根地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ 線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 51.09′、東経141° 36.24′ の点 イ 北緯38° 51.13′、東経141° 36.42′ の点 ウ 北緯38° 51.15′、東経141° 36.59′ の点 エ 北緯38° 51.03′、東経141° 36.64′ の点 オ 北緯38° 51.00′、東経141° 36.73′ の点 カ 北緯38° 50.89′、東経141° 36.68′ の点 キ 北緯38° 50.89′、東経141° 36.61′ の点 ク 北緯38° 50.96′、東経141° 36.56′ の点 ケ 北緯38° 50.92′、東経141° 36.32′ の点		団体漁業権	気仙沼市大島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第1231号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 大向地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 51.88′、東経141° 36.05′ の点 イ 北緯38° 51.88′、東経141° 36.35′ の点 ウ 北緯38° 51.82′、東経141° 36.35′ の点 エ 北緯38° 51.72′、東経141° 36.26′ の点 オ 北緯38° 51.62′、東経141° 36.26′ の点 カ 北緯38° 51.46′、東経141° 36.37′ の点 キ 北緯38° 51.45′、東経141° 36.35′ の点 ク 北緯38° 51.20′、東経141° 36.40′ の点 ケ 北緯38° 51.12′、東経141° 36.23′ の点 コ 北緯38° 51.25′、東経141° 36.16′ の点	ア及びケの点に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上) コの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	気仙沼市大島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1301号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市本吉町 大谷地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 49.33′、東経141° 35.01′ の点 イ 北緯38° 48.77′、東経141° 35.71′ の点 ウ 北緯38° 48.56′、東経141° 35.50′ の点 エ 北緯38° 48.79′、東経141° 35.01′ の点 オ 北緯38° 49.04′、東経141° 34.66′ の点	イの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	気仙沼市本吉町 沖の田、後田、 土樋下、菖蒲沢、 石川原、寺沢、 直伝、道貫、 長畑、野々下、 洞沢、長根、 大谷、寺谷、 窪、三島、 滝根、九多九、 木戸、日門、 山谷、田の沢、 天ヶ沢、猿内、 大森、前浜、 谷地、府中、 大朴木、高、 赤牛、小金沢	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1302号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	気仙沼市本吉町 大谷地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 48.74′、東経141° 34.98′ の点 イ 北緯38° 48.43′、東経141° 35.52′ の点 ウ 北緯38° 48.16′、東経141° 35.23′ の点 エ 北緯38° 48.46′、東経141° 34.71′ の点		団体漁業権	気仙沼市本吉町 沖の田、後田、 土樋下、菖蒲沢、 石川原、寺沢、 直伝、道貫、 長畑、野々下、 洞沢、長根、 大谷、寺谷、 窪、三島、 滝根、九多九、 木戸、日門、 山谷、田の沢、 天ヶ沢、猿内、 大森、前浜、 谷地、府中、 大朴木、高、 赤牛、小金沢	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第1303号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市本吉町大谷地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 48.42′、東経141° 34.50′ の点 イ 北緯38° 48.06′、東経141° 35.12′ の点 ウ 北緯38° 47.92′、東経141° 34.97′ の点 エ 北緯38° 48.27′、東経141° 34.36′ の点	ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	気仙沼市本吉町沖の田、後田、土樋下、菖蒲沢、石川原、寺沢、直伝、道貫、長畑、野々下、洞沢、長根、大谷、寺谷、窪、三島、滝根、九多九、木戸、日門、山谷、田の沢、天ヶ沢、猿内、大森、前浜、谷地、府中、大朴木、高、赤牛、小金沢	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第1304号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市本吉町大谷、日門地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 48.72′、東経141° 34.22′ の点 イ 北緯38° 48.66′、東経141° 34.25′ の点 ウ 北緯38° 48.58′、東経141° 33.99′ の点 エ 北緯38° 48.44′、東経141° 34.03′ の点 オ 北緯38° 48.38′、東経141° 33.74′ の点 カ 北緯38° 48.61′、東経141° 33.67′ の点 キ 北緯38° 48.67′、東経141° 34.03′ の点	エ及びカの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	気仙沼市本吉町沖の田、後田、土樋下、菖蒲沢、石川原、寺沢、直伝、道貫、長畑、野々下、洞沢、長根、大谷、寺谷、窪、三島、滝根、九多九、木戸、日門、山谷、田の沢、天ヶ沢、猿内、大森、前浜、谷地、府中、大朴木、高、赤牛、小金沢	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第1305号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市本吉町前浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 47.91′、東経141° 33.52′ の点 イ 北緯38° 47.54′、東経141° 34.18′ の点 ウ 北緯38° 47.33′、東経141° 33.99′ の点 エ 北緯38° 47.70′、東経141° 33.32′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	気仙沼市本吉町沖の田、後田、土樋下、菖蒲沢、石川原、寺沢、直伝、道貫、長畑、野々下、洞沢、長根、大谷、寺谷、窪、三島、滝根、九多九、木戸、日門、山谷、田の沢、天ヶ沢、猿内、大森、前浜、谷地、府中、大朴木、高、赤牛、小金沢	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域 (経緯度数値は世界測地系による。)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第1306号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市本吉町前浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 47.82′、東経141° 32.95′ の点 イ 北緯38° 47.28′、東経141° 33.94′ の点 ウ 北緯38° 47.04′、東経141° 33.72′ の点 エ 北緯38° 47.58′、東経141° 32.74′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	気仙沼市本吉町沖の田、後田、土樋下、菖蒲沢、石川原、寺沢、直伝、道貫、長畑、野々下、洞沢、長根、大谷、寺谷、窪、三島、滝根、九多九、木戸、日門、山谷、田の沢、天ヶ沢、猿内、大森、前浜、谷地、府中、大朴木、高、赤牛、小金沢	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第1307号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市本吉町前浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 47.63′、東経141° 32.51′ の点 イ 北緯38° 47.00′、東経141° 33.68′ の点 ウ 北緯38° 46.80′、東経141° 33.50′ の点 エ 北緯38° 47.47′、東経141° 32.34′ の点	ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	気仙沼市本吉町沖の田、後田、土樋下、菖蒲沢、石川原、寺沢、直伝、道貫、長畑、野々下、洞沢、長根、大谷、寺谷、窪、三島、滝根、九多九、木戸、日門、山谷、田の沢、天ヶ沢、猿内、大森、前浜、谷地、府中、大朴木、高、赤牛、小金沢	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第1308号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市本吉町大沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 47.34′、東経141° 32.25′ の点 イ 北緯38° 47.32′、東経141° 32.38′ の点 ウ 北緯38° 46.63′、東経141° 33.51′ の点 エ 北緯38° 46.51′、東経141° 33.43′ の点 オ 北緯38° 46.77′、東経141° 32.08′ の点	ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	気仙沼市本吉町幸士、大沢、津谷長根、風越、登米沢、道外	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第1309号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市本吉町今朝磯地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 46.13′、東経141° 31.99′ の点 イ 北緯38° 46.30′、東経141° 34.41′ の点 ウ 北緯38° 45.73′、東経141° 34.52′ の点 エ 北緯38° 45.19′、東経141° 32.13′ の点 オ 北緯38° 45.42′、東経141° 32.09′ の点 カ 北緯38° 45.43′、東経141° 32.14′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	気仙沼市本吉町中島、卯名沢、泉、下宿、平貝、菅の沢、小浜、二十一浜、長窪、柳沢、蔵内、今朝磯、歌生、北明戸、蔵野、外尾	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第1401号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町歌津港地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 45.07′、東経141° 32.39′ の点 イ 北緯38° 45.13′、東経141° 32.72′ の点 ウ 北緯38° 44.94′、東経141° 32.73′ の点 エ 北緯38° 44.89′、東経141° 32.44′ の点		団体漁業権	本吉郡南三陸町歌津	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第1402号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津港地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 44.79′、東経141° 32.47′ の点 イ 北緯38° 44.84′、東経141° 32.73′ の点 ウ 北緯38° 44.78′、東経141° 32.73′ の点 エ 北緯38° 44.70′、東経141° 32.49′ の点		団体漁業権	本吉郡 南三陸町歌津	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1403号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津港地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 44.53′、東経141° 32.51′ の点 イ 北緯38° 44.70′、東経141° 32.70′ の点 ウ 北緯38° 44.66′、東経141° 32.75′ の点 エ 北緯38° 44.59′、東経141° 32.69′ の点 オ 北緯38° 44.55′、東経141° 32.73′ の点 カ 北緯38° 44.45′、東経141° 32.65′ の点		団体漁業権	本吉郡 南三陸町歌津	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1404号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津港、田の浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 45.15′、東経141° 32.84′ の点 イ 北緯38° 45.28′、東経141° 33.55′ の点 ウ 北緯38° 45.54′、東経141° 35.04′ の点 エ 北緯38° 45.43′、東経141° 35.09′ の点 オ 北緯38° 44.50′、東経141° 33.11′ の点 カ 北緯38° 44.22′、東経141° 32.96′ の点 キ 北緯38° 44.27′、東経141° 32.85′ の点 ク 北緯38° 44.57′、東経141° 32.98′ の点 ケ 北緯38° 44.65′、東経141° 32.82′ の点	ア、イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (イ、ウのみ光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	本吉郡 南三陸町歌津	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1405号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津田の浦、石浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 44.45′、東経141° 33.20′ の点 イ 北緯38° 45.30′、東経141° 35.15′ の点 ウ 北緯38° 44.35′、東経141° 35.65′ の点 エ 北緯38° 43.88′、東経141° 35.63′ の点 オ 北緯38° 43.89′、東経141° 34.05′ の点 カ 北緯38° 44.37′、東経141° 34.04′ の点 キ 北緯38° 44.54′、東経141° 33.88′ の点 ク 北緯38° 44.37′、東経141° 33.46′ の点	イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (イ、ウのみ光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	本吉郡 南三陸町歌津	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1406号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津名足地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 43.78′、東経141° 34.16′ の点 イ 北緯38° 43.76′、東経141° 35.62′ の点 ウ 北緯38° 43.17′、東経141° 35.58′ の点 エ 北緯38° 43.31′、東経141° 34.13′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (ウのみ光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	本吉郡 南三陸町歌津	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1407号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津名足、泊浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 43.27′、東経141° 33.84′ の点 イ 北緯38° 43.10′、東経141° 35.58′ の点 ウ 北緯38° 42.30′、東経141° 35.54′ の点 エ 北緯38° 42.19′、東経141° 35.53′ の点 オ 北緯38° 41.93′、東経141° 35.49′ の点 カ 北緯38° 41.14′、東経141° 35.12′ の点 キ 北緯38° 40.75′、東経141° 34.93′ の点 ク 北緯38° 40.64′、東経141° 34.23′ の点 ケ 北緯38° 40.92′、東経141° 33.72′ の点 コ 北緯38° 42.00′、東経141° 34.08′ の点 サ 北緯38° 42.80′、東経141° 34.14′ の点 シ 北緯38° 42.86′、東経141° 33.81′ の点	イ、ウ、エ、カ、キ、ク及びケの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (イ、キのみ光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	本吉郡 南三陸町歌津	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第1408号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町歌津泊浜、稲淵、葦ノ浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.71′、東経141° 31.27′ の点 イ 北緯38° 41.56′、東経141° 32.45′ の点 ウ 北緯38° 41.24′、東経141° 32.99′ の点 エ 北緯38° 41.19′、東経141° 33.06′ の点 オ 北緯38° 40.89′、東経141° 33.44′ の点 カ 北緯38° 40.45′、東経141° 34.06′ の点 キ 北緯38° 40.22′、東経141° 34.68′ の点 ク 北緯38° 40.06′、東経141° 34.60′ の点 ケ 北緯38° 40.22′、東経141° 33.81′ の点 コ 北緯38° 40.37′、東経141° 33.02′ の点 サ 北緯38° 40.41′、東経141° 32.83′ の点 シ 北緯38° 40.53′、東経141° 32.21′ の点 ス 北緯38° 40.56′、東経141° 32.10′ の点 セ 北緯38° 40.66′、東経141° 31.54′ の点	ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及びセの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (エ、キ、ク、サ、スのみ光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	本吉郡南三陸町歌津	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第1409号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	本吉郡南三陸町歌津泊浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 41.65′、東経141° 33.22′ の点 イ 北緯38° 41.53′、東経141° 33.41′ の点 ウ 北緯38° 41.43′、東経141° 33.38′ の点 エ 北緯38° 41.54′、東経141° 33.19′ の点		団体漁業権	本吉郡南三陸町歌津	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第1410号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町歌津泊浜、稲淵地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 42.60′、東経141° 32.77′ の点 イ 北緯38° 42.58′、東経141° 32.90′ の点 ウ 北緯38° 42.35′、東経141° 33.27′ の点 エ 北緯38° 41.72′、東経141° 33.02′ の点 オ 北緯38° 41.70′、東経141° 32.84′ の点 カ 北緯38° 42.56′、東経141° 32.74′ の点		団体漁業権	本吉郡南三陸町歌津	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第1411号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町歌津泊浜、稲淵地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 42.52′、東経141° 32.71′ の点 イ 北緯38° 41.70′、東経141° 32.81′ の点 ウ 北緯38° 41.69′、東経141° 32.66′ の点 エ 北緯38° 42.16′、東経141° 32.05′ の点	ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	本吉郡南三陸町歌津	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第1412号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町歌津伊里前浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 42.27′、東経141° 32.09′ の点 イ 北緯38° 42.21′、東経141° 31.97′ の点 ウ 北緯38° 42.33′、東経141° 31.81′ の点 エ 北緯38° 42.87′、東経141° 31.60′ の点 オ 北緯38° 42.96′、東経141° 31.86′ の点 カ 北緯38° 42.71′、東経141° 32.04′ の点 キ 北緯38° 42.53′、東経141° 31.96′ の点	イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	本吉郡南三陸町歌津	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第1413号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津伊里前浜、 寄木地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 42.12′、東経141° 31.84′ の点 イ 北緯38° 41.67′、東経141° 31.33′ の点 ウ 北緯38° 41.71′、東経141° 31.28′ の点 エ 北緯38° 42.33′、東経141° 31.49′ の点 オ 北緯38° 42.41′、東経141° 31.38′ の点 カ 北緯38° 42.55′、東経141° 31.49′ の点 キ 北緯38° 42.49′、東経141° 31.56′ の点 ク 北緯38° 42.50′、東経141° 31.63′ の点 ケ 北緯38° 42.70′、東経141° 31.56′ の点 コ 北緯38° 42.69′、東経141° 31.51′ の点 サ 北緯38° 42.79′、東経141° 31.48′ の点 シ 北緯38° 42.83′、東経141° 31.57′ の点	ア及びシの点に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	本吉郡 南三陸町歌津	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1414号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津寄木地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 42.07′、東経141° 31.92′ の点 イ 北緯38° 41.85′、東経141° 32.20′ の点 ウ 北緯38° 41.41′、東経141° 31.56′ の点 エ 北緯38° 41.14′、東経141° 31.80′ の点 オ 北緯38° 40.73′、東経141° 31.20′ の点 カ 北緯38° 40.80′、東経141° 30.84′ の点 キ 北緯38° 41.07′、東経141° 30.82′ の点 ク 北緯38° 41.61′、東経141° 31.38′ の点	イ、オ及びカの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (カのみ光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	本吉郡 南三陸町歌津	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1415号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津葦ノ浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 41.35′、東経141° 30.35′ の点 イ 北緯38° 41.36′、東経141° 30.43′ の点 ウ 北緯38° 41.12′、東経141° 30.52′ の点 エ 北緯38° 41.07′、東経141° 30.60′ の点 オ 北緯38° 41.04′、東経141° 30.57′ の点 カ 北緯38° 41.09′、東経141° 30.50′ の点 キ 北緯38° 41.14′、東経141° 30.43′ の点		団体漁業権	本吉郡 南三陸町歌津	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1501号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川細浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 41.32′、東経141° 30.02′ の点 イ 北緯38° 41.36′、東経141° 30.31′ の点 ウ 北緯38° 40.83′、東経141° 30.51′ の点 エ 北緯38° 40.87′、東経141° 30.33′ の点 オ 北緯38° 41.18′、東経141° 30.21′ の点 カ 北緯38° 41.17′、東経141° 30.07′ の点	ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	本吉郡 南三陸町志津川	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1502号	第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川細浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 41.17′、東経141° 30.07′ の点 イ 北緯38° 41.18′、東経141° 30.21′ の点 ウ 北緯38° 40.87′、東経141° 30.33′ の点 エ 北緯38° 40.91′、東経141° 30.15′ の点	エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	本吉郡 南三陸町志津川	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1503号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川細浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 41.50′、東経141° 30.03′ の点 イ 北緯38° 41.45′、東経141° 30.03′ の点 ウ 北緯38° 41.45′、東経141° 29.99′ の点 エ 北緯38° 41.50′、東経141° 29.99′ の点		団体漁業権	本吉郡 南三陸町志津川	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第1504号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川細浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 41.27′、東経141° 29.73′ の点 イ 北緯38° 41.36′、東経141° 29.89′ の点 ウ 北緯38° 41.17′、東経141° 30.05′ の点 エ 北緯38° 40.99′、東経141° 30.09′ の点	エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	本吉郡 南三陸町志津川	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1505号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川細浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 41.27′、東経141° 29.64′ の点 イ 北緯38° 41.21′、東経141° 29.70′ の点 ウ 北緯38° 41.15′、東経141° 29.59′ の点 エ 北緯38° 41.23′、東経141° 29.55′ の点		団体漁業権	本吉郡 南三陸町志津川	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1506号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川野島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.80′、東経141° 29.98′ の点 イ 北緯38° 40.76′、東経141° 30.37′ の点 ウ 北緯38° 40.57′、東経141° 30.26′ の点 エ 北緯38° 40.61′、東経141° 29.87′ の点	イの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	本吉郡 南三陸町志津川	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1507号	第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川野島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.57′、東経141° 30.26′ の点 イ 北緯38° 40.46′、東経141° 30.20′ の点 ウ 北緯38° 40.41′、東経141° 29.94′ の点 エ 北緯38° 40.43′、東経141° 29.81′ の点 オ 北緯38° 40.61′、東経141° 29.87′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	本吉郡 南三陸町志津川	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1508号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川野島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.74′、東経141° 30.44′ の点 イ 北緯38° 40.74′、東経141° 30.51′ の点 ウ 北緯38° 39.82′、東経141° 30.66′ の点 エ 北緯38° 39.74′、東経141° 30.01′ の点 オ 北緯38° 39.69′、東経141° 29.78′ の点 カ 北緯38° 39.59′、東経141° 29.05′ の点 キ 北緯38° 40.17′、東経141° 28.78′ の点 ク 北緯38° 40.34′、東経141° 29.83′ の点 ケ 北緯38° 40.42′、東経141° 30.26′ の点	ウ、エ、オ、カ及びクの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (ウ、エ、オ、クのみ光距離離3キロメートル以上)	団体漁業権	本吉郡 南三陸町志津川	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1509号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川野島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.45′、東経141° 32.07′ の点 イ 北緯38° 40.18′、東経141° 32.02′ の点 ウ 北緯38° 40.39′、東経141° 31.10′ の点 エ 北緯38° 40.64′、東経141° 31.04′ の点	ア、イ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光距離離3キロメートル以上)	団体漁業権	本吉郡 南三陸町志津川	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1510号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川野島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.33′、東経141° 30.83′ の点 イ 北緯38° 40.18′、東経141° 30.81′ の点 ウ 北緯38° 40.15′、東経141° 30.72′ の点 エ 北緯38° 40.31′、東経141° 30.73′ の点		団体漁業権	本吉郡 南三陸町志津川	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第1511号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町志津川野島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.11′、東経141° 32.00′ の点 イ 北緯38° 40.00′、東経141° 31.98′ の点 ウ 北緯38° 39.85′、東経141° 30.90′ の点 エ 北緯38° 40.01′、東経141° 30.89′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	本吉郡南三陸町志津川	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第1512号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町志津川野島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.48′、東経141° 29.50′ の点 イ 北緯38° 40.41′、東経141° 29.50′ の点 ウ 北緯38° 40.42′、東経141° 29.43′ の点 エ 北緯38° 40.48′、東経141° 29.42′ の点		団体漁業権	本吉郡南三陸町志津川	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第1513号	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町志津川野島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.43′、東経141° 29.05′ の点 イ 北緯38° 40.46′、東経141° 29.27′ の点 ウ 北緯38° 40.31′、東経141° 29.29′ の点 エ 北緯38° 40.29′、東経141° 29.08′ の点		団体漁業権	本吉郡南三陸町志津川	新規	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第1514号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町志津川袖浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.54′、東経141° 28.58′ の点 イ 北緯38° 40.19′、東経141° 28.70′ の点 ウ 北緯38° 39.97′、東経141° 27.94′ の点 エ 北緯38° 40.14′、東経141° 27.93′ の点		団体漁業権	本吉郡南三陸町志津川	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第1515号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町志津川袖浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.14′、東経141° 28.72′ の点 イ 北緯38° 39.57′、東経141° 28.98′ の点 ウ 北緯38° 39.55′、東経141° 28.55′ の点 エ 北緯38° 39.68′、東経141° 28.49′ の点 オ 北緯38° 39.60′、東経141° 28.22′ の点 カ 北緯38° 39.76′、東経141° 27.76′ の点 キ 北緯38° 39.87′、東経141° 27.73′ の点	イ、オ及びカの点に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	本吉郡南三陸町志津川	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第1516号	第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町志津川袖浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.60′、東経141° 28.22′ の点 イ 北緯38° 39.68′、東経141° 28.49′ の点 ウ 北緯38° 39.55′、東経141° 28.55′ の点 エ 北緯38° 39.54′、東経141° 28.40′ の点	エの点に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	本吉郡南三陸町志津川	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第1517号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町志津川大森地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.18′、東経141° 27.64′ の点 イ 北緯38° 40.11′、東経141° 27.67′ の点 ウ 北緯38° 39.98′、東経141° 27.60′ の点 エ 北緯38° 39.93′、東経141° 27.44′ の点 オ 北緯38° 40.17′、東経141° 27.24′ の点	エ及びオの点に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	本吉郡南三陸町志津川	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第1518号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川林地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 40.06′、東経141° 26.83′ の点 イ 北緯38° 40.09′、東経141° 27.08′ の点 ウ 北緯38° 39.87′、東経141° 27.26′ の点 エ 北緯38° 39.75′、東経141° 27.49′ の点 オ 北緯38° 39.48′、東経141° 27.52′ の点 カ 北緯38° 39.50′、東経141° 27.70′ の点 キ 北緯38° 39.64′、東経141° 27.68′ の点 ク 北緯38° 39.47′、東経141° 27.99′ の点 ケ 北緯38° 39.38′、東経141° 28.01′ の点 コ 北緯38° 39.26′、東経141° 27.11′ の点 サ 北緯38° 39.35′、東経141° 27.10′ の点 シ 北緯38° 39.37′、東経141° 27.23′ の点 ス 北緯38° 39.50′、東経141° 27.22′ の点 セ 北緯38° 39.49′、東経141° 27.07′ の点 ソ 北緯38° 39.56′、東経141° 27.06′ の点 タ 北緯38° 39.55′、東経141° 26.96′ の点	イ、エ及びクの点に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上) セ及びソの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	本吉郡 南三陸町志津川	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1519号	第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川林地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.75′、東経141° 27.49′ の点 イ 北緯38° 39.64′、東経141° 27.68′ の点 ウ 北緯38° 39.50′、東経141° 27.70′ の点 エ 北緯38° 39.48′、東経141° 27.52′ の点		団体漁業権	本吉郡 南三陸町志津川	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1520号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉小涼、波伝谷 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.16′、東経141° 26.82′ の点 イ 北緯38° 39.29′、東経141° 27.75′ の点 ウ 北緯38° 39.17′、東経141° 27.80′ の点 エ 北緯38° 39.31′、東経141° 28.67′ の点 オ 北緯38° 38.89′、東経141° 28.70′ の点 カ 北緯38° 39.04′、東経141° 27.85′ の点 キ 北緯38° 39.03′、東経141° 27.74′ の点 ク 北緯38° 38.66′、東経141° 27.35′ の点 ケ 北緯38° 38.67′、東経141° 26.69′ の点 コ 北緯38° 38.75′、東経141° 26.62′ の点	イ、オ、キ及びクの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	本吉郡 南三陸町戸倉	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1521号	第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉波伝谷地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.17′、東経141° 27.80′ の点 イ 北緯38° 39.29′、東経141° 27.75′ の点 ウ 北緯38° 39.32′、東経141° 27.98′ の点 エ 北緯38° 39.39′、東経141° 28.67′ の点 オ 北緯38° 39.31′、東経141° 28.67′ の点	ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	本吉郡 南三陸町戸倉	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1522号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉波伝谷地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 38.94′、東経141° 28.10′ の点 イ 北緯38° 38.81′、東経141° 28.47′ の点 ウ 北緯38° 38.71′、東経141° 28.47′ の点 エ 北緯38° 38.72′、東経141° 28.34′ の点 オ 北緯38° 38.76′、東経141° 28.18′ の点 カ 北緯38° 38.82′、東経141° 28.06′ の点		団体漁業権	本吉郡 南三陸町戸倉	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第1523号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉椿島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 39.40′、東経141° 28.74′ の点 イ 北緯38° 39.42′、東経141° 28.98′ の点 ウ 北緯38° 39.40′、東経141° 29.46′ の点 エ 北緯38° 39.24′、東経141° 29.46′ の点 オ 北緯38° 39.25′、東経141° 29.16′ の点 カ 北緯38° 38.84′、東経141° 29.08′ の点 キ 北緯38° 38.84′、東経141° 28.86′ の点	アの点に夜間識別可能な緑色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	本吉郡 南三陸町戸倉	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1524号	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉波伝谷地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 38.84′、東経141° 28.72′ の点 イ 北緯38° 38.79′、東経141° 28.87′ の点 ウ 北緯38° 38.82′、東経141° 29.01′ の点 エ 北緯38° 38.81′、東経141° 29.28′ の点 オ 北緯38° 38.62′、東経141° 29.15′ の点 カ 北緯38° 38.63′、東経141° 28.97′ の点 キ 北緯38° 38.74′、東経141° 28.68′ の点		団体漁業権	本吉郡 南三陸町戸倉	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1525号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉滝浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.29′、東経141° 30.02′ の点 イ 北緯38° 39.21′、東経141° 30.37′ の点 ウ 北緯38° 38.49′、東経141° 30.10′ の点 エ 北緯38° 38.56′、東経141° 29.84′ の点 オ 北緯38° 38.71′、東経141° 29.89′ の点 カ 北緯38° 38.76′、東経141° 29.69′ の点 キ 北緯38° 38.64′、東経141° 29.64′ の点 ク 北緯38° 38.76′、東経141° 29.26′ の点 ケ 北緯38° 38.87′、東経141° 29.33′ の点	ア、イ及びケの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (ア、イの点のみ光達距離3キロメー トル以上)	団体漁業権	本吉郡 南三陸町戸倉	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1526号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉長清水地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.61′、東経141° 30.08′ の点 イ 北緯38° 39.63′、東経141° 30.29′ の点 ウ 北緯38° 39.75′、東経141° 31.07′ の点 エ 北緯38° 39.88′、東経141° 31.97′ の点 オ 北緯38° 39.46′、東経141° 31.89′ の点 カ 北緯38° 39.46′、東経141° 31.07′ の点 キ 北緯38° 39.45′、東経141° 30.25′ の点 ク 北緯38° 39.49′、東経141° 30.09′ の点	ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びクの点 に夜間識別可能な標識を設置 しなければならない。 (ア、ウ、エ、オのみ光達距離 3キロメートル以上)	団体漁業権	本吉郡 南三陸町戸倉	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1527号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉長清水地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 39.13′、東経141° 30.64′ の点 イ 北緯38° 39.08′、東経141° 30.84′ の点 ウ 北緯38° 38.56′、東経141° 30.85′ の点 エ 北緯38° 38.34′、東経141° 30.71′ の点 オ 北緯38° 38.46′、東経141° 30.35′ の点	ア及びイの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	本吉郡 南三陸町戸倉	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域 (経緯度数値は世界測地系による。)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第1528号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉寺浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.15′、東経141° 31.16′ の点 イ 北緯38° 39.14′、東経141° 31.64′ の点 ウ 北緯38° 38.99′、東経141° 32.67′ の点 エ 北緯38° 38.77′、東経141° 32.93′ の点 オ 北緯38° 38.26′、東経141° 32.89′ の点 カ 北緯38° 38.47′、東経141° 31.59′ の点 キ 北緯38° 38.30′、東経141° 31.51′ の点 ク 北緯38° 38.34′、東経141° 31.33′ の点 ケ 北緯38° 38.47′、東経141° 31.40′ の点 コ 北緯38° 38.69′、東経141° 31.39′ の点 サ 北緯38° 38.69′、東経141° 31.14′ の点	ア、イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	本吉郡 南三陸町戸倉	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1529号	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉神割崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 38.23′、東経141° 32.27′ の点 イ 北緯38° 37.92′、東経141° 33.89′ の点 ウ 北緯38° 37.62′、東経141° 34.24′ の点 エ 北緯38° 37.37′、東経141° 34.14′ の点 オ 北緯38° 37.72′、東経141° 32.37′ の点 カ 北緯38° 37.80′、東経141° 32.36′ の点 キ 北緯38° 37.88′、東経141° 32.23′ の点	イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	本吉郡 南三陸町戸倉	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1530号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉寺浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.73′、東経141° 33.53′ の点 イ 北緯38° 39.47′、東経141° 33.50′ の点 ウ 北緯38° 39.47′、東経141° 32.70′ の点 エ 北緯38° 39.46′、東経141° 31.96′ の点 オ 北緯38° 39.88′、東経141° 32.04′ の点	ア、イ、ウ、エ及びオの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (ア、イ、ウのみ光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	本吉郡 南三陸町歌津、 志津川、戸倉	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第1531号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 野島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 39.97′、東経141° 34.46′ の点 イ 北緯38° 39.75′、東経141° 34.11′ の点 ウ 北緯38° 39.87′、東経141° 33.09′ の点 エ 北緯38° 39.99′、東経141° 32.06′ の点 オ 北緯38° 40.43′、東経141° 32.14′ の点 カ 北緯38° 40.20′、東経141° 33.30′ の点	ア、イ、ウ、エ、オ及びカの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (ア、イのみ光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	本吉郡 南三陸町歌津、 志津川、戸倉	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2101号	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市北上町 十三浜字小滝 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 37.52′、東経141° 32.34′ の点 イ 北緯38° 36.94′、東経141° 31.97′ の点 ウ 北緯38° 36.98′、東経141° 31.77′ の点 エ 北緯38° 37.58′、東経141° 32.15′ の点		団体漁業権	石巻市北上町十三浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2102号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市北上町 十三浜字小滝 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 37.33′、東経141° 34.11′ の点 イ 北緯38° 36.15′、東経141° 33.62′ の点 ウ 北緯38° 36.40′、東経141° 33.09′ の点 エ 北緯38° 36.57′、東経141° 33.29′ の点 オ 北緯38° 37.03′、東経141° 32.56′ の点 カ 北緯38° 36.76′、東経141° 32.38′ の点 キ 北緯38° 36.91′、東経141° 32.07′ の点 ク 北緯38° 37.64′、東経141° 32.53′ の点	ア及びイの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (アのみ光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	石巻市北上町十三浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第2103号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市北上町 十三浜字大指 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 36.09′、東経141° 33.56′ の点 イ 北緯38° 35.48′、東経141° 32.88′ の点 ウ 北緯38° 36.45′、東経141° 31.48′ の点 エ 北緯38° 36.89′、東経141° 31.87′ の点 オ 北緯38° 36.72′、東経141° 32.12′ の点 カ 北緯38° 36.44′、東経141° 32.04′ の点 キ 北緯38° 36.31′、東経141° 32.29′ の点 ク 北緯38° 36.47′、東経141° 32.63′ の点	ア及びイの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	石巻市北上町十三浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2104号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市北上町 十三浜字小指 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 35.42′、東経141° 32.75′ の点 イ 北緯38° 35.18′、東経141° 32.23′ の点 ウ 北緯38° 36.09′、東経141° 30.98′ の点 エ 北緯38° 36.38′、東経141° 31.36′ の点		団体漁業権	石巻市北上町十三浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2105号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市北上町 十三浜字小指 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 35.13′、東経141° 32.14′ の点 イ 北緯38° 34.91′、東経141° 31.68′ の点 ウ 北緯38° 35.75′、東経141° 30.54′ の点 エ 北緯38° 36.03′、東経141° 30.89′ の点	アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市北上町十三浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2106号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市北上町 十三浜字相川 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 35.97′、東経141° 30.49′ の点 イ 北緯38° 35.94′、東経141° 30.45′ の点 ウ 北緯38° 36.09′、東経141° 30.26′ の点 エ 北緯38° 36.11′、東経141° 30.29′ の点		団体漁業権	石巻市北上町十三浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2107号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市北上町 十三浜字小泊 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 35.81′、東経141° 30.38′ の点 イ 北緯38° 35.77′、東経141° 30.29′ の点 ウ 北緯38° 36.02′、東経141° 30.16′ の点 エ 北緯38° 36.04′、東経141° 30.22′ の点		団体漁業権	石巻市北上町十三浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2108号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市北上町 十三浜字小泊、 大室地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 34.87′、東経141° 31.60′ の点 イ 北緯38° 34.47′、東経141° 30.77′ の点 ウ 北緯38° 35.19′、東経141° 29.81′ の点 エ 北緯38° 35.70′、東経141° 30.46′ の点	ア及びイの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	石巻市北上町十三浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2109号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市北上町 十三浜字小室 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 34.44′、東経141° 30.71′ の点 イ 北緯38° 34.31′、東経141° 30.46′ の点 ウ 北緯38° 34.58′、東経141° 30.10′ の点 エ 北緯38° 34.48′、東経141° 29.89′ の点 オ 北緯38° 34.87′、東経141° 29.39′ の点 カ 北緯38° 35.16′、東経141° 29.76′ の点	ア、イ及びオの点に夜間識別 可能な標識を設置しなければ ならない。 (イのみ光達距離3キロメートル 以上)	団体漁業権	石巻市北上町十三浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第2201号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 尾崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 33.05′、東経141° 28.02′ の点 イ 北緯38° 32.70′、東経141° 28.03′ の点 ウ 北緯38° 32.75′、東経141° 27.83′ の点 エ 北緯38° 32.68′、東経141° 27.77′ の点 オ 北緯38° 33.11′、東経141° 27.75′ の点 カ 北緯38° 33.10′、東経141° 27.88′ の点 キ 北緯38° 33.17′、東経141° 27.85′ の点 ク 北緯38° 33.17′、東経141° 27.94′ の点		団体漁業権	石巻市長面、尾崎	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2202号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 長面地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 33.12′、東経141° 27.53′ の点 イ 北緯38° 33.13′、東経141° 27.68′ の点 ウ 北緯38° 32.65′、東経141° 27.70′ の点 エ 北緯38° 32.52′、東経141° 27.60′ の点 オ 北緯38° 32.64′、東経141° 27.41′ の点 カ 北緯38° 32.75′、東経141° 27.50′ の点		団体漁業権	石巻市長面、尾崎	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2301号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 名振鹿子走 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 33.39′、東経141° 29.07′ の点 イ 北緯38° 33.50′、東経141° 29.29′ の点 ウ 北緯38° 33.38′、東経141° 29.38′ の点 エ 北緯38° 33.27′、東経141° 29.15′ の点	イの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市雄勝町名振	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2302号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 名振横沼 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 33.42′、東経141° 29.73′ の点 イ 北緯38° 33.35′、東経141° 30.06′ の点 ウ 北緯38° 32.32′、東経141° 29.70′ の点 エ 北緯38° 32.38′、東経141° 29.38′ の点 オ 北緯38° 32.55′、東経141° 29.36′ の点 カ 北緯38° 33.27′、東経141° 29.61′ の点	ア及びイの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市雄勝町名振	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2303号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 船越地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 32.29′、東経141° 30.22′ の点 イ 北緯38° 32.19′、東経141° 30.38′ の点 ウ 北緯38° 32.09′、東経141° 30.47′ の点 エ 北緯38° 32.03′、東経141° 30.41′ の点 オ 北緯38° 32.07′、東経141° 30.33′ の点 カ 北緯38° 32.13′、東経141° 30.16′ の点 キ 北緯38° 32.25′、東経141° 30.18′ の点		団体漁業権	石巻市雄勝町船越	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2304号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 船越地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 32.41′、東経141° 30.32′ の点 イ 北緯38° 32.81′、東経141° 30.71′ の点 ウ 北緯38° 32.71′、東経141° 30.78′ の点 エ 北緯38° 32.48′、東経141° 30.68′ の点 オ 北緯38° 32.35′、東経141° 30.43′ の点	ア及びイの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市雄勝町船越	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2305号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 船越地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 32.94′、東経141° 31.07′ の点 イ 北緯38° 32.83′、東経141° 31.44′ の点 ウ 北緯38° 32.50′、東経141° 31.28′ の点 エ 北緯38° 32.54′、東経141° 31.04′ の点	アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市雄勝町船越	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第2306号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町船越地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 33.35′、東経141° 31.49′ の点 イ 北緯38° 33.30′、東経141° 31.67′ の点 ウ 北緯38° 33.02′、東経141° 31.86′ の点 エ 北緯38° 32.85′、東経141° 31.41′ の点 オ 北緯38° 32.96′、東経141° 31.09′ の点	ア、イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市雄勝町船越	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2307号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町船越荒カワウン根地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 32.13′、東経141° 32.45′ の点 イ 北緯38° 32.49′、東経141° 32.79′ の点 ウ 北緯38° 32.13′、東経141° 33.01′ の点 エ 北緯38° 31.97′、東経141° 32.63′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (ウのみ光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	石巻市雄勝町大須	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2308号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町大須宇島大岩崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 31.03′、東経141° 32.65′ の点 イ 北緯38° 31.02′、東経141° 32.86′ の点 ウ 北緯38° 30.86′、東経141° 32.85′ の点 エ 北緯38° 30.87′、東経141° 32.64′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市雄勝町大須	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2309号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町熊沢ふの浜崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.56′、東経141° 32.41′ の点 イ 北緯38° 30.63′、東経141° 32.72′ の点 ウ 北緯38° 30.62′、東経141° 32.86′ の点 エ 北緯38° 30.47′、東経141° 32.91′ の点 オ 北緯38° 30.48′、東経141° 32.80′ の点 カ 北緯38° 30.41′、東経141° 32.49′ の点	ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市雄勝町熊沢	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2310号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町桑浜宇羽坂崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 29.63′、東経141° 32.35′ の点 イ 北緯38° 29.57′、東経141° 32.55′ の点 ウ 北緯38° 29.30′、東経141° 32.54′ の点 エ 北緯38° 29.30′、東経141° 32.34′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市雄勝町桑浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2311号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町桑浜名雷崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 29.26′、東経141° 31.18′ の点 イ 北緯38° 29.34′、東経141° 31.23′ の点 ウ 北緯38° 29.15′、東経141° 31.96′ の点 エ 北緯38° 29.00′、東経141° 31.90′ の点	エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市雄勝町桑浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2312号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町桑浜鯨崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 29.41′、東経141° 30.92′ の点 イ 北緯38° 29.48′、東経141° 30.97′ の点 ウ 北緯38° 29.39′、東経141° 31.23′ の点 エ 北緯38° 29.27′、東経141° 31.15′ の点 オ 北緯38° 29.30′、東経141° 31.05′ の点	ア、エ及びオの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市雄勝町桑浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2313号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	10月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町桑浜鯨崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 29.48′、東経141° 30.97′ の点 イ 北緯38° 29.56′、東経141° 31.34′ の点 ウ 北緯38° 29.39′、東経141° 31.23′ の点		団体漁業権	石巻市雄勝町桑浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第2314号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 立浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 29.59′、東経141° 30.72′ の点 イ 北緯38° 29.59′、東経141° 30.81′ の点 ウ 北緯38° 29.45′、東経141° 30.84′ の点 エ 北緯38° 29.45′、東経141° 30.75′ の点	エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	石巻市雄勝町立浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2315号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 立浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.25′、東経141° 30.41′ の点 イ 北緯38° 30.30′、東経141° 30.78′ の点 ウ 北緯38° 30.25′、東経141° 30.79′ の点 エ 北緯38° 30.23′、東経141° 30.70′ の点 オ 北緯38° 30.14′、東経141° 30.72′ の点 カ 北緯38° 30.17′、東経141° 30.82′ の点 キ 北緯38° 29.76′、東経141° 30.89′ の点 ク 北緯38° 29.74′、東経141° 30.81′ の点 ケ 北緯38° 29.66′、東経141° 30.84′ の点 コ 北緯38° 29.63′、東経141° 30.66′ の点 サ 北緯38° 29.74′、東経141° 30.54′ の点	ア及びサの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	石巻市雄勝町立浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2316号	第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 立浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.37′、東経141° 30.59′ の点 イ 北緯38° 30.39′、東経141° 30.72′ の点 ウ 北緯38° 30.33′、東経141° 30.73′ の点 エ 北緯38° 30.32′、東経141° 30.60′ の点	アの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市雄勝町立浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2317号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 立浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.46′、東経141° 30.70′ の点 イ 北緯38° 30.54′、東経141° 30.79′ の点 ウ 北緯38° 30.43′、東経141° 30.86′ の点 エ 北緯38° 30.35′、東経141° 30.78′ の点		団体漁業権	石巻市雄勝町立浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2318号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 大浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.64′、東経141° 30.60′ の点 イ 北緯38° 30.62′、東経141° 30.70′ の点 ウ 北緯38° 30.56′、東経141° 30.69′ の点 エ 北緯38° 30.57′、東経141° 30.59′ の点		団体漁業権	石巻市雄勝町大浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2319号	第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 大浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.34′、東経141° 30.41′ の点 イ 北緯38° 30.58′、東経141° 30.46′ の点 ウ 北緯38° 30.59′、東経141° 30.51′ の点 エ 北緯38° 30.36′、東経141° 30.54′ の点	エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市雄勝町大浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2320号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 大浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.35′、東経141° 30.17′ の点 イ 北緯38° 30.42′、東経141° 30.19′ の点 ウ 北緯38° 30.48′、東経141° 30.25′ の点 エ 北緯38° 30.58′、東経141° 30.27′ の点 オ 北緯38° 30.58′、東経141° 30.46′ の点 カ 北緯38° 30.34′、東経141° 30.41′ の点	アの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	石巻市雄勝町大浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第2321号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 小島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.47′、東経141° 29.75′ の点 イ 北緯38° 30.58′、東経141° 29.83′ の点 ウ 北緯38° 30.41′、東経141° 30.13′ の点 エ 北緯38° 30.35′、東経141° 30.09′ の点	ア及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (エのみ光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	石巻市雄勝町小島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2322号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 小島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.63′、東経141° 29.45′ の点 イ 北緯38° 30.68′、東経141° 29.49′ の点 ウ 北緯38° 30.65′、東経141° 29.55′ の点 エ 北緯38° 30.60′、東経141° 29.51′ の点		団体漁業権	石巻市雄勝町小島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2323号	第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 小島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.76′、東経141° 29.24′ の点 イ 北緯38° 30.81′、東経141° 29.29′ の点 ウ 北緯38° 30.77′、東経141° 29.36′ の点 エ 北緯38° 30.72′、東経141° 29.30′ の点	エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市雄勝町小島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2324号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 小島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.86′、東経141° 29.06′ の点 イ 北緯38° 30.91′、東経141° 29.12′ の点 ウ 北緯38° 30.82′、東経141° 29.27′ の点 エ 北緯38° 30.77′、東経141° 29.22′ の点		団体漁業権	石巻市雄勝町小島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2325号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 明神地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.99′、東経141° 28.86′ の点 イ 北緯38° 31.11′、東経141° 28.93′ の点 ウ 北緯38° 31.07′、東経141° 29.00′ の点 エ 北緯38° 31.03′、東経141° 28.96′ の点 オ 北緯38° 30.94′、東経141° 29.09′ の点 カ 北緯38° 30.89′、東経141° 29.03′ の点	ア及びカの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市雄勝町明神	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2326号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 明神地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 31.09′、東経141° 28.69′ の点 イ 北緯38° 31.14′、東経141° 28.73′ の点 ウ 北緯38° 31.12′、東経141° 28.78′ の点 エ 北緯38° 31.13′、東経141° 28.81′ の点 オ 北緯38° 31.10′、東経141° 28.86′ の点 カ 北緯38° 31.04′、東経141° 28.81′ の点	カの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市雄勝町明神	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2327号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 雄勝地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 31.21′、東経141° 28.36′ の点 イ 北緯38° 31.24′、東経141° 28.36′ の点 ウ 北緯38° 31.19′、東経141° 28.66′ の点 エ 北緯38° 31.13′、東経141° 28.62′ の点	ア及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市雄勝町雄勝	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2328号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 船戸地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 31.06′、東経141° 28.30′ の点 イ 北緯38° 30.99′、東経141° 28.19′ の点 ウ 北緯38° 31.04′、東経141° 28.15′ の点 エ 北緯38° 31.11′、東経141° 28.26′ の点	エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市雄勝町雄勝	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第2329号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 唐桑地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 31.14′、東経141° 28.41′ の点 イ 北緯38° 31.08′、東経141° 28.56′ の点 ウ 北緯38° 30.93′、東経141° 28.82′ の点 エ 北緯38° 30.83′、東経141° 28.72′ の点 オ 北緯38° 30.90′、東経141° 28.64′ の点 カ 北緯38° 30.91′、東経141° 28.66′ の点 キ 北緯38° 31.02′、東経141° 28.52′ の点 ク 北緯38° 31.05′、東経141° 28.55′ の点 ケ 北緯38° 31.11′、東経141° 28.39′ の点	イの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市雄勝町雄勝	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2330号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 唐桑地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.88′、東経141° 28.87′ の点 イ 北緯38° 30.79′、東経141° 29.02′ の点 ウ 北緯38° 30.74′、東経141° 28.90′ の点 エ 北緯38° 30.79′、東経141° 28.80′ の点	アの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市雄勝町雄勝	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2331号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 水浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.73′、東経141° 29.01′ の点 イ 北緯38° 30.77′、東経141° 29.05′ の点 ウ 北緯38° 30.46′、東経141° 29.39′ の点 エ 北緯38° 30.43′、東経141° 29.34′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (ウのみ光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	石巻市雄勝町水浜、 分浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2332号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 水浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.30′、東経141° 29.36′ の点 イ 北緯38° 30.40′、東経141° 29.48′ の点 ウ 北緯38° 30.30′、東経141° 29.59′ の点 エ 北緯38° 30.14′、東経141° 29.40′ の点 オ 北緯38° 30.18′、東経141° 29.35′ の点 カ 北緯38° 30.24′、東経141° 29.43′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市雄勝町水浜、 分浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2333号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 水浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.08′、東経141° 29.37′ の点 イ 北緯38° 30.28′、東経141° 29.62′ の点 ウ 北緯38° 30.19′、東経141° 29.71′ の点 エ 北緯38° 30.01′、東経141° 29.44′ の点	ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	石巻市雄勝町水浜、 分浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2334号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 分浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 29.96′、東経141° 29.43′ の点 イ 北緯38° 30.17′、東経141° 29.72′ の点 ウ 北緯38° 30.13′、東経141° 29.77′ の点 エ 北緯38° 29.99′、東経141° 29.69′ の点 オ 北緯38° 30.02′、東経141° 29.59′ の点 カ 北緯38° 29.94′、東経141° 29.53′ の点	イの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	石巻市雄勝町水浜、 分浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第2335号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 分浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 30.00′、東経141° 29.82′ の点 イ 北緯38° 30.04′、東経141° 29.84′ の点 ウ 北緯38° 30.05′、東経141° 29.90′ の点 エ 北緯38° 29.85′、東経141° 30.13′ の点 オ 北緯38° 29.68′、東経141° 30.18′ の点 カ 北緯38° 29.67′、東経141° 30.03′ の点 キ 北緯38° 29.73′、東経141° 29.97′ の点 ク 北緯38° 29.73′、東経141° 29.91′ の点	ウ、エ及びオの点に夜間識別 可能な標識を設置しなければ ならない。 (ウ、エのみ光達距離3キロ メートル以上)	団体漁業権	石巻市雄勝町水浜、 分浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2336号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 分浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 29.51′、東経141° 29.81′ の点 イ 北緯38° 29.64′、東経141° 30.10′ の点 ウ 北緯38° 29.64′、東経141° 30.20′ の点 エ 北緯38° 28.76′、東経141° 30.40′ の点 オ 北緯38° 28.73′、東経141° 30.25′ の点 カ 北緯38° 28.92′、東経141° 30.22′ の点 キ 北緯38° 28.84′、東経141° 29.90′ の点	ウの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	石巻市雄勝町水浜、 分浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2337号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市雄勝町 分浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 29.23′、東経141° 29.61′ の点 イ 北緯38° 29.34′、東経141° 29.59′ の点 ウ 北緯38° 29.34′、東経141° 29.75′ の点 エ 北緯38° 29.13′、東経141° 29.79′ の点 オ 北緯38° 29.12′、東経141° 29.71′ の点 カ 北緯38° 29.23′、東経141° 29.69′ の点		団体漁業権	石巻市雄勝町水浜、 分浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2401号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 指ヶ浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ア の順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 28.40′、東経141° 29.76′ の点 イ 北緯38° 28.47′、東経141° 29.80′ の点 ウ 北緯38° 28.65′、東経141° 30.04′ の点 エ 北緯38° 28.63′、東経141° 30.12′ の点 オ 北緯38° 28.30′、東経141° 30.17′ の点 カ 北緯38° 28.08′、東経141° 30.21′ の点 キ 北緯38° 28.04′、東経141° 29.97′ の点 ク 北緯38° 28.00′、東経141° 29.75′ の点 ケ 北緯38° 27.99′、東経141° 29.53′ の点 コ 北緯38° 28.10′、東経141° 29.40′ の点 サ 北緯38° 28.12′、東経141° 29.39′ の点 シ 北緯38° 28.20′、東経141° 29.44′ の点	エ、オ、カ、キ及びクの点に 夜間識別可能な標識を設置 しなければならない。 (エ、カ、キ、クのみ光達距離 3キロメートル以上)	団体漁業権	牡鹿郡 女川町指ヶ浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2402号	第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 指ヶ浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 28.03′、東経141° 29.10′ の点 イ 北緯38° 28.04′、東経141° 29.30′ の点 ウ 北緯38° 27.98′、東経141° 29.42′ の点 エ 北緯38° 27.96′、東経141° 29.21′ の点		団体漁業権	牡鹿郡 女川町指ヶ浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2403号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 指ヶ浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.95′、東経141° 28.90′ の点 イ 北緯38° 28.11′、東経141° 28.85′ の点 ウ 北緯38° 28.15′、東経141° 28.94′ の点 エ 北緯38° 28.13′、東経141° 28.97′ の点 オ 北緯38° 28.16′、東経141° 29.06′ の点 カ 北緯38° 28.05′、東経141° 29.28′ の点 キ 北緯38° 28.04′、東経141° 29.04′ の点 ク 北緯38° 27.96′、東経141° 29.18′ の点		団体漁業権	牡鹿郡 女川町指ヶ浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第2404号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 御前浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 28.00′、東経141° 28.84′ の点 イ 北緯38° 27.96′、東経141° 28.66′ の点 ウ 北緯38° 27.86′、東経141° 28.67′ の点 エ 北緯38° 27.86′、東経141° 28.63′ の点 オ 北緯38° 28.00′、東経141° 28.62′ の点 カ 北緯38° 28.01′、東経141° 28.69′ の点 キ 北緯38° 28.04′、東経141° 28.69′ の点 ク 北緯38° 28.07′、東経141° 28.82′ の点		団体漁業権	牡鹿郡 女川町御前浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2405号	第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 御前浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 27.95′、東経141° 28.69′ の点 イ 北緯38° 27.97′、東経141° 28.85′ の点 ウ 北緯38° 27.87′、東経141° 28.88′ の点 エ 北緯38° 27.86′、東経141° 28.70′ の点		団体漁業権	牡鹿郡 女川町御前浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2406号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 御前浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 27.80′、東経141° 28.64′ の点 イ 北緯38° 27.82′、東経141° 28.64′ の点 ウ 北緯38° 27.84′、東経141° 28.89′ の点 エ 北緯38° 27.80′、東経141° 28.90′ の点		団体漁業権	牡鹿郡 女川町御前浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2407号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 尾浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に 結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.84′、東経141° 28.93′ の点 イ 北緯38° 27.90′、東経141° 30.02′ の点 ウ 北緯38° 27.70′、東経141° 30.10′ の点 エ 北緯38° 27.67′、東経141° 30.07′ の点 オ 北緯38° 27.71′、東経141° 29.94′ の点 カ 北緯38° 27.65′、東経141° 29.66′ の点 キ 北緯38° 27.78′、東経141° 29.56′ の点 ク 北緯38° 27.79′、東経141° 29.49′ の点 ケ 北緯38° 27.70′、東経141° 29.30′ の点 コ 北緯38° 27.79′、東経141° 28.94′ の点		団体漁業権	牡鹿郡 女川町尾浦	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2408号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 尾浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 27.90′、東経141° 30.09′ の点 イ 北緯38° 27.92′、東経141° 30.32′ の点 ウ 北緯38° 27.73′、東経141° 30.41′ の点 エ 北緯38° 27.71′、東経141° 30.17′ の点	イの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光距離3キロメートル以上)	団体漁業権	牡鹿郡 女川町尾浦	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2409号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 垂水浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 27.69′、東経141° 30.29′ の点 イ 北緯38° 27.71′、東経141° 30.43′ の点 ウ 北緯38° 27.43′、東経141° 30.55′ の点 エ 北緯38° 27.40′、東経141° 30.42′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。	団体漁業権	牡鹿郡 女川町尾浦	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2410号	第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 垂水浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 27.68′、東経141° 30.19′ の点 イ 北緯38° 27.69′、東経141° 30.26′ の点 ウ 北緯38° 27.40′、東経141° 30.39′ の点 エ 北緯38° 27.36′、東経141° 30.21′ の点 オ 北緯38° 27.52′、東経141° 30.15′ の点		団体漁業権	牡鹿郡 女川町尾浦	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第2411号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 垂水浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 27.49′、東経141° 30.12′ の点 イ 北緯38° 27.35′、東経141° 30.19′ の点 ウ 北緯38° 27.27′、東経141° 29.82′ の点 エ 北緯38° 27.33′、東経141° 29.80′ の点 オ 北緯38° 27.37′、東経141° 30.00′ の点		団体漁業権	牡鹿郡 女川町尾浦	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2412号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 垂水浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、 シ、ス、セ、ソ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.34′、東経141° 30.33′ の点 イ 北緯38° 27.15′、東経141° 30.36′ の点 ウ 北緯38° 27.17′、東経141° 30.45′ の点 エ 北緯38° 27.08′、東経141° 30.51′ の点 オ 北緯38° 26.99′、東経141° 30.46′ の点 カ 北緯38° 27.02′、東経141° 30.36′ の点 キ 北緯38° 26.93′、東経141° 30.29′ の点 ク 北緯38° 26.96′、東経141° 30.21′ の点 ケ 北緯38° 27.00′、東経141° 30.16′ の点 コ 北緯38° 27.19′、東経141° 30.13′ の点 サ 北緯38° 27.17′、東経141° 30.03′ の点 シ 北緯38° 27.11′、東経141° 30.04′ の点 ス 北緯38° 27.02′、東経141° 29.94′ の点 セ 北緯38° 27.20′、東経141° 29.79′ の点 ソ 北緯38° 27.31′、東経141° 30.24′ の点		団体漁業権	牡鹿郡 女川町尾浦	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2413号	第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 垂水浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 27.17′、東経141° 30.36′ の点 イ 北緯38° 27.34′、東経141° 30.34′ の点 ウ 北緯38° 27.36′、東経141° 30.43′ の点 エ 北緯38° 27.21′、東経141° 30.51′ の点		団体漁業権	牡鹿郡 女川町尾浦	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2414号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 垂水浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 27.36′、東経141° 30.46′ の点 イ 北緯38° 27.39′、東経141° 30.58′ の点 ウ 北緯38° 27.18′、東経141° 30.68′ の点 エ 北緯38° 27.22′、東経141° 30.54′ の点	ウの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	牡鹿郡 女川町尾浦	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2415号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.04′、東経141° 30.68′ の点 イ 北緯38° 27.13′、東経141° 30.71′ の点 ウ 北緯38° 27.05′、東経141° 30.74′ の点		団体漁業権	牡鹿郡 女川町竹浦	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2416号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 26.90′、東経141° 30.78′ の点 イ 北緯38° 26.52′、東経141° 30.59′ の点 ウ 北緯38° 26.60′、東経141° 30.56′ の点 エ 北緯38° 26.81′、東経141° 30.66′ の点 オ 北緯38° 26.85′、東経141° 30.56′ の点 カ 北緯38° 26.95′、東経141° 30.63′ の点	ア及びイの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	牡鹿郡 女川町竹浦	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第2417号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 26.61′、東経141° 30.15′ の点 イ 北緯38° 26.68′、東経141° 30.45′ の点 ウ 北緯38° 26.45′、東経141° 30.55′ の点 エ 北緯38° 26.24′、東経141° 30.45′ の点 オ 北緯38° 26.20′、東経141° 30.30′ の点 カ 北緯38° 26.38′、東経141° 30.22′ の点	エの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	牡鹿郡 女川町竹浦	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2418号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの順に 結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.52′、東経141° 29.81′ の点 イ 北緯38° 26.59′、東経141° 30.09′ の点 ウ 北緯38° 26.48′、東経141° 30.12′ の点 エ 北緯38° 26.47′、東経141° 30.05′ の点 オ 北緯38° 26.38′、東経141° 30.06′ の点 カ 北緯38° 26.39′、東経141° 30.10′ の点 キ 北緯38° 26.35′、東経141° 30.15′ の点 ク 北緯38° 26.32′、東経141° 30.17′ の点 ケ 北緯38° 26.16′、東経141° 30.18′ の点 コ 北緯38° 26.07′、東経141° 29.86′ の点 サ 北緯38° 26.18′、東経141° 29.78′ の点		団体漁業権	牡鹿郡 女川町竹浦	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2419号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦アワブク浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 26.31′、東経141° 29.33′ の点 イ 北緯38° 26.40′、東経141° 29.35′ の点 ウ 北緯38° 26.39′、東経141° 29.54′ の点 エ 北緯38° 26.33′、東経141° 29.54′ の点		団体漁業権	牡鹿郡 女川町竹浦	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2420号	第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦アワブク浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 26.23′、東経141° 29.33′ の点 イ 北緯38° 26.28′、東経141° 29.33′ の点 ウ 北緯38° 26.30′、東経141° 29.54′ の点 エ 北緯38° 26.25′、東経141° 29.54′ の点		団体漁業権	牡鹿郡 女川町竹浦	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2421号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 26.21′、東経141° 29.54′ の点 イ 北緯38° 26.01′、東経141° 29.56′ の点 ウ 北緯38° 25.99′、東経141° 29.34′ の点 エ 北緯38° 26.20′、東経141° 29.31′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	牡鹿郡 女川町竹浦	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2422号	第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 26.32′、東経141° 29.14′ の点 イ 北緯38° 26.36′、東経141° 29.22′ の点 ウ 北緯38° 26.40′、東経141° 29.23′ の点 エ 北緯38° 26.40′、東経141° 29.29′ の点 オ 北緯38° 26.31′、東経141° 29.27′ の点		団体漁業権	牡鹿郡 女川町竹浦	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2423号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 26.29′、東経141° 29.16′ の点 イ 北緯38° 26.28′、東経141° 29.26′ の点 ウ 北緯38° 26.21′、東経141° 29.25′ の点 エ 北緯38° 26.21′、東経141° 29.22′ の点		団体漁業権	牡鹿郡 女川町竹浦	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第2424号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町竹浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.03′、東経141° 29.00′ の点 イ 北緯38° 26.17′、東経141° 28.99′ の点 ウ 北緯38° 26.18′、東経141° 29.15′ の点 エ 北緯38° 26.13′、東経141° 29.15′ の点 オ 北緯38° 26.10′、東経141° 29.12′ の点 カ 北緯38° 26.03′、東経141° 29.12′ の点		団体漁業権	牡鹿郡女川町竹浦	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2425号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町桐ヶ崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.04′、東経141° 28.88′ の点 イ 北緯38° 26.15′、東経141° 28.87′ の点 ウ 北緯38° 26.14′、東経141° 28.95′ の点 エ 北緯38° 26.02′、東経141° 28.96′ の点	エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	牡鹿郡女川町桐ヶ崎	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2426号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町桐ヶ崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.27′、東経141° 28.73′ の点 イ 北緯38° 26.30′、東経141° 28.81′ の点 ウ 北緯38° 26.19′、東経141° 28.87′ の点 エ 北緯38° 26.18′、東経141° 28.81′ の点 オ 北緯38° 26.06′、東経141° 28.76′ の点 カ 北緯38° 26.08′、東経141° 28.68′ の点		団体漁業権	牡鹿郡女川町桐ヶ崎	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2427号	第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町桐ヶ崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.28′、東経141° 28.53′ の点 イ 北緯38° 26.27′、東経141° 28.65′ の点 ウ 北緯38° 26.22′、東経141° 28.64′ の点 エ 北緯38° 26.20′、東経141° 28.64′ の点 オ 北緯38° 26.10′、東経141° 28.61′ の点 カ 北緯38° 26.12′、東経141° 28.49′ の点 キ 北緯38° 26.22′、東経141° 28.53′ の点 ク 北緯38° 26.24′、東経141° 28.52′ の点		団体漁業権	牡鹿郡女川町桐ヶ崎	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2428号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町桐ヶ崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.39′、東経141° 28.41′ の点 イ 北緯38° 26.38′、東経141° 28.44′ の点 ウ 北緯38° 26.33′、東経141° 28.45′ の点 エ 北緯38° 26.29′、東経141° 28.49′ の点 オ 北緯38° 26.24′、東経141° 28.49′ の点 カ 北緯38° 26.23′、東経141° 28.49′ の点 キ 北緯38° 26.19′、東経141° 28.48′ の点 ク 北緯38° 26.13′、東経141° 28.46′ の点 ケ 北緯38° 26.19′、東経141° 28.18′ の点 コ 北緯38° 26.32′、東経141° 28.17′ の点 サ 北緯38° 26.33′、東経141° 28.27′ の点 シ 北緯38° 26.35′、東経141° 28.31′ の点 ス 北緯38° 26.39′、東経141° 28.32′ の点 セ 北緯38° 26.39′、東経141° 28.37′ の点		団体漁業権	牡鹿郡女川町桐ヶ崎	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2429号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町石浜崎山崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.23′、東経141° 27.96′ の点 イ 北緯38° 26.30′、東経141° 28.06′ の点 ウ 北緯38° 26.29′、東経141° 28.13′ の点 エ 北緯38° 26.19′、東経141° 28.14′ の点		団体漁業権	牡鹿郡女川町石浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第2430号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 石浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 26.48′、東経141° 27.74′ の点 イ 北緯38° 26.52′、東経141° 27.80′ の点 ウ 北緯38° 26.41′、東経141° 27.90′ の点 エ 北緯38° 26.37′、東経141° 27.86′ の点 オ 北緯38° 26.35′、東経141° 27.81′ の点	ア及びオの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。	団体漁業権	牡鹿郡 女川町石浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2431号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 小乗浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 26.25′、東経141° 27.51′ の点 イ 北緯38° 26.30′、東経141° 27.55′ の点 ウ 北緯38° 26.24′、東経141° 27.68′ の点 エ 北緯38° 26.17′、東経141° 27.62′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。	団体漁業権	牡鹿郡 女川町小乗浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2432号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 小乗浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 26.04′、東経141° 27.79′ の点 イ 北緯38° 26.12′、東経141° 27.83′ の点 ウ 北緯38° 26.11′、東経141° 27.87′ の点 エ 北緯38° 26.02′、東経141° 27.80′ の点		団体漁業権	牡鹿郡 女川町小乗浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2433号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 高白浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 25.92′、東経141° 27.93′ の点 イ 北緯38° 26.03′、東経141° 28.02′ の点 ウ 北緯38° 25.98′、東経141° 28.12′ の点 エ 北緯38° 25.87′、東経141° 28.02′ の点		団体漁業権	牡鹿郡 女川町高白浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2434号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 高白浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 25.69′、東経141° 28.16′ の点 イ 北緯38° 25.62′、東経141° 28.26′ の点 ウ 北緯38° 25.52′、東経141° 28.05′ の点 エ 北緯38° 25.59′、東経141° 27.96′ の点 オ 北緯38° 25.69′、東経141° 28.05′ の点 カ 北緯38° 25.64′、東経141° 28.11′ の点		団体漁業権	牡鹿郡 女川町高白浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2435号	第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 高白浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 25.70′、東経141° 28.14′ の点 イ 北緯38° 25.66′、東経141° 28.11′ の点 ウ 北緯38° 25.70′、東経141° 28.06′ の点 エ 北緯38° 25.74′、東経141° 28.10′ の点		団体漁業権	牡鹿郡 女川町高白浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2436号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 高白浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 25.84′、東経141° 28.05′ の点 イ 北緯38° 25.97′、東経141° 28.16′ の点 ウ 北緯38° 25.77′、東経141° 28.53′ の点 エ 北緯38° 25.60′、東経141° 28.38′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な 緑色の標識を設置しなければ ならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	牡鹿郡 女川町高白浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第2437号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町横浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 25.55′、東経141° 28.44′ の点 イ 北緯38° 25.71′、東経141° 28.56′ の点 ウ 北緯38° 25.19′、東経141° 28.73′ の点 エ 北緯38° 25.19′、東経141° 28.58′ の点 オ 北緯38° 25.43′、東経141° 28.50′ の点		団体漁業権	牡鹿郡女川町横浦	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2438号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町横浦黒浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 25.11′、東経141° 28.57′ の点 イ 北緯38° 25.05′、東経141° 28.77′ の点 ウ 北緯38° 24.76′、東経141° 28.86′ の点 エ 北緯38° 24.63′、東経141° 28.78′ の点 オ 北緯38° 24.65′、東経141° 28.69′ の点 カ 北緯38° 24.37′、東経141° 28.50′ の点 キ 北緯38° 24.43′、東経141° 28.39′ の点 ク 北緯38° 24.73′、東経141° 28.56′ の点	ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	牡鹿郡女川町横浦	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2439号	第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町横浦黒浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.35′、東経141° 28.53′ の点 イ 北緯38° 24.63′、東経141° 28.72′ の点 ウ 北緯38° 24.63′、東経141° 28.78′ の点 エ 北緯38° 24.34′、東経141° 28.61′ の点		団体漁業権	牡鹿郡女川町横浦	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2440号	第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町大石原地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.25′、東経141° 28.44′ の点 イ 北緯38° 24.29′、東経141° 28.47′ の点 ウ 北緯38° 24.28′、東経141° 28.57′ の点 エ 北緯38° 24.25′、東経141° 28.54′ の点	ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	牡鹿郡女川町大石原	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2441号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町大石原地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.86′、東経141° 28.19′ の点 イ 北緯38° 23.95′、東経141° 28.07′ の点 ウ 北緯38° 23.98′、東経141° 28.11′ の点 エ 北緯38° 24.01′、東経141° 28.06′ の点 オ 北緯38° 24.29′、東経141° 28.42′ の点 カ 北緯38° 24.29′、東経141° 28.43′ の点 キ 北緯38° 24.23′、東経141° 28.42′ の点 ク 北緯38° 24.22′、東経141° 28.52′ の点 ケ 北緯38° 24.15′、東経141° 28.46′ の点 コ 北緯38° 24.14′、東経141° 28.43′ の点		団体漁業権	牡鹿郡女川町大石原	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2442号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町野々浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.05′、東経141° 28.35′ の点 イ 北緯38° 24.01′、東経141° 28.45′ の点 ウ 北緯38° 23.75′、東経141° 28.25′ の点 エ 北緯38° 23.80′、東経141° 28.14′ の点	イの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	牡鹿郡女川町野々浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2443号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町野々浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.91′、東経141° 28.40′ の点 イ 北緯38° 23.83′、東経141° 28.46′ の点 ウ 北緯38° 23.72′、東経141° 28.43′ の点 エ 北緯38° 23.68′、東経141° 28.35′ の点 オ 北緯38° 23.68′、東経141° 28.30′ の点 カ 北緯38° 23.73′、東経141° 28.27′ の点	アの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	牡鹿郡女川町野々浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第2444号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 飯子浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.18′、東経141° 28.64′ の点 イ 北緯38° 24.17′、東経141° 28.71′ の点 ウ 北緯38° 23.96′、東経141° 28.82′ の点 エ 北緯38° 23.95′、東経141° 28.76′ の点 オ 北緯38° 24.04′、東経141° 28.68′ の点 カ 北緯38° 24.00′、東経141° 28.61′ の点 キ 北緯38° 23.95′、東経141° 28.61′ の点 ク 北緯38° 23.96′、東経141° 28.53′ の点 ケ 北緯38° 23.91′、東経141° 28.48′ の点 コ 北緯38° 23.86′、東経141° 28.51′ の点 サ 北緯38° 23.85′、東経141° 28.50′ の点 シ 北緯38° 23.93′、東経141° 28.43′ の点	ア及びイの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	牡鹿郡 女川町飯子浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2445号	第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 飯子浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.41′、東経141° 28.88′ の点 イ 北緯38° 24.36′、東経141° 28.95′ の点 ウ 北緯38° 24.18′、東経141° 28.79′ の点 エ 北緯38° 24.26′、東経141° 28.75′ の点	エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	牡鹿郡 女川町飯子浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2446号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 飯子浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.15′、東経141° 28.81′ の点 イ 北緯38° 24.35′、東経141° 28.97′ の点 ウ 北緯38° 24.29′、東経141° 29.03′ の点 エ 北緯38° 24.14′、東経141° 28.97′ の点 オ 北緯38° 24.06′、東経141° 28.83′ の点	オの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	牡鹿郡 女川町飯子浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2447号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 飯子浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.43′、東経141° 28.92′ の点 イ 北緯38° 24.56′、東経141° 29.02′ の点 ウ 北緯38° 24.37′、東経141° 29.30′ の点 エ 北緯38° 24.35′、東経141° 29.29′ の点 オ 北緯38° 24.33′、東経141° 29.19′ の点 カ 北緯38° 24.27′、東経141° 29.13′ の点	イの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	牡鹿郡 女川町飯子浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2448号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 塚浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.83′、東経141° 29.25′ の点 イ 北緯38° 24.69′、東経141° 29.45′ の点 ウ 北緯38° 24.52′、東経141° 29.29′ の点 エ 北緯38° 24.57′、東経141° 29.21′ の点 オ 北緯38° 24.49′、東経141° 29.13′ の点 カ 北緯38° 24.56′、東経141° 29.02′ の点	アの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	牡鹿郡 女川町塚浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2449号	第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 塚浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.55′、東経141° 29.20′ の点 イ 北緯38° 24.51′、東経141° 29.27′ の点 ウ 北緯38° 24.44′、東経141° 29.21′ の点 エ 北緯38° 24.48′、東経141° 29.15′ の点		団体漁業権	牡鹿郡 女川町塚浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2450号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 塚浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.97′、東経141° 29.28′ の点 イ 北緯38° 25.32′、東経141° 29.56′ の点 ウ 北緯38° 25.11′、東経141° 29.99′ の点 エ 北緯38° 24.76′、東経141° 29.73′ の点	ア及びイの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	牡鹿郡 女川町塚浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第2451号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 小屋取地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.38′、東経141° 30.47′ の点 イ 北緯38° 24.44′、東経141° 30.54′ の点 ウ 北緯38° 24.72′、東経141° 30.80′ の点 エ 北緯38° 24.55′、東経141° 31.07′ の点 オ 北緯38° 24.21′、東経141° 30.74′ の点	ア、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (ウのみ光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	牡鹿郡女川町 塚浜、小屋取	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2452号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 浦宿地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.14′、東経141° 24.01′ の点 イ 北緯38° 26.08′、東経141° 24.33′ の点 ウ 北緯38° 25.99′、東経141° 24.31′ の点 エ 北緯38° 26.05′、東経141° 23.99′ の点		団体漁業権	牡鹿郡女川町 浦宿、大沢、針浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2453号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 大沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 25.95′、東経141° 25.06′ の点 イ 北緯38° 25.81′、東経141° 25.04′ の点 ウ 北緯38° 25.83′、東経141° 24.44′ の点 エ 北緯38° 25.72′、東経141° 23.91′ の点 オ 北緯38° 25.86′、東経141° 23.95′ の点 カ 北緯38° 25.91′、東経141° 24.11′ の点 キ 北緯38° 25.95′、東経141° 24.54′ の点 ク 北緯38° 25.90′、東経141° 24.93′ の点		団体漁業権	牡鹿郡女川町 浦宿、大沢、針浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2454号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 針浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 25.53′、東経141° 23.87′ の点 イ 北緯38° 25.69′、東経141° 24.33′ の点 ウ 北緯38° 25.71′、東経141° 24.62′ の点 エ 北緯38° 25.68′、東経141° 25.03′ の点 オ 北緯38° 25.54′、東経141° 25.01′ の点 カ 北緯38° 25.60′、東経141° 24.65′ の点 キ 北緯38° 25.62′、東経141° 24.60′ の点 ク 北緯38° 25.59′、東経141° 24.29′ の点 ケ 北緯38° 25.24′、東経141° 23.95′ の点 コ 北緯38° 25.28′、東経141° 23.81′ の点		団体漁業権	牡鹿郡女川町 浦宿、大沢、針浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2455号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島小名計磯地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 28.51′、東経141° 30.78′ の点 イ 北緯38° 28.50′、東経141° 30.88′ の点 ウ 北緯38° 28.05′、東経141° 30.70′ の点 エ 北緯38° 28.09′、東経141° 30.61′ の点	ア及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	牡鹿郡 女川町出島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2456号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島宇ノ島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.78′、東経141° 30.66′ の点 イ 北緯38° 27.95′、東経141° 30.63′ の点 ウ 北緯38° 27.87′、東経141° 30.89′ の点 エ 北緯38° 27.78′、東経141° 30.83′ の点	アの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	牡鹿郡 女川町出島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第2457号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.70′、東経141° 30.67′ の点 イ 北緯38° 27.72′、東経141° 30.88′ の点 ウ 北緯38° 27.61′、東経141° 30.93′ の点 エ 北緯38° 27.58′、東経141° 30.83′ の点 オ 北緯38° 27.57′、東経141° 30.83′ の点 カ 北緯38° 27.53′、東経141° 30.78′ の点 キ 北緯38° 27.54′、東経141° 30.73′ の点 ク 北緯38° 27.51′、東経141° 30.70′ の点	アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	団体漁業権	牡鹿郡 女川町出島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2458号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島蛸ノ島 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 27.32′、東経141° 30.93′ の点 イ 北緯38° 27.38′、東経141° 30.76′ の点 ウ 北緯38° 27.47′、東経141° 30.72′ の点 エ 北緯38° 27.49′、東経141° 30.95′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (ウのみ光達距離3キロメートル 以上)	団体漁業権	牡鹿郡 女川町出島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2459号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 27.27′、東経141° 30.97′ の点 イ 北緯38° 27.35′、東経141° 31.03′ の点 ウ 北緯38° 27.33′、東経141° 31.10′ の点 エ 北緯38° 27.23′、東経141° 31.07′ の点		団体漁業権	牡鹿郡 女川町出島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2460号	第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 27.19′、東経141° 30.92′ の点 イ 北緯38° 27.25′、東経141° 30.95′ の点 ウ 北緯38° 27.20′、東経141° 31.08′ の点 エ 北緯38° 27.18′、東経141° 31.04′ の点 オ 北緯38° 27.15′、東経141° 31.05′ の点 カ 北緯38° 27.14′、東経141° 31.05′ の点		団体漁業権	牡鹿郡 女川町出島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2461号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.13′、東経141° 30.88′ の点 イ 北緯38° 27.15′、東経141° 30.90′ の点 ウ 北緯38° 27.13′、東経141° 30.96′ の点 エ 北緯38° 27.11′、東経141° 30.95′ の点 オ 北緯38° 27.08′、東経141° 31.03′ の点 カ 北緯38° 27.05′、東経141° 31.02′ の点 キ 北緯38° 27.08′、東経141° 30.91′ の点	アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	牡鹿郡 女川町出島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2462号	第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島山下浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 26.84′、東経141° 31.04′ の点 イ 北緯38° 26.94′、東経141° 31.04′ の点 ウ 北緯38° 26.92′、東経141° 31.09′ の点 エ 北緯38° 26.85′、東経141° 31.10′ の点		団体漁業権	牡鹿郡 女川町出島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2463号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島山下浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 26.99′、東経141° 30.93′ の点 イ 北緯38° 26.95′、東経141° 31.01′ の点 ウ 北緯38° 26.57′、東経141° 31.04′ の点 エ 北緯38° 26.57′、東経141° 30.95′ の点	ア及びエの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	牡鹿郡 女川町出島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域 (経緯度数値は世界測地系による。)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第2464号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島別当浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.52′、東経141° 31.05′ の点 イ 北緯38° 26.38′、東経141° 31.13′ の点 ウ 北緯38° 26.26′、東経141° 30.99′ の点 エ 北緯38° 26.27′、東経141° 30.94′ の点 オ 北緯38° 26.52′、東経141° 30.94′ の点	エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	牡鹿郡 女川町出島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2465号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島四子崎、 沖合見地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.17′ 東経141° 31.39′ の点 イ 北緯38° 26.13′ 東経141° 32.85′ の点 ウ 北緯38° 25.90′ 東経141° 32.72′ の点 エ 北緯38° 25.79′ 東経141° 32.42′ の点 オ 北緯38° 25.80′ 東経141° 32.15′ の点 カ 北緯38° 25.81′ 東経141° 31.83′ の点 キ 北緯38° 25.95′ 東経141° 31.23′ の点	ア、イ、エ、カ及びビの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	牡鹿郡 女川町出島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2466号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島寺間崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.09′、東経141° 32.25′ の点 イ 北緯38° 27.15′、東経141° 32.43′ の点 ウ 北緯38° 26.81′、東経141° 32.62′ の点 エ 北緯38° 26.75′、東経141° 32.44′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	牡鹿郡 女川町出島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2467号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 鞍掛島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 28.42′、東経141° 31.67′ の点 イ 北緯38° 28.41′、東経141° 31.76′ の点 ウ 北緯38° 28.16′、東経141° 32.34′ の点 エ 北緯38° 27.68′、東経141° 32.45′ の点 オ 北緯38° 27.50′、東経141° 32.03′ の点 カ 北緯38° 27.80′、東経141° 31.84′ の点 キ 北緯38° 27.98′、東経141° 31.46′ の点	イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	牡鹿郡 女川町出島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2468号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 毘沙門島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 28.57′、東経141° 30.97′ の点 イ 北緯38° 28.54′、東経141° 31.15′ の点 ウ 北緯38° 28.40′、東経141° 31.11′ の点 エ 北緯38° 28.43′、東経141° 30.93′ の点	ア点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	牡鹿郡 女川町出島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2469号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 江島水ノ平 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.90′、東経141° 35.16′ の点 イ 北緯38° 23.89′、東経141° 35.20′ の点 ウ 北緯38° 23.85′、東経141° 35.18′ の点 エ 北緯38° 23.81′、東経141° 35.27′ の点 オ 北緯38° 23.83′、東経141° 35.28′ の点 カ 北緯38° 23.82′、東経141° 35.38′ の点 キ 北緯38° 23.72′、東経141° 35.48′ の点 ク 北緯38° 23.67′、東経141° 35.33′ の点 ケ 北緯38° 23.44′、東経141° 35.14′ の点 コ 北緯38° 23.57′、東経141° 34.89′ の点		団体漁業権	牡鹿郡 女川町江島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第2470号	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 江島水ノ平 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 23.59′、東経141° 35.58′ の点 イ 北緯38° 23.49′、東経141° 35.68′ の点 ウ 北緯38° 23.37′、東経141° 35.49′ の点 エ 北緯38° 23.41′、東経141° 35.46′ の点 オ 北緯38° 23.53′、東経141° 35.46′ の点		団体漁業権	牡鹿郡 女川町江島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2501号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市寄磯浜 内立、田島浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 24.34′、東経141° 31.66′ の点 イ 北緯38° 24.02′、東経141° 31.42′ の点 ウ 北緯38° 24.24′、東経141° 30.87′ の点 エ 北緯38° 24.50′、東経141° 31.23′ の点	ア及びエの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市寄磯浜、 前網浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2502号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市寄磯浜 寺ノ下地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.15′、東経141° 31.26′ の点 イ 北緯38° 23.10′、東経141° 31.48′ の点 ウ 北緯38° 22.81′、東経141° 31.63′ の点 エ 北緯38° 22.79′、東経141° 31.96′ の点 オ 北緯38° 23.10′、東経141° 32.39′ の点 カ 北緯38° 23.00′、東経141° 32.50′ の点 キ 北緯38° 22.42′、東経141° 31.95′ の点 ク 北緯38° 22.71′、東経141° 31.13′ の点	ア、カ、キ及びクの点に夜間識 別可能な標識を設置しなければ ならない。 (カ、キ、クのみ光達距離3キロ メートル以上)	団体漁業権	石巻市寄磯浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2503号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市前網浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 23.13′、東経141° 31.22′ の点 イ 北緯38° 22.71′、東経141° 31.09′ の点 ウ 北緯38° 22.73′、東経141° 30.67′ の点 エ 北緯38° 23.07′、東経141° 30.81′ の点 オ 北緯38° 23.06′、東経141° 30.95′ の点 カ 北緯38° 23.15′、東経141° 31.05′ の点	ア、イ及びウの点に夜間識別可 能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市前網浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2504号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市前網浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 23.30′、東経141° 30.86′ の点 イ 北緯38° 23.28′、東経141° 30.93′ の点 ウ 北緯38° 23.21′、東経141° 30.90′ の点 エ 北緯38° 23.23′、東経141° 30.83′ の点		団体漁業権	石巻市前網浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2505号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市前網浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 23.32′、東経141° 30.56′ の点 イ 北緯38° 23.25′、東経141° 30.76′ の点 ウ 北緯38° 22.72′、東経141° 30.56′ の点 エ 北緯38° 22.73′、東経141° 30.48′ の点 オ 北緯38° 22.90′、東経141° 30.34′ の点	ウの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	石巻市前網浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第2506号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市鮫浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.83′、東経141° 29.62′ の点 イ 北緯38° 22.85′、東経141° 29.84′ の点 ウ 北緯38° 22.89′、東経141° 29.84′ の点 エ 北緯38° 22.91′、東経141° 30.11′ の点 オ 北緯38° 22.87′、東経141° 30.12′ の点 カ 北緯38° 22.89′、東経141° 30.31′ の点 キ 北緯38° 22.73′、東経141° 30.45′ の点 ク 北緯38° 22.71′、東経141° 30.08′ の点 ケ 北緯38° 22.69′、東経141° 29.64′ の点	キ、ク及びケの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市鮫浦	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2507号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市鮫浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.65′、東経141° 29.11′ の点 イ 北緯38° 22.75′、東経141° 29.12′ の点 ウ 北緯38° 22.72′、東経141° 29.51′ の点 エ 北緯38° 22.62′、東経141° 29.50′ の点	ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市鮫浦	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2508号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市谷川浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.51′、東経141° 29.18′ の点 イ 北緯38° 22.61′、東経141° 29.20′ の点 ウ 北緯38° 22.58′、東経141° 29.67′ の点 エ 北緯38° 22.47′、東経141° 29.65′ の点	エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市谷川浜、 大谷川浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2509号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市谷川浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.29′、東経141° 29.29′ の点 イ 北緯38° 22.45′、東経141° 29.31′ の点 ウ 北緯38° 22.44′、東経141° 29.44′ の点 エ 北緯38° 22.28′、東経141° 29.42′ の点	ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市谷川浜、 大谷川浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2510号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市谷川浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.23′、東経141° 29.53′ の点 イ 北緯38° 22.27′、東経141° 29.57′ の点 ウ 北緯38° 22.24′、東経141° 29.60′ の点 エ 北緯38° 22.21′、東経141° 29.56′ の点		団体漁業権	石巻市谷川浜、 大谷川浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2511号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市谷川浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.27′、東経141° 29.70′ の点 イ 北緯38° 22.30′、東経141° 29.74′ の点 ウ 北緯38° 22.28′、東経141° 29.76′ の点 エ 北緯38° 22.25′、東経141° 29.72′ の点		団体漁業権	石巻市谷川浜、 大谷川浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2512号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市谷川浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.32′、東経141° 29.78′ の点 イ 北緯38° 22.47′、東経141° 29.80′ の点 ウ 北緯38° 22.46′、東経141° 29.92′ の点 エ 北緯38° 22.31′、東経141° 29.92′ の点	イの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市谷川浜、 大谷川浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第2513号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市谷川浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 22.36′、東経141° 30.12′ の点 イ 北緯38° 22.16′、東経141° 30.06′ の点 ウ 北緯38° 22.19′、東経141° 29.87′ の点 エ 北緯38° 22.23′、東経141° 29.89′ の点 オ 北緯38° 22.24′、東経141° 30.04′ の点 カ 北緯38° 22.37′、東経141° 30.07′ の点		団体漁業権	石巻市谷川浜、 大谷川浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2514号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市谷川浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 22.41′、東経141° 29.98′ の点 イ 北緯38° 22.54′、東経141° 29.99′ の点 ウ 北緯38° 22.57′、東経141° 31.16′ の点 エ 北緯38° 22.37′、東経141° 30.99′ の点 オ 北緯38° 22.43′、東経141° 30.06′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (ウのみ光達距離3キロメートル 以上)	団体漁業権	石巻市谷川浜、 大谷川浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2515号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市崎釜崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.84′、東経141° 32.21′ の点 イ 北緯38° 21.59′、東経141° 31.54′ の点 ウ 北緯38° 22.17′、東経141° 31.25′ の点 エ 北緯38° 22.30′、東経141° 31.04′ の点 オ 北緯38° 22.49′、東経141° 31.34′ の点 カ 北緯38° 22.34′、東経141° 31.73′ の点 キ 北緯38° 22.09′、東経141° 31.97′ の点	ア、カ及びキの点に夜間識別 可能な標識を設置しなければ ならない。 (カのみ光達距離3キロメートル 以上)	団体漁業権	石巻市泊浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2516号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市泊浜 山王島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 21.37′、東経141° 31.95′ の点 イ 北緯38° 21.43′、東経141° 32.15′ の点 ウ 北緯38° 21.11′、東経141° 32.29′ の点 エ 北緯38° 20.75′、東経141° 32.30′ の点 オ 北緯38° 20.74′、東経141° 32.07′ の点	イ、ウ及びエの点に夜間識別 可能な標識を設置しなければ ならない。 (ウのみ光達距離3キロメートル 以上)	団体漁業権	石巻市泊浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2517号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市新山浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 20.10′、東経141° 32.21′ の点 イ 北緯38° 20.10′、東経141° 32.32′ の点 ウ 北緯38° 19.73′、東経141° 32.32′ の点 エ 北緯38° 19.73′、東経141° 32.21′ の点	イ、ウ及びエの点に夜間識別 可能な標識を設置しなければ ならない。	団体漁業権	石巻市新山浜	新規	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2518号	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市鮎川浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 17.56′、東経141° 30.35′ の点 イ 北緯38° 17.53′、東経141° 30.47′ の点 ウ 北緯38° 16.95′、東経141° 30.47′ の点 エ 北緯38° 16.95′、東経141° 30.20′ の点 オ 北緯38° 17.22′、東経141° 30.23′ の点 カ 北緯38° 17.21′、東経141° 30.37′ の点	エの点に夜間識別可能な赤色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	石巻市鮎川浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2519号	第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市鮎川浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 17.55′、東経141° 30.28′ の点 イ 北緯38° 17.56′、東経141° 30.35′ の点 ウ 北緯38° 17.21′、東経141° 30.37′ の点 エ 北緯38° 17.22′、東経141° 30.23′ の点	ア及びエの点に夜間識別可能な 赤色の標識を設置しなければ ならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	石巻市鮎川浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第2520号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	石巻市鮎川浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 16.85′、東経141° 30.25′ の点 イ 北緯38° 16.85′、東経141° 30.50′ の点 ウ 北緯38° 16.65′、東経141° 30.50′ の点 エ 北緯38° 16.65′、東経141° 30.25′ の点	ア及びエの点に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上) ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市鮎川浜	新規	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2521号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	石巻市鮎川浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 17.59′、東経141° 29.96′ の点 イ 北緯38° 17.67′、東経141° 30.10′ の点 ウ 北緯38° 17.62′、東経141° 30.13′ の点 エ 北緯38° 17.53′、東経141° 29.99′ の点		団体漁業権	石巻市鮎川浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2522号	第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市鮎川浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 17.60′、東経141° 30.15′ の点 イ 北緯38° 17.56′、東経141° 30.17′ の点 ウ 北緯38° 17.48′、東経141° 30.00′ の点 エ 北緯38° 17.51′、東経141° 29.98′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市鮎川浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2523号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	石巻市鮎川浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 17.51′、東経141° 29.98′ の点 イ 北緯38° 17.46′、東経141° 29.98′ の点 ウ 北緯38° 17.40′、東経141° 29.85′ の点 エ 北緯38° 17.39′、東経141° 29.70′ の点 オ 北緯38° 17.43′、東経141° 29.70′ の点 カ 北緯38° 17.47′、東経141° 29.87′ の点	ウ及びエの点に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。 (ウのみ光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	石巻市鮎川浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2524号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市十八成浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 17.55′、東経141° 29.34′ の点 イ 北緯38° 17.63′、東経141° 29.14′ の点 ウ 北緯38° 17.73′、東経141° 29.17′ の点 エ 北緯38° 17.81′、東経141° 29.18′ の点 オ 北緯38° 18.26′、東経141° 29.29′ の点 カ 北緯38° 18.19′、東経141° 29.54′ の点	ア及びカの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (アのみ光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	石巻市十八成浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2525号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市十八成浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 17.81′、東経141° 29.18′ の点 イ 北緯38° 18.21′、東経141° 28.65′ の点 ウ 北緯38° 18.35′、東経141° 28.97′ の点 エ 北緯38° 18.26′、東経141° 29.29′ の点	ア、イ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市十八成浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2526号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市十八成浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 18.02′、東経141° 28.23′ の点 イ 北緯38° 18.08′、東経141° 28.39′ の点 ウ 北緯38° 18.00′、東経141° 28.52′ の点 エ 北緯38° 18.08′、東経141° 28.69′ の点 オ 北緯38° 17.73′、東経141° 29.17′ の点 カ 北緯38° 17.63′、東経141° 29.14′ の点	アの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市十八成浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第2527号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市十八成浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 17.74′ 東経141° 28.07′ の点 イ 北緯38° 18.02′ 東経141° 28.23′ の点 ウ 北緯38° 17.63′ 東経141° 29.14′ の点 エ 北緯38° 17.58′ 東経141° 29.26′ の点 オ 北緯38° 17.32′ 東経141° 29.10′ の点 カ 北緯38° 17.31′ 東経141° 28.93′ の点 キ 北緯38° 17.42′ 東経141° 28.71′ の点 ク 北緯38° 17.54′ 東経141° 28.49′ の点 ケ 北緯38° 17.63′ 東経141° 28.29′ の点	ア、オ、カ、キ及びクの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (ア、オ、クのみ光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	石巻市十八成浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2528号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市小淵浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 18.39′ 東経141° 28.46′ の点 イ 北緯38° 18.43′ 東経141° 28.54′ の点 ウ 北緯38° 18.31′ 東経141° 28.69′ の点 エ 北緯38° 18.35′ 東経141° 28.79′ の点 オ 北緯38° 18.39′ 東経141° 28.79′ の点 カ 北緯38° 18.40′ 東経141° 28.82′ の点 キ 北緯38° 18.33′ 東経141° 28.83′ の点 ク 北緯38° 18.25′ 東経141° 28.63′ の点	ア及びクの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市小淵浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2529号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市小淵浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 18.10′ 東経141° 28.27′ の点 イ 北緯38° 18.20′ 東経141° 28.33′ の点 ウ 北緯38° 18.24′ 東経141° 28.41′ の点 エ 北緯38° 18.24′ 東経141° 28.53′ の点 オ 北緯38° 18.21′ 東経141° 28.55′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市小淵浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2530号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市小淵浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 18.81′ 東経141° 28.25′ の点 イ 北緯38° 18.81′ 東経141° 28.27′ の点 ウ 北緯38° 18.67′ 東経141° 28.41′ の点 エ 北緯38° 18.43′ 東経141° 28.48′ の点 オ 北緯38° 18.42′ 東経141° 28.45′ の点	アの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市小淵浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2531号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市小淵浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 18.78′ 東経141° 28.17′ の点 イ 北緯38° 18.79′ 東経141° 28.22′ の点 ウ 北緯38° 18.35′ 東経141° 28.36′ の点 エ 北緯38° 18.32′ 東経141° 28.31′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市小淵浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2532号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市小淵浜牧ノ崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 18.27′ 東経141° 27.95′ の点 イ 北緯38° 18.40′ 東経141° 28.20′ の点 ウ 北緯38° 18.32′ 東経141° 28.31′ の点 エ 北緯38° 18.15′ 東経141° 28.20′ の点	エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市小淵浜、給分浜、大原浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2533号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市小淵浜牧ノ崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.15′ 東経141° 26.20′ の点 イ 北緯38° 18.78′ 東経141° 26.94′ の点 ウ 北緯38° 18.87′ 東経141° 26.99′ の点 エ 北緯38° 18.76′ 東経141° 27.52′ の点 オ 北緯38° 18.49′ 東経141° 27.43′ の点 カ 北緯38° 18.12′ 東経141° 28.18′ の点 キ 北緯38° 17.80′ 東経141° 27.96′ の点 ク 北緯38° 18.84′ 東経141° 25.92′ の点	ア、キ及びクの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市小淵浜、給分浜、大原浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域 (経緯度数値は世界測地系による。)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第2534号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市小湊浜 牧ノ崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.32′、東経141° 26.62′ の点 イ 北緯38° 19.56′、東経141° 27.27′ の点 ウ 北緯38° 19.64′、東経141° 27.63′ の点 エ 北緯38° 19.63′、東経141° 27.72′ の点 オ 北緯38° 19.51′、東経141° 27.87′ の点 カ 北緯38° 19.45′、東経141° 27.84′ の点 キ 北緯38° 19.39′、東経141° 27.49′ の点 ク 北緯38° 19.08′、東経141° 27.00′ の点 ケ 北緯38° 19.26′、東経141° 27.13′ の点 コ 北緯38° 19.37′、東経141° 27.04′ の点 サ 北緯38° 19.30′、東経141° 26.65′ の点	ア、ウ及びキの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市小湊浜、 給分浜、大原浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2535号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市給分浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.86′、東経141° 28.16′ の点 イ 北緯38° 19.75′、東経141° 28.25′ の点 ウ 北緯38° 19.71′、東経141° 28.24′ の点 エ 北緯38° 19.66′、東経141° 28.16′ の点 オ 北緯38° 19.72′、東経141° 27.99′ の点 カ 北緯38° 19.55′、東経141° 27.89′ の点 キ 北緯38° 19.65′、東経141° 27.77′ の点 ク 北緯38° 19.71′、東経141° 27.80′ の点	ア及びクの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市小湊浜、 給分浜、大原浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2536号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市給分浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.94′、東経141° 28.33′ の点 イ 北緯38° 19.95′、東経141° 28.37′ の点 ウ 北緯38° 19.76′、東経141° 28.39′ の点 エ 北緯38° 19.77′、東経141° 28.34′ の点		団体漁業権	石巻市給分浜、 大原浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2537号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市給分浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.02′、東経141° 28.10′ の点 イ 北緯38° 20.04′、東経141° 28.09′ の点 ウ 北緯38° 20.05′、東経141° 28.15′ の点 エ 北緯38° 20.06′、東経141° 28.23′ の点 オ 北緯38° 20.02′、東経141° 28.23′ の点		団体漁業権	石巻市給分浜、 大原浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2538号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市大原浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.72′、東経141° 27.11′ の点 イ 北緯38° 20.08′、東経141° 27.88′ の点 ウ 北緯38° 19.94′、東経141° 28.07′ の点 エ 北緯38° 19.60′、東経141° 27.18′ の点	ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市給分浜、 大原浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2539号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市小網倉浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.93′、東経141° 27.65′ の点 イ 北緯38° 20.92′、東経141° 27.71′ の点 ウ 北緯38° 20.56′、東経141° 27.70′ の点 エ 北緯38° 20.45′、東経141° 27.83′ の点 オ 北緯38° 20.02′、東経141° 27.60′ の点 カ 北緯38° 19.84′、東経141° 27.21′ の点	ア及びカの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市小網倉浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第2540号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市小網倉浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.61′、東経141° 27.30′ の点 イ 北緯38° 20.68′、東経141° 27.33′ の点 ウ 北緯38° 20.71′、東経141° 27.28′ の点 エ 北緯38° 20.83′、東経141° 27.27′ の点 オ 北緯38° 20.80′、東経141° 27.40′ の点 カ 北緯38° 20.91′、東経141° 27.45′ の点 キ 北緯38° 20.90′、東経141° 27.49′ の点 ク 北緯38° 20.60′、東経141° 27.36′ の点	キの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市小網倉浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2541号	第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市小網倉浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.25′、東経141° 26.99′ の点 イ 北緯38° 20.37′、東経141° 27.05′ の点 ウ 北緯38° 20.39′、東経141° 27.12′ の点 エ 北緯38° 20.46′、東経141° 27.19′ の点 オ 北緯38° 20.49′、東経141° 27.16′ の点 カ 北緯38° 20.61′、東経141° 27.30′ の点 キ 北緯38° 20.60′、東経141° 27.36′ の点 ク 北緯38° 20.39′、東経141° 27.27′ の点 ケ 北緯38° 20.14′、東経141° 27.17′ の点	クの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市小網倉浜	新規	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2542号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市小網倉浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.16′、東経141° 26.90′ の点 イ 北緯38° 20.04′、東経141° 27.08′ の点 ウ 北緯38° 19.80′、東経141° 26.97′ の点 エ 北緯38° 19.59′、東経141° 27.12′ の点 オ 北緯38° 19.37′、東経141° 26.53′ の点 カ 北緯38° 19.48′、東経141° 26.34′ の点 キ 北緯38° 19.92′、東経141° 26.77′ の点	ア、イ、ウ、エ、オ及びキの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市小網倉浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2543号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 7月1日から9月30日まで	石巻市小網倉浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.48′、東経141° 26.34′ の点 イ 北緯38° 19.37′、東経141° 26.53′ の点 ウ 北緯38° 19.34′、東経141° 26.46′ の点 エ 北緯38° 19.44′、東経141° 26.30′ の点	イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (エのみ光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	石巻市小網倉浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2544号	第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市長渡浜日蔭浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 16.53′、東経141° 29.11′ の点 イ 北緯38° 16.58′、東経141° 29.23′ の点 ウ 北緯38° 16.39′、東経141° 29.36′ の点 エ 北緯38° 16.34′、東経141° 29.24′ の点	イの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市長渡浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2545号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市網地浜ゆなぎ浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 17.07′、東経141° 28.33′ の点 イ 北緯38° 17.00′、東経141° 28.54′ の点 ウ 北緯38° 16.87′、東経141° 28.82′ の点 エ 北緯38° 16.80′、東経141° 28.75′ の点 オ 北緯38° 16.91′、東経141° 28.55′ の点 カ 北緯38° 16.95′、東経141° 28.52′ の点 キ 北緯38° 16.94′、東経141° 28.43′ の点 ク 北緯38° 16.97′、東経141° 28.34′ の点 ケ 北緯38° 17.02′、東経141° 28.30′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市網地浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第2546号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市網地浜 釜ノ間地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 17.20′、東経141° 27.83′ の点 イ 北緯38° 17.23′、東経141° 28.08′ の点 ウ 北緯38° 17.04′、東経141° 28.10′ の点 エ 北緯38° 17.03′、東経141° 27.84′ の点	ア及びイの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市網地浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2547号	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市長渡浜 牛浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 16.20′、東経141° 29.33′ の点 イ 北緯38° 16.24′、東経141° 29.45′ の点 ウ 北緯38° 15.81′、東経141° 29.74′ の点 エ 北緯38° 15.78′、東経141° 29.61′ の点	ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市長渡浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2601号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市福貴浦、 鹿立地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.98′、東経141° 26.82′ の点 イ 北緯38° 20.96′、東経141° 26.91′ の点 ウ 北緯38° 20.39′、東経141° 26.94′ の点 エ 北緯38° 19.96′、東経141° 26.71′ の点 オ 北緯38° 19.47′、東経141° 26.24′ の点 カ 北緯38° 19.57′、東経141° 26.06′ の点 キ 北緯38° 19.63′、東経141° 26.09′ の点 ク 北緯38° 20.02′、東経141° 26.38′ の点 ケ 北緯38° 20.24′、東経141° 26.54′ の点 コ 北緯38° 20.32′、東経141° 26.59′ の点 サ 北緯38° 20.47′、東経141° 26.63′ の点 シ 北緯38° 20.86′、東経141° 26.72′ の点	ア、カ、ク及びサの点に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上) エ、オ、ケ及びコの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市福貴浦、 鹿立、狐崎浜、 竹浜、牧浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2602号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市福貴浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.199′、東経141° 26.869′ の点 イ 北緯38° 21.194′、東経141° 26.906′ の点 ウ 北緯38° 21.149′、東経141° 26.897′ の点 エ 北緯38° 21.149′、東経141° 26.853′ の点 オ 北緯38° 21.183′、東経141° 26.861′ の点		団体漁業権	石巻市福貴浦	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第2603号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市福貴浦、鹿立、胴上浜、狐崎浜、ホダ浦、金台浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ノ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.20′、東経141° 24.69′ の点 イ 北緯38° 20.67′、東経141° 24.95′ の点 ウ 北緯38° 20.75′、東経141° 24.99′ の点 エ 北緯38° 20.84′、東経141° 25.20′ の点 オ 北緯38° 20.80′、東経141° 25.24′ の点 カ 北緯38° 20.65′、東経141° 25.24′ の点 キ 北緯38° 20.59′、東経141° 25.42′ の点 ク 北緯38° 20.83′、東経141° 25.85′ の点 ケ 北緯38° 20.61′、東経141° 25.94′ の点 コ 北緯38° 20.47′、東経141° 25.80′ の点 サ 北緯38° 20.38′、東経141° 26.19′ の点 シ 北緯38° 20.68′、東経141° 26.51′ の点 ス 北緯38° 20.77′、東経141° 26.41′ の点 セ 北緯38° 20.98′、東経141° 26.66′ の点 ソ 北緯38° 20.95′、東経141° 26.71′ の点 タ 北緯38° 20.87′、東経141° 26.66′ の点 チ 北緯38° 20.48′、東経141° 26.57′ の点 ツ 北緯38° 20.33′、東経141° 26.53′ の点 テ 北緯38° 20.26′、東経141° 26.46′ の点 ト 北緯38° 20.04′、東経141° 26.31′ の点 ナ 北緯38° 19.50′、東経141° 25.93′ の点 ニ 北緯38° 19.66′、東経141° 25.67′ の点 ヌ 北緯38° 19.78′、東経141° 25.47′ の点 ノ 北緯38° 19.81′、東経141° 25.41′ の点 ノ 北緯38° 20.01′、東経141° 25.04′ の点	ソ、チ、ト及びビナの点に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。 (ナのみ光達距離3キロメートル以上) ア、イ、ニ、ヌ、ネ及びノの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (ア、イ、ヌのみ光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	石巻市福貴浦、鹿立、狐崎浜、竹浜、牧浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2604号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市福貴浦 鹿立地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.864′、東経141° 26.432′ の点 イ 北緯38° 20.857′、東経141° 26.440′ の点 ウ 北緯38° 20.830′、東経141° 26.415′ の点 エ 北緯38° 20.829′、東経141° 26.409′ の点		団体漁業権	石巻市福貴浦	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2605号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市福貴浦 鹿立地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.789′、東経141° 26.374′ の点 イ 北緯38° 20.786′、東経141° 26.377′ の点 ウ 北緯38° 20.753′、東経141° 26.374′ の点 エ 北緯38° 20.753′、東経141° 26.356′ の点		団体漁業権	石巻市福貴浦	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域 (経緯度数値は世界測地系による。)	条件	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	新規又は 継続の別	存続期間
区第2606号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市狐崎浜、 金台浜、竹浜、 牧浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、 ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、アの順に結んだ線と最大高 潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.56′、東経141° 23.29′ の点 イ 北緯38° 20.84′、東経141° 23.89′ の点 ウ 北緯38° 21.36′、東経141° 23.60′ の点 エ 北緯38° 21.54′、東経141° 23.72′ の点 オ 北緯38° 21.85′、東経141° 25.01′ の点 カ 北緯38° 22.04′、東経141° 25.78′ の点 キ 北緯38° 22.15′、東経141° 26.26′ の点 ク 北緯38° 22.22′、東経141° 26.54′ の点 ケ 北緯38° 22.02′、東経141° 26.45′ の点 コ 北緯38° 22.02′、東経141° 26.36′ の点 サ 北緯38° 22.05′、東経141° 26.36′ の点 シ 北緯38° 21.88′、東経141° 25.75′ の点 ス 北緯38° 21.37′、東経141° 25.34′ の点 セ 北緯38° 21.31′、東経141° 25.19′ の点 ソ 北緯38° 21.42′、東経141° 25.07′ の点 タ 北緯38° 21.30′、東経141° 24.86′ の点 チ 北緯38° 21.04′、東経141° 25.07′ の点 ツ 北緯38° 20.89′、東経141° 24.99′ の点 テ 北緯38° 20.55′、東経141° 24.28′ の点 ト 北緯38° 20.47′、東経141° 24.10′ の点 ナ 北緯38° 20.28′、東経141° 23.71′ の点	ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ツ、テ、 ト及びナの点に夜間識別可能な標識 を設置しなければならない。 (ア、イ、ウ、エ、ツ、テ、ト、ナのみ 光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	石巻市福貴浦、鹿 立、狐崎浜、竹浜、 牧浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2607号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市竹浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 21.881′、東経141° 25.985′ の点 イ 北緯38° 21.868′、東経141° 25.991′ の点 ウ 北緯38° 21.848′、東経141° 25.964′ の点 エ 北緯38° 21.859′、東経141° 25.959′ の点		団体漁業権	石巻市竹浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2608号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市牧浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 21.955′、東経141° 26.471′ の点 イ 北緯38° 21.947′、東経141° 26.485′ の点 ウ 北緯38° 21.923′、東経141° 26.456′ の点 エ 北緯38° 21.932′、東経141° 26.446′ の点		団体漁業権	石巻市牧浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2609号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市牧浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 22.264′、東経141° 26.767′ の点 イ 北緯38° 22.273′、東経141° 26.849′ の点 ウ 北緯38° 22.262′、東経141° 26.848′ の点 エ 北緯38° 22.249′、東経141° 26.773′ の点		団体漁業権	石巻市牧浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2610号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市牧浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 22.280′、東経141° 26.912′ の点 イ 北緯38° 22.282′、東経141° 26.930′ の点 ウ 北緯38° 22.269′、東経141° 26.933′ の点 エ 北緯38° 22.265′、東経141° 26.917′ の点		団体漁業権	石巻市牧浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2611号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市牧浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 22.279′、東経141° 26.975′ の点 イ 北緯38° 22.282′、東経141° 27.014′ の点 ウ 北緯38° 22.261′、東経141° 27.008′ の点 エ 北緯38° 22.263′、東経141° 26.993′ の点		団体漁業権	石巻市牧浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第2612号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市荻浜、侍浜、月浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、フ、アの順に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.98′、東経141° 23.45′ の点 イ 北緯38° 22.51′、東経141° 24.37′ の点 ウ 北緯38° 22.56′、東経141° 24.46′ の点 エ 北緯38° 22.72′、東経141° 24.75′ の点 オ 北緯38° 22.78′、東経141° 24.82′ の点 カ 北緯38° 23.31′、東経141° 25.42′ の点 キ 北緯38° 23.41′、東経141° 25.59′ の点 ク 北緯38° 23.30′、東経141° 25.46′ の点 ケ 北緯38° 23.07′、東経141° 25.33′ の点 コ 北緯38° 23.01′、東経141° 25.40′ の点 サ 北緯38° 22.82′、東経141° 25.57′ の点 シ 北緯38° 22.76′、東経141° 25.62′ の点 ス 北緯38° 22.65′、東経141° 25.67′ の点 セ 北緯38° 22.85′、東経141° 26.00′ の点 ソ 北緯38° 22.79′、東経141° 26.10′ の点 タ 北緯38° 22.47′、東経141° 25.83′ の点 チ 北緯38° 22.41′、東経141° 25.75′ の点 ツ 北緯38° 22.26′、東経141° 26.16′ の点 テ 北緯38° 22.28′、東経141° 26.26′ の点 ト 北緯38° 22.44′、東経141° 26.36′ の点 ナ 北緯38° 22.53′、東経141° 26.93′ の点 ニ 北緯38° 22.45′、東経141° 27.13′ の点 ヌ 北緯38° 22.23′、東経141° 26.23′ の点 ネ 北緯38° 22.10′、東経141° 25.70′ の点 ノ 北緯38° 22.08′、東経141° 25.58′ の点 ハ 北緯38° 21.88′、東経141° 24.80′ の点 ヒ 北緯38° 21.87′、東経141° 24.72′ の点 フ 北緯38° 21.60′、東経141° 23.65′ の点	ア、イ、ウ、エ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ及びフの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (ア、ニ、ノのみ光達距離3キロメートル以上) エ、オ、ネ、ノ、エの順に結んだ線によって囲まれた区域に航路を設けなければならない。	団体漁業権	石巻市侍浜、月浦、荻浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2613号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市荻浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.275′、東経141° 27.015′ の点 イ 北緯38° 22.286′、東経141° 27.042′ の点 ウ 北緯38° 22.271′、東経141° 27.047′ の点 エ 北緯38° 22.262′、東経141° 27.018′ の点		団体漁業権	石巻市荻浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2614号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市荻浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.301′、東経141° 27.125′ の点 イ 北緯38° 22.302′、東経141° 27.223′ の点 ウ 北緯38° 22.286′、東経141° 27.221′ の点 エ 北緯38° 22.289′、東経141° 27.124′ の点		団体漁業権	石巻市荻浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2615号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市荻浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.58′、東経141° 27.19′ の点 イ 北緯38° 22.57′、東経141° 27.22′ の点 ウ 北緯38° 22.56′、東経141° 27.22′ の点 エ 北緯38° 22.52′、東経141° 27.19′ の点 オ 北緯38° 22.50′、東経141° 27.20′ の点 カ 北緯38° 22.49′、東経141° 27.19′ の点 キ 北緯38° 22.49′、東経141° 27.20′ の点 ク 北緯38° 22.50′、東経141° 27.21′ の点 ケ 北緯38° 22.50′、東経141° 27.22′ の点 コ 北緯38° 22.48′、東経141° 27.20′ の点 サ 北緯38° 22.51′、東経141° 27.15′ の点 シ 北緯38° 22.54′、東経141° 27.19′ の点		団体漁業権	石巻市荻浜	新規	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域 (経緯度数値は世界測地系による。)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第2616号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市荻浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.530′、東経141° 26.407′ の点 イ 北緯38° 22.530′、東経141° 26.457′ の点 ウ 北緯38° 22.526′、東経141° 26.495′ の点 エ 北緯38° 22.537′、東経141° 26.517′ の点 オ 北緯38° 22.541′、東経141° 26.543′ の点 カ 北緯38° 22.539′、東経141° 26.573′ の点 キ 北緯38° 22.520′、東経141° 26.572′ の点 ク 北緯38° 22.496′、東経141° 26.406′ の点		団体漁業権	石巻市荻浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2617号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市荻浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 22.492′、東経141° 26.357′ の点 イ 北緯38° 22.493′、東経141° 26.379′ の点 ウ 北緯38° 22.408′、東経141° 26.289′ の点 エ 北緯38° 22.412′、東経141° 26.279′ の点		団体漁業権	石巻市荻浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2618号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市侍浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 22.622′、東経141° 26.174′ の点 イ 北緯38° 22.616′、東経141° 26.180′ の点 ウ 北緯38° 22.598′、東経141° 26.169′ の点 エ 北緯38° 22.608′、東経141° 26.158′ の点		団体漁業権	石巻市侍浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2619号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市桃浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.69′、東経141° 25.74′ の点 イ 北緯38° 23.61′、東経141° 25.85′ の点 ウ 北緯38° 23.41′、東経141° 25.60′ の点 エ 北緯38° 23.31′、東経141° 25.42′ の点 オ 北緯38° 23.15′、東経141° 25.25′ の点 カ 北緯38° 22.80′、東経141° 24.79′ の点 キ 北緯38° 22.90′、東経141° 24.67′ の点	アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 船舶の通常航行に支障を 及ぼしてはならない。	個別漁業権	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2620号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市桃浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.84′、東経141° 24.60′ の点 イ 北緯38° 22.74′、東経141° 24.72′ の点 ウ 北緯38° 22.59′、東経141° 24.46′ の点	ア及びウの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 船舶の通常航行に支障を 及ぼしてはならない。	個別漁業権	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2621号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市桃浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 22.66′、東経141° 23.94′ の点 イ 北緯38° 22.57′、東経141° 24.29′ の点 ウ 北緯38° 22.06′、東経141° 23.40′ の点 エ 北緯38° 22.32′、東経141° 23.26′ の点 オ 北緯38° 22.46′、東経141° 23.63′ の点 カ 北緯38° 22.53′、東経141° 23.59′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 船舶の通常航行に支障を 及ぼしてはならない。	個別漁業権	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2622号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市桃浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.64′、東経141° 25.33′ の点 イ 北緯38° 23.56′、東経141° 25.42′ の点 ウ 北緯38° 22.89′、東経141° 24.51′ の点 エ 北緯38° 22.63′、東経141° 24.37′ の点 オ 北緯38° 22.77′、東経141° 23.86′ の点 カ 北緯38° 23.16′、東経141° 24.51′ の点 キ 北緯38° 23.25′、東経141° 24.53′ の点 ク 北緯38° 23.14′、東経141° 24.66′ の点	エ及びオの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 船舶の通常航行に支障を 及ぼしてはならない。	個別漁業権	—	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第2623号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市桃浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.79′、東経141° 25.64′ の点 イ 北緯38° 23.76′、東経141° 25.68′ の点 ウ 北緯38° 23.56′、東経141° 25.42′ の点 エ 北緯38° 23.62′、東経141° 25.35′ の点	イの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市桃浦	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2624号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市小竹浜、折浜、 蛤浜桃浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.98′ 東経141° 22.88′ の点 イ 北緯38° 23.04′ 東経141° 23.37′ の点 ウ 北緯38° 23.32′ 東経141° 23.56′ の点 エ 北緯38° 23.56′ 東経141° 24.02′ の点 オ 北緯38° 23.89′ 東経141° 24.29′ の点 カ 北緯38° 24.01′ 東経141° 24.44′ の点 キ 北緯38° 23.62′ 東経141° 24.66′ の点 ク 北緯38° 23.44′ 東経141° 24.87′ の点 ケ 北緯38° 23.71′ 東経141° 25.24′ の点 コ 北緯38° 23.64′ 東経141° 25.33′ の点 サ 北緯38° 23.14′ 東経141° 24.66′ の点 シ 北緯38° 23.25′ 東経141° 24.53′ の点 ス 北緯38° 22.83′ 東経141° 23.82′ の点 セ 北緯38° 22.68′ 東経141° 23.83′ の点 ソ 北緯38° 22.58′ 東経141° 23.56′ の点 タ 北緯38° 22.46′ 東経141° 23.63′ の点 チ 北緯38° 22.32′ 東経141° 23.26′ の点	チの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	石巻市小竹浜、 折浜、蛤浜、桃浦	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2625号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市佐須浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.98′、東経141° 22.15′ の点 イ 北緯38° 23.70′、東経141° 22.05′ の点 ウ 北緯38° 23.54′、東経141° 22.03′ の点 エ 北緯38° 23.43′、東経141° 21.96′ の点 オ 北緯38° 23.50′、東経141° 21.76′ の点 カ 北緯38° 24.13′、東経141° 21.91′ の点 キ 北緯38° 24.11′、東経141° 22.05′ の点 ク 北緯38° 24.07′、東経141° 22.04′ の点 ケ 北緯38° 24.05′、東経141° 22.10′ の点	オ及びカの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (オのみ光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	石巻市佐須浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2626号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	石巻市流留 沢田地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 25.57′、東経141° 22.77′ の点 イ 北緯38° 25.65′、東経141° 22.79′ の点 ウ 北緯38° 25.73′、東経141° 22.85′ の点 エ 北緯38° 25.91′、東経141° 23.09′ の点 オ 北緯38° 25.96′、東経141° 23.04′ の点 カ 北緯38° 26.11′、東経141° 23.23′ の点 キ 北緯38° 26.09′、東経141° 23.72′ の点 ク 北緯38° 26.12′、東経141° 23.97′ の点 ケ 北緯38° 25.81′、東経141° 23.89′ の点 コ 北緯38° 25.66′、東経141° 23.42′ の点 サ 北緯38° 25.59′、東経141° 23.45′ の点 シ 北緯38° 25.58′、東経141° 23.41′ の点 ス 北緯38° 25.56′、東経141° 23.38′ の点 セ 北緯38° 25.52′、東経141° 23.19′ の点 ソ 北緯38° 25.39′、東経141° 22.91′ の点		団体漁業権	石巻市沢田、流留、 折立	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第2627号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市流留地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 25.37′、東経141° 22.80′ の点 イ 北緯38° 25.37′、東経141° 22.79′ の点 ウ 北緯38° 25.41′、東経141° 22.79′ の点 エ 北緯38° 25.45′、東経141° 22.76′ の点 オ 北緯38° 25.52′、東経141° 22.72′ の点 カ 北緯38° 25.68′、東経141° 22.74′ の点 キ 北緯38° 25.68′、東経141° 22.75′ の点 ク 北緯38° 25.52′、東経141° 22.74′ の点 ケ 北緯38° 25.45′、東経141° 22.77′ の点 コ 北緯38° 25.41′、東経141° 22.82′ の点 サ 北緯38° 25.41′、東経141° 22.81′ の点		団体漁業権	石巻市沢田、流留、折立	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2628号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市田代浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 18.34′、東経141° 25.66′ の点 イ 北緯38° 18.01′、東経141° 25.85′ の点 ウ 北緯38° 17.89′、東経141° 25.50′ の点 エ 北緯38° 18.23′、東経141° 25.31′ の点	ア及びイの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	石巻市田代浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2629号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	石巻市田代浜鶴養崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 18.86′、東経141° 24.68′ の点 イ 北緯38° 18.74′、東経141° 24.77′ の点 ウ 北緯38° 18.58′、東経141° 24.48′ の点 エ 北緯38° 18.70′、東経141° 24.38′ の点	ア及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市田代浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2630号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	石巻市小竹浜生草島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.97′、東経141° 21.58′ の点 イ 北緯38° 22.46′、東経141° 22.66′ の点 ウ 北緯38° 21.82′、東経141° 23.31′ の点 エ 北緯38° 21.56′、東経141° 23.42′ の点 オ 北緯38° 21.14′、東経141° 22.46′ の点	イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	石巻市小竹浜、佐須浜、渡波、沢田、流留、折立	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2631号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市小竹浜生草島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.26′、東経141° 21.66′ の点 イ 北緯38° 23.09′、東経141° 21.79′ の点 ウ 北緯38° 22.64′、東経141° 22.13′ の点 エ 北緯38° 22.75′、東経141° 22.38′ の点 オ 北緯38° 22.50′、東経141° 22.67′ の点 カ 北緯38° 22.00′、東経141° 21.58′ の点 キ 北緯38° 22.44′、東経141° 21.40′ の点 ク 北緯38° 22.89′、東経141° 21.23′ の点	ア、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	石巻市小竹浜、佐須浜、渡波、沢田、流留、折立	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2632号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市渡波長浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.81′、東経141° 21.02′ の点 イ 北緯38° 24.19′、東経141° 21.04′ の点 ウ 北緯38° 24.08′、東経141° 21.66′ の点 エ 北緯38° 23.77′、東経141° 21.59′ の点	ア、イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	石巻市渡波 (佐須浜を含む。)	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第2633号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市渡波長浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.81′、東経141° 21.01′ の点 イ 北緯38° 23.77′、東経141° 21.59′ の点 ウ 北緯38° 23.45′、東経141° 21.51′ の点 エ 北緯38° 23.50′、東経141° 21.00′ の点	ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	石巻市渡波 (佐須浜を含む。)	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域 (経緯度数値は世界測地系による。)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第2634号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市渡波 祝田地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.38′、東経141° 22.00′ の点 イ 北緯38° 24.61′、東経141° 21.99′ の点 ウ 北緯38° 24.61′、東経141° 22.01′ の点 エ 北緯38° 24.59′、東経141° 22.01′ の点 オ 北緯38° 24.58′、東経141° 22.02′ の点 カ 北緯38° 24.55′、東経141° 22.03′ の点 キ 北緯38° 24.54′、東経141° 22.01′ の点 ク 北緯38° 24.44′、東経141° 22.11′ の点 ケ 北緯38° 24.38′、東経141° 22.11′ の点	ア及びイの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市渡波 (佐須浜を除く。)	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2635号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市渡波 長浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.68′、東経141° 20.85′ の点 イ 北緯38° 24.57′、東経141° 21.69′ の点 ウ 北緯38° 24.18′、東経141° 21.73′ の点 エ 北緯38° 24.27′、東経141° 21.05′ の点 オ 北緯38° 24.61′、東経141° 20.85′ の点	ア、イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	石巻市渡波 (佐須浜を除く。)	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2636号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市魚町 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.99′、東経141° 20.60′ の点 イ 北緯38° 23.32′、東経141° 20.51′ の点 ウ 北緯38° 23.19′、東経141° 20.33′ の点 エ 北緯38° 23.22′、東経141° 19.85′ の点 オ 北緯38° 23.48′、東経141° 19.66′ の点 カ 北緯38° 23.94′、東経141° 19.56′ の点	ア、イ、ウ、エ、オ及びカの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	石巻市渡波 (佐須浜を除く。)	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2637号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市折立 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 25.34′、東経141° 22.85′ の点 イ 北緯38° 25.49′、東経141° 23.19′ の点 ウ 北緯38° 25.57′、東経141° 23.49′ の点 エ 北緯38° 25.65′、東経141° 23.44′ の点 オ 北緯38° 25.79′、東経141° 23.89′ の点 カ 北緯38° 25.57′、東経141° 23.84′ の点 キ 北緯38° 25.20′、東経141° 22.80′ の点		団体漁業権	石巻市渡波 (佐須浜を除く。)	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2638号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市渡波 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 25.07′、東経141° 22.44′ の点 イ 北緯38° 25.10′、東経141° 22.44′ の点 ウ 北緯38° 25.15′、東経141° 22.60′ の点 エ 北緯38° 25.28′、東経141° 22.74′ の点 オ 北緯38° 25.36′、東経141° 22.79′ の点 カ 北緯38° 25.36′、東経141° 22.81′ の点 キ 北緯38° 25.31′、東経141° 22.80′ の点 ク 北緯38° 25.23′、東経141° 22.77′ の点 ケ 北緯38° 25.16′、東経141° 22.73′ の点		団体漁業権	石巻市渡波 (佐須浜を除く。)	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第2639号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	石巻市渡波 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ノ、ハ、ヒ、フ、ヘ、ホ、マ、ミ、ム、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.98′、東経141° 22.50′ の点 イ 北緯38° 25.00′、東経141° 22.47′ の点 ウ 北緯38° 25.07′、東経141° 22.59′ の点 エ 北緯38° 25.52′、東経141° 23.82′ の点 オ 北緯38° 25.06′、東経141° 23.73′ の点 カ 北緯38° 25.07′、東経141° 23.98′ の点 キ 北緯38° 24.88′、東経141° 24.00′ の点 ク 北緯38° 24.93′、東経141° 23.72′ の点 ケ 北緯38° 24.90′、東経141° 23.69′ の点 コ 北緯38° 24.88′、東経141° 23.68′ の点 サ 北緯38° 24.87′、東経141° 23.61′ の点 シ 北緯38° 24.89′、東経141° 23.59′ の点 ス 北緯38° 24.89′、東経141° 23.53′ の点 セ 北緯38° 24.87′、東経141° 23.50′ の点 ソ 北緯38° 24.87′、東経141° 23.47′ の点 タ 北緯38° 24.89′、東経141° 23.47′ の点 チ 北緯38° 24.90′、東経141° 23.41′ の点 ツ 北緯38° 24.88′、東経141° 23.34′ の点 テ 北緯38° 24.89′、東経141° 23.31′ の点 ト 北緯38° 24.88′、東経141° 23.27′ の点 ナ 北緯38° 24.91′、東経141° 23.23′ の点 ニ 北緯38° 24.90′、東経141° 23.17′ の点 ヌ 北緯38° 24.94′、東経141° 23.14′ の点 ノ 北緯38° 24.98′、東経141° 23.09′ の点 ハ 北緯38° 24.99′、東経141° 23.06′ の点 ヒ 北緯38° 24.88′、東経141° 22.84′ の点 フ 北緯38° 24.87′、東経141° 22.76′ の点 ヘ 北緯38° 24.92′、東経141° 22.69′ の点 ホ 北緯38° 25.04′、東経141° 22.70′ の点 マ 北緯38° 25.05′、東経141° 22.57′ の点 ミ 北緯38° 25.03′、東経141° 22.55′ の点 ム 北緯38° 25.00′、東経141° 22.51′ の点		団体漁業権	石巻市渡波 (佐須浜を除く。)	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2640号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 7月1日から 9月30日まで	石巻市魚町 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.93′、東経141° 19.34′ の点 イ 北緯38° 23.94′、東経141° 19.56′ の点 ウ 北緯38° 23.48′、東経141° 19.66′ の点	アの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	石巻市(旧石巻市 (旧沢田町、旧渡波 町、旧荻浜村を除 く。))に限る。)	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2641号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市小竹浜 生草島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.97′、東経141° 21.58′ の点 イ 北緯38° 21.14′、東経141° 22.46′ の点 ウ 北緯38° 21.12′、東経141° 22.42′ の点 エ 北緯38° 21.24′、東経141° 22.29′ の点 オ 北緯38° 21.59′、東経141° 21.92′ の点 カ 北緯38° 21.95′、東経141° 21.55′ の点	ウ、エ、オ及びカの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	石巻市渡波 (佐須浜を除く。)	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3101号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	東松島市 大曲地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.17′、東経141° 14.93′ の点 イ 北緯38° 23.68′、東経141° 15.17′ の点 ウ 北緯38° 22.64′、東経141° 14.63′ の点 エ 北緯38° 22.15′、東経141° 14.23′ の点 オ 北緯38° 21.45′、東経141° 13.66′ の点 カ 北緯38° 22.75′、東経141° 12.80′ の点 キ 北緯38° 22.86′、東経141° 12.71′ の点 ク 北緯38° 23.33′、東経141° 12.43′ の点	イ、ウ、エ及びオの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	東松島市 大曲	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域 (経緯度数値は世界測地系による。)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第3102号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市 牛網、浜市 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.29′、東経141° 12.27′ の点 イ 北緯38° 22.79′、東経141° 12.60′ の点 ウ 北緯38° 22.64′、東経141° 12.69′ の点 エ 北緯38° 21.26′、東経141° 13.62′ の点 オ 北緯38° 20.43′、東経141° 12.97′ の点 カ 北緯38° 21.87′、東経141° 11.34′ の点 キ 北緯38° 21.95′、東経141° 11.09′ の点 ク 北緯38° 22.47′、東経141° 10.65′ の点	エ及びオの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光距離4キロメートル以上)	団体漁業権	東松島市 牛網、浜市、 大塚、東名、 野蒜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3103号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市 野蒜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.17′、東経141° 10.37′ の点 イ 北緯38° 21.96′、東経141° 10.43′ の点 ウ 北緯38° 21.52′、東経141° 9.60′ の点 エ 北緯38° 21.63′、東経141° 9.56′ の点 オ 北緯38° 21.85′、東経141° 9.65′ の点		団体漁業権	東松島市 野蒜、大塚、 東名、浅井	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3104号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市 東名地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.24′、東経141° 7.99′ の点 イ 北緯38° 22.54′、東経141° 7.82′ の点 ウ 北緯38° 22.58′、東経141° 7.88′ の点 エ 北緯38° 22.27′、東経141° 8.05′ の点		団体漁業権	東松島市 野蒜、大塚、 東名、浅井	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3105号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市 東名地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.47′、東経141° 7.55′ の点 イ 北緯38° 22.47′、東経141° 7.67′ の点 ウ 北緯38° 22.47′、東経141° 7.70′ の点 エ 北緯38° 22.47′、東経141° 7.79′ の点 オ 北緯38° 22.33′、東経141° 7.84′ の点 カ 北緯38° 22.17′、東経141° 7.83′ の点 キ 北緯38° 22.06′、東経141° 7.49′ の点		団体漁業権	東松島市 野蒜、大塚、 東名、浅井	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3106号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市 東名地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.58′、東経141° 7.88′ の点 イ 北緯38° 21.62′、東経141° 7.65′ の点 ウ 北緯38° 21.74′、東経141° 7.50′ の点 エ 北緯38° 21.97′、東経141° 7.53′ の点 オ 北緯38° 22.10′、東経141° 7.87′ の点 カ 北緯38° 21.63′、東経141° 7.82′ の点		団体漁業権	東松島市 野蒜、大塚、 東名、浅井	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3107号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東松島市 東名地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.47′、東経141° 7.91′ の点 イ 北緯38° 21.52′、東経141° 7.48′ の点 ウ 北緯38° 21.58′、東経141° 7.48′ の点 エ 北緯38° 21.52′、東経141° 7.92′ の点		団体漁業権	東松島市 野蒜、大塚、 東名、浅井	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3108号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市 東名地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.46′、東経141° 7.96′ の点 イ 北緯38° 21.49′、東経141° 7.97′ の点 ウ 北緯38° 21.50′、東経141° 8.11′ の点 エ 北緯38° 21.46′、東経141° 8.41′ の点 オ 北緯38° 21.43′、東経141° 8.38′ の点 カ 北緯38° 21.41′、東経141° 8.23′ の点		団体漁業権	東松島市 野蒜、大塚、 東名、浅井	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第3109号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	東松島市 洲崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.53′、東経141° 8.29′ の点 イ 北緯38° 21.58′、東経141° 8.31′ の点 ウ 北緯38° 21.55′、東経141° 8.59′ の点 エ 北緯38° 21.51′、東経141° 8.89′ の点 オ 北緯38° 21.47′、東経141° 8.88′ の点 カ 北緯38° 21.49′、東経141° 8.57′ の点		団体漁業権	東松島市 野蒜、大塚、 東名、浅井	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3110号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸室浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.65′、東経141° 10.61′ の点 イ 北緯38° 21.65′、東経141° 11.14′ の点 ウ 北緯38° 21.75′、東経141° 11.30′ の点 エ 北緯38° 20.40′、東経141° 12.75′ の点 オ 北緯38° 19.73′、東経141° 12.16′ の点 カ 北緯38° 20.88′、東経141° 10.88′ の点 キ 北緯38° 21.15′、東経141° 10.61′ の点 ク 北緯38° 21.07′、東経141° 10.48′ の点 ケ 北緯38° 21.26′、東経141° 10.18′ の点	ア、ウ、エ、オ及びケの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (ア、ウ、エ、ケは光達距離2キロメートル以上、オは光達距離4キロメートル以上)	団体漁業権	東松島市宮戸 室浜、大浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3111号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸二本松鼻 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.92′、東経141° 10.45′ の点 イ 北緯38° 21.68′、東経141° 10.51′ の点 ウ 北緯38° 21.30′、東経141° 10.11′ の点 エ 北緯38° 21.26′、東経141° 9.97′ の点 オ 北緯38° 21.34′、東経141° 9.90′ の点 カ 北緯38° 21.35′、東経141° 9.77′ の点 キ 北緯38° 21.27′、東経141° 9.75′ の点 ク 北緯38° 21.24′、東経141° 9.62′ の点 ケ 北緯38° 21.51′、東経141° 9.61′ の点	ア、イ及びウの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	東松島市宮戸 室浜、大浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3112号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸大蛇崎 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.38′、東経141° 8.92′ の点 イ 北緯38° 21.42′、東経141° 8.89′ の点 ウ 北緯38° 21.43′、東経141° 8.90′ の点 エ 北緯38° 21.39′、東経141° 8.95′ の点		団体漁業権	東松島市宮戸 室浜、大浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3113号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸岩山鼻 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.06′、東経141° 9.57′ の点 イ 北緯38° 21.10′、東経141° 9.61′ の点 ウ 北緯38° 21.07′、東経141° 9.67′ の点 エ 北緯38° 20.96′、東経141° 9.71′ の点 オ 北緯38° 20.94′、東経141° 9.67′ の点 カ 北緯38° 21.01′、東経141° 9.60′ の点		団体漁業権	東松島市宮戸 室浜、大浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3114号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸長谷浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.98′、東経141° 9.42′ の点 イ 北緯38° 21.00′、東経141° 9.52′ の点 ウ 北緯38° 20.70′、東経141° 9.62′ の点 エ 北緯38° 20.62′、東経141° 9.56′ の点		団体漁業権	東松島市宮戸 室浜、大浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3115号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸下松 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.13′、東経141° 9.90′ の点 イ 北緯38° 21.05′、東経141° 9.90′ の点 ウ 北緯38° 21.06′、東経141° 9.82′ の点 エ 北緯38° 21.13′、東経141° 9.82′ の点		団体漁業権	東松島市宮戸 室浜、大浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第3116号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市 宮戸置石鼻地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.22′、東経141° 10.06′ の点 イ 北緯38° 21.19′、東経141° 10.11′ の点 ウ 北緯38° 21.08′、東経141° 10.14′ の点 エ 北緯38° 21.07′、東経141° 10.06′ の点 オ 北緯38° 21.14′、東経141° 9.97′ の点 カ 北緯38° 21.19′、東経141° 10.01′ の点		団体漁業権	東松島市宮戸室浜、大浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第3117号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市 宮戸置石鼻地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.84′、東経141° 10.12′ の点 イ 北緯38° 20.80′、東経141° 10.08′ の点 ウ 北緯38° 20.83′、東経141° 9.96′ の点 エ 北緯38° 20.87′、東経141° 9.97′ の点		団体漁業権	東松島市宮戸室浜、大浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第3118号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市 宮戸置石鼻地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.78′、東経141° 10.03′ の点 イ 北緯38° 20.76′、東経141° 10.04′ の点 ウ 北緯38° 20.72′、東経141° 9.92′ の点 エ 北緯38° 20.74′、東経141° 9.89′ の点		団体漁業権	東松島市宮戸室浜、大浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第3119号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市 宮戸室浜父島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.72′、東経141° 10.17′ の点 イ 北緯38° 20.63′、東経141° 10.06′ の点 ウ 北緯38° 20.66′、東経141° 10.02′ の点 エ 北緯38° 20.75′、東経141° 10.13′ の点		団体漁業権	東松島市宮戸室浜、大浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第3120号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市 宮戸室浜船越島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.82′、東経141° 10.25′ の点 イ 北緯38° 20.72′、東経141° 10.27′ の点 ウ 北緯38° 20.70′、東経141° 10.21′ の点 エ 北緯38° 20.82′、東経141° 10.20′ の点		団体漁業権	東松島市宮戸室浜、大浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第3121号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市 宮戸室浜船越島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.58′、東経141° 10.59′ の点 イ 北緯38° 20.46′、東経141° 10.47′ の点 ウ 北緯38° 20.77′、東経141° 10.36′ の点 エ 北緯38° 20.81′、東経141° 10.45′ の点		団体漁業権	東松島市宮戸室浜、大浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第3122号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市 宮戸男島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.71′、東経141° 10.83′ の点 イ 北緯38° 19.63′、東経141° 12.06′ の点 ウ 北緯38° 19.17′、東経141° 11.66′ の点 エ 北緯38° 19.15′、東経141° 11.30′ の点 オ 北緯38° 19.57′、東経141° 10.79′ の点 カ 北緯38° 19.63′、東経141° 10.67′ の点 キ 北緯38° 19.88′、東経141° 10.09′ の点	イ及びオの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上) ウ及びエの点に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。 (ウは光達距離4キロメートル以上、エは光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	東松島市宮戸室浜、大浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第3123号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市 宮戸大浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.30′、東経141° 10.91′ の点 イ 北緯38° 19.26′、東経141° 10.88′ の点 ウ 北緯38° 19.34′、東経141° 10.65′ の点 エ 北緯38° 19.39′、東経141° 10.68′ の点		団体漁業権	東松島市宮戸室浜、大浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第3124号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年8月31日まで	東松島市 宮戸大浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.09′、東経141° 10.68′ の点 イ 北緯38° 19.24′、東経141° 11.02′ の点 ウ 北緯38° 19.03′、東経141° 11.16′ の点 エ 北緯38° 18.90′、東経141° 11.10′ の点 オ 北緯38° 18.83′、東経141° 10.90′ の点 カ 北緯38° 19.01′、東経141° 10.70′ の点	アの点に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上) カの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	東松島市宮戸 室浜、大浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3125号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	東松島市 宮戸大浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.01′、東経141° 11.53′ の点 イ 北緯38° 18.68′、東経141° 11.24′ の点 ウ 北緯38° 18.52′、東経141° 10.91′ の点 エ 北緯38° 18.76′、東経141° 10.81′ の点 オ 北緯38° 18.83′、東経141° 11.18′ の点 カ 北緯38° 19.01′、東経141° 11.34′ の点	アの点に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。 (光達距離4キロメートル以上) ウの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	東松島市宮戸 室浜、大浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3126号	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	東松島市 宮戸大浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.10′、東経141° 10.56′ の点 イ 北緯38° 19.07′、東経141° 10.04′ の点 ウ 北緯38° 19.50′、東経141° 9.84′ の点 エ 北緯38° 19.51′、東経141° 10.06′ の点 オ 北緯38° 19.36′、東経141° 10.11′ の点 カ 北緯38° 19.33′、東経141° 10.45′ の点 キ 北緯38° 19.22′、東経141° 10.46′ の点 ク 北緯38° 19.22′、東経141° 10.54′ の点	ア及びイの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	東松島市宮戸 室浜、大浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3127号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	東松島市 宮戸大浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.00′、東経141° 10.57′ の点 イ 北緯38° 18.46′、東経141° 10.78′ の点 ウ 北緯38° 18.25′、東経141° 10.35′ の点 エ 北緯38° 18.96′、東経141° 10.06′ の点	ア、イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (ア、イ、エは光達距離2キロメートル以上、ウは光達距離4キロメートル以上)	団体漁業権	東松島市宮戸 室浜、大浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3128号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	東松島市 宮戸月浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.06′、東経141° 9.95′ の点 イ 北緯38° 19.02′、東経141° 9.77′ の点 ウ 北緯38° 19.38′、東経141° 9.50′ の点 エ 北緯38° 19.50′、東経141° 9.77′ の点	アの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上) イの点に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	東松島市宮戸 里浜、月浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3129号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	東松島市 宮戸月浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 18.93′、東経141° 9.59′ の点 イ 北緯38° 18.79′、東経141° 9.68′ の点 ウ 北緯38° 18.80′、東経141° 9.89′ の点 エ 北緯38° 18.93′、東経141° 9.81′ の点 オ 北緯38° 18.97′、東経141° 9.98′ の点 カ 北緯38° 18.23′、東経141° 10.28′ の点 キ 北緯38° 18.15′、東経141° 9.76′ の点 ク 北緯38° 18.44′、東経141° 9.16′ の点 ケ 北緯38° 18.65′、東経141° 8.97′ の点 コ 北緯38° 18.71′、東経141° 8.77′ の点 サ 北緯38° 18.73′、東経141° 8.53′ の点 シ 北緯38° 18.77′、東経141° 8.27′ の点 ス 北緯38° 18.95′、東経141° 8.24′ の点	ア、エ及びスの点に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上) オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びシの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (オは光達距離2キロメートル以上、カ、キ、ク、ケ、コ、シは光達距離4キロメートル以上)	団体漁業権	東松島市宮戸 里浜、月浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域 (経緯度数値は世界測地系による。)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第3130号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	東松島市 宮戸月浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.31′、東経141° 9.41′ の点 イ 北緯38° 19.28′、東経141° 9.44′ の点 ウ 北緯38° 19.25′、東経141° 9.35′ の点 エ 北緯38° 19.28′、東経141° 9.32′ の点		団体漁業権	東松島市宮戸里浜、月浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3131号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸月浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.84′、東経141° 8.64′ の点 イ 北緯38° 19.70′、東経141° 8.82′ の点 ウ 北緯38° 19.36′、東経141° 9.07′ の点 エ 北緯38° 19.30′、東経141° 9.25′ の点 オ 北緯38° 19.03′、東経141° 9.33′ の点 カ 北緯38° 19.03′、東経141° 9.20′ の点 キ 北緯38° 19.04′、東経141° 8.50′ の点 ク 北緯38° 19.29′、東経141° 8.44′ の点 ケ 北緯38° 19.49′、東経141° 8.88′ の点 コ 北緯38° 19.71′、東経141° 8.64′ の点 サ 北緯38° 19.81′、東経141° 8.56′ の点	オの点に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上) キの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	東松島市宮戸里浜、月浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3132号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.99′、東経141° 7.98′ の点 イ 北緯38° 19.99′、東経141° 8.06′ の点 ウ 北緯38° 19.67′、東経141° 8.15′ の点 エ 北緯38° 19.71′、東経141° 8.26′ の点 オ 北緯38° 19.62′、東経141° 8.32′ の点 カ 北緯38° 19.54′、東経141° 8.18′ の点 キ 北緯38° 19.03′、東経141° 8.32′ の点 ク 北緯38° 19.03′、東経141° 8.22′ の点	クの点に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	東松島市宮戸里浜、月浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3133号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.17′、東経141° 7.92′ の点 イ 北緯38° 20.26′、東経141° 7.89′ の点 ウ 北緯38° 20.26′、東経141° 7.92′ の点 エ 北緯38° 20.17′、東経141° 7.96′ の点		団体漁業権	東松島市宮戸里浜、月浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3134号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.59′、東経141° 8.01′ の点 イ 北緯38° 20.58′、東経141° 8.05′ の点 ウ 北緯38° 20.38′、東経141° 8.06′ の点 エ 北緯38° 20.38′、東経141° 8.03′ の点 オ 北緯38° 20.46′、東経141° 8.00′ の点 カ 北緯38° 20.47′、東経141° 7.97′ の点 キ 北緯38° 20.36′、東経141° 7.92′ の点 ク 北緯38° 20.36′、東経141° 7.89′ の点		団体漁業権	東松島市宮戸里浜、月浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3135号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.82′、東経141° 8.02′ の点 イ 北緯38° 20.57′、東経141° 8.19′ の点 ウ 北緯38° 20.54′、東経141° 8.14′ の点 エ 北緯38° 20.68′、東経141° 8.05′ の点		団体漁業権	東松島市宮戸里浜、月浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域 (経緯度数値は世界測地系による。)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第3136号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.84′、東経141° 8.25′ の点 イ 北緯38° 20.69′、東経141° 8.35′ の点 ウ 北緯38° 20.69′、東経141° 8.26′ の点 エ 北緯38° 20.84′、東経141° 8.17′ の点		団体漁業権	東松島市宮戸里浜、月浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第3137号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.18′、東経141° 8.17′ の点 イ 北緯38° 21.25′、東経141° 8.27′ の点 ウ 北緯38° 20.87′、東経141° 8.58′ の点 エ 北緯38° 20.88′、東経141° 8.65′ の点 オ 北緯38° 20.85′、東経141° 8.66′ の点 カ 北緯38° 20.82′、東経141° 8.68′ の点 キ 北緯38° 20.80′、東経141° 8.67′ の点 ク 北緯38° 20.78′、東経141° 8.69′ の点 ケ 北緯38° 20.79′、東経141° 8.72′ の点 コ 北緯38° 20.74′、東経141° 8.77′ の点 サ 北緯38° 20.71′、東経141° 8.74′ の点 シ 北緯38° 20.56′、東経141° 8.85′ の点 ス 北緯38° 20.56′、東経141° 8.54′ の点 セ 北緯38° 21.05′、東経141° 8.22′ の点 ソ 北緯38° 21.14′、東経141° 8.23′ の点		団体漁業権	東松島市宮戸里浜、月浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第3138号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.32′、東経141° 8.35′ の点 イ 北緯38° 21.39′、東経141° 8.45′ の点 ウ 北緯38° 21.42′、東経141° 8.76′ の点 エ 北緯38° 21.33′、東経141° 8.70′ の点		団体漁業権	東松島市宮戸里浜、月浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第3139号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.37′、東経141° 8.86′ の点 イ 北緯38° 21.42′、東経141° 8.82′ の点 ウ 北緯38° 21.43′、東経141° 8.85′ の点 エ 北緯38° 21.39′、東経141° 8.89′ の点		団体漁業権	東松島市宮戸里浜、月浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第3140号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.99′、東経141° 8.06′ の点 イ 北緯38° 21.01′、東経141° 8.03′ の点 ウ 北緯38° 21.17′、東経141° 8.05′ の点 エ 北緯38° 21.10′、東経141° 8.18′ の点		団体漁業権	東松島市宮戸里浜、月浜、大浜、室浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第3141号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	東松島市 宮戸室浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.40′、東経141° 12.75′ の点 イ 北緯38° 20.29′、東経141° 12.86′ の点 ウ 北緯38° 19.58′、東経141° 12.31′ の点 エ 北緯38° 19.73′、東経141° 12.16′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (イは光達距離2キロメートル以上、ウは光達距離4キロメートル以上)	団体漁業権	東松島市宮戸室浜、大浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第3142号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	東松島市 宮戸男島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.63′、東経141° 12.06′ の点 イ 北緯38° 19.48′、東経141° 12.22′ の点 ウ 北緯38° 19.18′、東経141° 11.92′ の点 エ 北緯38° 19.17′、東経141° 11.66′ の点	イの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上) ウの点に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。 (光達距離4キロメートル以上)	団体漁業権	東松島市宮戸室浜、大浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第3143号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	東松島市 宮戸大浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.01′、東経141° 11.53′ の点 イ 北緯38° 18.91′、東経141° 11.66′ の点 ウ 北緯38° 18.56′、東経141° 11.32′ の点 エ 北緯38° 18.35′、東経141° 10.97′ の点 オ 北緯38° 18.52′、東経141° 10.91′ の点 カ 北緯38° 18.68′、東経141° 11.24′ の点	イの点に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。 (光達距離4キロメートル以上) ウ及びエの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (ウは光達距離4キロメートル以上、エは光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	東松島市宮戸室浜、大浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3144号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	東松島市 宮戸大浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 18.46′、東経141° 10.78′ の点 イ 北緯38° 18.27′、東経141° 10.85′ の点 ウ 北緯38° 18.25′、東経141° 10.35′ の点	イの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	東松島市宮戸室浜、大浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3201号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	宮城郡松島町 伊勢島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.65′、東経141° 4.30′ の点 イ 北緯38° 20.95′、東経141° 3.77′ の点 ウ 北緯38° 20.99′、東経141° 3.82′ の点 エ 北緯38° 20.97′、東経141° 4.14′ の点 オ 北緯38° 21.20′、東経141° 4.15′ の点 カ 北緯38° 20.85′、東経141° 4.38′ の点	ア、オ及びカの点に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	宮城郡松島町	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3202号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	宮城郡松島町 伊勢島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.62′、東経141° 4.38′ の点 イ 北緯38° 20.85′、東経141° 4.46′ の点 ウ 北緯38° 21.30′、東経141° 4.19′ の点 エ 北緯38° 21.57′、東経141° 4.35′ の点 オ 北緯38° 20.90′、東経141° 4.82′ の点 カ 北緯38° 20.76′、東経141° 4.58′ の点	ア、イ及びウの点に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上) エ及びオの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	宮城郡松島町	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3203号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	宮城郡松島町 焼島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.67′、東経141° 4.40′ の点 イ 北緯38° 21.71′、東経141° 4.73′ の点 ウ 北緯38° 20.95′、東経141° 4.90′ の点	ア、イ及びウの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	宮城郡松島町	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3204号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	宮城郡松島町 九ノ島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.02′、東経141° 4.96′ の点 イ 北緯38° 21.72′、東経141° 4.79′ の点 ウ 北緯38° 21.81′、東経141° 5.44′ の点 エ 北緯38° 21.48′、東経141° 5.30′ の点	ア、イ及びウの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	宮城郡松島町	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3205号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮城郡松島町 九ノ島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.18′、東経141° 4.64′ の点 イ 北緯38° 22.42′、東経141° 4.41′ の点 ウ 北緯38° 22.55′、東経141° 4.56′ の点 エ 北緯38° 22.48′、東経141° 4.85′ の点 オ 北緯38° 22.52′、東経141° 4.93′ の点 カ 北緯38° 22.01′、東経141° 5.49′ の点 キ 北緯38° 21.91′、東経141° 5.47′ の点 ク 北緯38° 21.88′、東経141° 5.36′ の点 ケ 北緯38° 21.94′、東経141° 5.24′ の点 コ 北緯38° 21.93′、東経141° 5.09′ の点 サ 北緯38° 21.96′、東経141° 4.92′ の点 シ 北緯38° 22.03′、東経141° 4.90′ の点 ス 北緯38° 22.02′、東経141° 4.68′ の点 セ 北緯38° 22.10′、東経141° 4.54′ の点		団体漁業権	宮城郡松島町	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第3206号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から 10月31日まで	宮城郡松島町 福浦島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.15′、東経141° 4.15′ の点 イ 北緯38° 22.20′、東経141° 4.25′ の点 ウ 北緯38° 22.19′、東経141° 4.27′ の点 エ 北緯38° 22.22′、東経141° 4.30′ の点 オ 北緯38° 21.98′、東経141° 4.65′ の点 カ 北緯38° 21.94′、東経141° 4.54′ の点 キ 北緯38° 22.04′、東経141° 4.45′ の点 ク 北緯38° 22.11′、東経141° 4.32′ の点 ケ 北緯38° 22.13′、東経141° 4.17′ の点		団体漁業権	宮城郡松島町	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3207号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から 10月31日まで	宮城郡松島町 福浦島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.24′、東経141° 4.32′ の点 イ 北緯38° 22.28′、東経141° 4.36′ の点 ウ 北緯38° 22.16′、東経141° 4.50′ の点 エ 北緯38° 22.14′、東経141° 4.48′ の点		団体漁業権	宮城郡松島町	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3208号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	宮城郡松島町 九ノ島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.49′、東経141° 5.08′ の点 イ 北緯38° 22.56′、東経141° 5.01′ の点 ウ 北緯38° 22.72′、東経141° 5.33′ の点 エ 北緯38° 22.65′、東経141° 5.41′ の点		団体漁業権	宮城郡松島町	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3209号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	宮城郡松島町 手樽地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.82′、東経141° 5.57′ の点 イ 北緯38° 21.99′、東経141° 5.62′ の点 ウ 北緯38° 22.41′、東経141° 5.17′ の点 エ 北緯38° 22.61′、東経141° 5.54′ の点 オ 北緯38° 22.35′、東経141° 5.96′ の点 カ 北緯38° 22.10′、東経141° 6.22′ の点		団体漁業権	宮城郡松島町	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3210号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	宮城郡松島町 手樽地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.77′、東経141° 5.54′ の点 イ 北緯38° 21.97′、東経141° 6.01′ の点 ウ 北緯38° 22.00′、東経141° 6.13′ の点 エ 北緯38° 22.06′、東経141° 6.26′ の点 オ 北緯38° 21.69′、東経141° 6.64′ の点 カ 北緯38° 21.30′、東経141° 5.76′ の点 キ 北緯38° 21.23′、東経141° 5.58′ の点 ク 北緯38° 21.00′、東経141° 5.08′ の点 ケ 北緯38° 21.61′、東経141° 5.49′ の点	ア、オ、カ、キ及びクの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	宮城郡松島町	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3211号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	宮城郡松島町 手樽地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.83′、東経141° 4.98′ の点 イ 北緯38° 20.85′、東経141° 4.98′ の点 ウ 北緯38° 21.07′、東経141° 5.49′ の点 エ 北緯38° 21.02′、東経141° 5.47′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	宮城郡松島町	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3212号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	宮城郡松島町 名籠地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.06′、東経141° 5.61′ の点 イ 北緯38° 21.11′、東経141° 5.64′ の点 ウ 北緯38° 21.44′、東経141° 6.35′ の点 エ 北緯38° 21.77′、東経141° 7.07′ の点 オ 北緯38° 21.66′、東経141° 7.18′ の点	イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	宮城郡松島町	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域 (経緯度数値は世界測地系による。)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第3213号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	宮城県松島町名籠地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.64′、東経141° 7.09′ の点 イ 北緯38° 22.26′、東経141° 7.21′ の点 ウ 北緯38° 21.89′、東経141° 7.03′ の点 エ 北緯38° 21.71′、東経141° 6.67′ の点 オ 北緯38° 22.03′、東経141° 6.34′ の点 カ 北緯38° 22.11′、東経141° 6.47′ の点 キ 北緯38° 21.99′、東経141° 6.60′ の点 ク 北緯38° 22.38′、東経141° 6.96′ の点 ケ 北緯38° 22.37′、東経141° 7.09′ の点 コ 北緯38° 22.41′、東経141° 7.13′ の点 サ 北緯38° 22.67′、東経141° 6.96′ の点 シ 北緯38° 22.82′、東経141° 6.59′ の点 ス 北緯38° 22.94′、東経141° 6.61′ の点	ウの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	宮城県松島町	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第3214号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	宮城県松島町名籠地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.69′、東経141° 7.26′ の点 イ 北緯38° 21.81′、東経141° 7.16′ の点 ウ 北緯38° 21.94′、東経141° 7.45′ の点 エ 北緯38° 21.76′、東経141° 7.42′ の点	イの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	宮城県松島町	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第3215号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	宮城県松島町名籠地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.60′、東経141° 7.42′ の点 イ 北緯38° 22.39′、東経141° 7.37′ の点 ウ 北緯38° 22.37′、東経141° 7.47′ の点 エ 北緯38° 22.03′、東経141° 7.38′ の点 オ 北緯38° 21.91′、東経141° 7.09′ の点 カ 北緯38° 22.25′、東経141° 7.26′ の点 キ 北緯38° 22.66′、東経141° 7.13′ の点 ク 北緯38° 22.92′、東経141° 6.66′ の点		団体漁業権	宮城県松島町	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第3216号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宮城県松島町名籠地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 22.27′、東経141° 6.57′ の点 イ 北緯38° 22.42′、東経141° 6.43′ の点 ウ 北緯38° 22.56′、東経141° 6.66′ の点 エ 北緯38° 22.41′、東経141° 6.80′ の点		団体漁業権	宮城県松島町	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第3217号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宮城県松島町恵比須島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.32′、東経141° 3.90′ の点 イ 北緯38° 21.31′、東経141° 3.88′ の点 ウ 北緯38° 21.33′、東経141° 3.79′ の点 エ 北緯38° 21.39′、東経141° 3.76′ の点 オ 北緯38° 21.43′、東経141° 3.83′ の点		団体漁業権	宮城県松島町	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第3218号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宮城県松島町恵比須島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.18′、東経141° 3.98′ の点 イ 北緯38° 21.17′、東経141° 3.94′ の点 ウ 北緯38° 21.26′、東経141° 3.88′ の点 エ 北緯38° 21.27′、東経141° 3.92′ の点		団体漁業権	宮城県松島町	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第3301号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮城県利府町箕輪島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.82′、東経141° 3.77′ の点 イ 北緯38° 20.90′、東経141° 3.61′ の点 ウ 北緯38° 20.95′、東経141° 3.65′ の点 エ 北緯38° 20.87′、東経141° 3.81′ の点		団体漁業権	塩竈市(浦戸を除く。)、利府町、多賀城市	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域 (経緯度数値は世界測地系による。)	条件	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	新規又は 継続の別	存続期間
区第3302号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	宮城郡利府町 在城島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.47′、東経141° 4.26′ の点 イ 北緯38° 20.71′、東経141° 3.81′ の点 ウ 北緯38° 20.82′、東経141° 3.93′ の点 エ 北緯38° 20.64′、東経141° 4.28′ の点	アの点に夜間識別可能な緑色の 標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	塩竈市 (浦戸を除く。)、 利府町、 多賀城市	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3303号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	宮城郡利府町 箕輪島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線に よって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.58′、東経141° 3.24′ の点 イ 北緯38° 20.64′、東経141° 3.22′ の点 ウ 北緯38° 20.67′、東経141° 3.37′ の点 エ 北緯38° 20.72′、東経141° 3.37′ の点 オ 北緯38° 20.77′、東経141° 3.70′ の点 カ 北緯38° 20.67′、東経141° 3.74′ の点		団体漁業権	塩竈市 (浦戸を除く。)、 利府町、 多賀城市	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3304号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	宮城郡利府町 庵島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.55′、東経141° 2.99′ の点 イ 北緯38° 20.61′、東経141° 2.98′ の点 ウ 北緯38° 20.61′、東経141° 3.17′ の点 エ 北緯38° 20.56′、東経141° 3.17′ の点		団体漁業権	塩竈市 (浦戸を除く。)、 利府町、 多賀城市	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3305号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	宮城郡利府町 浜田地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.58′、東経141° 2.75′ の点 イ 北緯38° 20.73′、東経141° 2.68′ の点 ウ 北緯38° 20.79′、東経141° 2.79′ の点 エ 北緯38° 20.72′、東経141° 2.93′ の点 オ 北緯38° 20.58′、東経141° 2.92′ の点		団体漁業権	塩竈市 (浦戸を除く。)、 利府町、 多賀城市	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3306号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	宮城郡利府町 浜田地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.78′、東経141° 2.64′ の点 イ 北緯38° 20.88′、東経141° 2.59′ の点 ウ 北緯38° 20.90′、東経141° 2.64′ の点 エ 北緯38° 20.81′、東経141° 2.73′ の点		団体漁業権	塩竈市 (浦戸を除く。)、 利府町、 多賀城市	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3307号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	塩竈市越ノ浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.48′、東経141° 2.36′ の点 イ 北緯38° 20.56′、東経141° 2.29′ の点 ウ 北緯38° 20.74′、東経141° 2.61′ の点 エ 北緯38° 20.65′、東経141° 2.67′ の点		団体漁業権	塩竈市 (浦戸を除く。)、 利府町、 多賀城市	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3308号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	塩竈市越ノ浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.48′、東経141° 2.69′ の点 イ 北緯38° 20.51′、東経141° 2.66′ の点 ウ 北緯38° 20.58′、東経141° 2.74′ の点 エ 北緯38° 20.55′、東経141° 2.78′ の点		団体漁業権	塩竈市 (浦戸を除く。)、 利府町、 多賀城市	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3309号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	塩竈市越ノ浦 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線に よって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.42′、東経141° 2.73′ の点 イ 北緯38° 20.48′、東経141° 2.71′ の点 ウ 北緯38° 20.52′、東経141° 2.77′ の点 エ 北緯38° 20.53′、東経141° 2.90′ の点 オ 北緯38° 20.45′、東経141° 2.92′ の点 カ 北緯38° 20.47′、東経141° 2.85′ の点 キ 北緯38° 20.44′、東経141° 2.83′ の点		団体漁業権	塩竈市 (浦戸を除く。)、 利府町、 多賀城市	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域 (経緯度数値は世界測地系による。)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第3310号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	塩竈市越ノ浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.33′、東経141° 2.88′ の点 イ 北緯38° 20.33′、東経141° 2.85′ の点 ウ 北緯38° 20.37′、東経141° 2.84′ の点 エ 北緯38° 20.44′、東経141° 2.95′ の点 オ 北緯38° 20.41′、東経141° 2.98′ の点 カ 北緯38° 20.37′、東経141° 2.88′ の点		団体漁業権	塩竈市(浦戸を除く。)、利府町、多賀城市	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第3311号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	塩竈市越ノ浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.37′、東経141° 3.09′ の点 イ 北緯38° 20.53′、東経141° 2.94′ の点 ウ 北緯38° 20.53′、東経141° 3.29′ の点		団体漁業権	塩竈市(浦戸を除く。)、利府町、多賀城市	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第3312号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	塩竈市内裡島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.23′、東経141° 3.15′ の点 イ 北緯38° 20.30′、東経141° 3.13′ の点 ウ 北緯38° 20.33′、東経141° 3.10′ の点 エ 北緯38° 20.39′、東経141° 3.17′ の点 オ 北緯38° 20.32′、東経141° 3.26′ の点		団体漁業権	塩竈市(浦戸を除く。)、利府町、多賀城市	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第3313号	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	塩竈市都島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.31′、東経141° 3.33′ の点 イ 北緯38° 20.41′、東経141° 3.19′ の点 ウ 北緯38° 20.51′、東経141° 3.33′ の点 エ 北緯38° 20.52′、東経141° 3.36′ の点 オ 北緯38° 20.42′、東経141° 3.44′ の点 カ 北緯38° 20.33′、東経141° 3.47′ の点 キ 北緯38° 20.35′、東経141° 3.37′ の点		団体漁業権	塩竈市(浦戸を除く。)、利府町、多賀城市	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第3314号	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	塩竈市都島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.37′、東経141° 3.52′ の点 イ 北緯38° 20.54′、東経141° 3.43′ の点 ウ 北緯38° 20.57′、東経141° 3.55′ の点		団体漁業権	塩竈市(浦戸を除く。)、利府町、多賀城市	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第3315号	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	塩竈市都島、杉の入地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.29′、東経141° 3.48′ の点 イ 北緯38° 20.20′、東経141° 3.49′ の点 ウ 北緯38° 20.10′、東経141° 3.46′ の点 エ 北緯38° 19.85′、東経141° 3.31′ の点 オ 北緯38° 19.91′、東経141° 3.28′ の点 カ 北緯38° 19.96′、東経141° 3.26′ の点 キ 北緯38° 19.98′、東経141° 3.23′ の点 ク 北緯38° 20.01′、東経141° 3.19′ の点 ケ 北緯38° 20.08′、東経141° 3.11′ の点 コ 北緯38° 20.11′、東経141° 3.15′ の点 サ 北緯38° 20.06′、東経141° 3.25′ の点 シ 北緯38° 20.09′、東経141° 3.28′ の点 ス 北緯38° 20.23′、東経141° 3.32′ の点 セ 北緯38° 20.30′、東経141° 3.39′ の点 ソ 北緯38° 20.27′、東経141° 3.45′ の点		団体漁業権	塩竈市(浦戸を除く。)、利府町、多賀城市	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域 (経緯度数値は世界測地系による。)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第3316号	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩竈市新浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、 アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.41′、東経141° 3.18′ の点 イ 北緯38° 19.41′、東経141° 3.11′ の点 ウ 北緯38° 19.52′、東経141° 2.91′ の点 エ 北緯38° 19.80′、東経141° 3.20′ の点 オ 北緯38° 19.86′、東経141° 3.23′ の点 カ 北緯38° 19.91′、東経141° 3.17′ の点 キ 北緯38° 19.94′、東経141° 3.19′ の点 ク 北緯38° 19.87′、東経141° 3.23′ の点 ケ 北緯38° 19.83′、東経141° 3.25′ の点 コ 北緯38° 19.76′、東経141° 3.26′ の点 サ 北緯38° 19.60′、東経141° 3.23′ の点 シ 北緯38° 19.47′、東経141° 3.24′ の点	ア、イ及びシの点に夜間識別 可能な黄色の標識を設置 しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	塩竈市 (浦戸を除く。)、 利府町、 多賀城市	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3317号	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩竈市都島 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、 セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 20.17′、東経141° 4.23′ の点 イ 北緯38° 20.25′、東経141° 4.05′ の点 ウ 北緯38° 20.04′、東経141° 3.84′ の点 エ 北緯38° 19.72′、東経141° 3.53′ の点 オ 北緯38° 19.68′、東経141° 3.70′ の点 カ 北緯38° 19.41′、東経141° 3.44′ の点 キ 北緯38° 19.40′、東経141° 3.36′ の点 ク 北緯38° 19.48′、東経141° 3.29′ の点 ケ 北緯38° 19.53′、東経141° 3.29′ の点 コ 北緯38° 19.60′、東経141° 3.29′ の点 サ 北緯38° 19.69′、東経141° 3.30′ の点 シ 北緯38° 19.76′、東経141° 3.33′ の点 ス 北緯38° 19.93′、東経141° 3.43′ の点 セ 北緯38° 20.08′、東経141° 3.52′ の点 ソ 北緯38° 20.19′、東経141° 3.56′ の点 タ 北緯38° 20.26′、東経141° 3.56′ の点 チ 北緯38° 20.34′、東経141° 3.53′ の点 ツ 北緯38° 20.61′、東経141° 3.58′ の点 テ 北緯38° 20.58′、東経141° 3.83′ の点 ト 北緯38° 20.48′、東経141° 4.04′ の点 ナ 北緯38° 20.30′、東経141° 4.25′ の点	ア及びナの点に夜間識別可能な 緑色の標識を設置しなければ ならない。 (光達距離2キロメートル以上) キ、テ及びトの点に夜間識別 可能な黄色の標識を設置 しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	塩竈市 (浦戸を除く。)、 利府町、 多賀城市	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3318号	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩竈市牛生 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.04′、東経141° 2.91′ の点 イ 北緯38° 19.19′、東経141° 3.00′ の点 ウ 北緯38° 19.21′、東経141° 3.19′ の点		団体漁業権	塩竈市 (浦戸を除く。)、 利府町、 多賀城市	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3319号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩竈市浦戸 馬背島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの 順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.65′、東経141° 6.69′ の点 イ 北緯38° 20.67′、東経141° 6.55′ の点 ウ 北緯38° 20.75′、東経141° 6.41′ の点 エ 北緯38° 21.15′、東経141° 6.05′ の点 オ 北緯38° 21.49′、東経141° 6.98′ の点 カ 北緯38° 21.40′、東経141° 7.07′ の点 キ 北緯38° 21.29′、東経141° 6.83′ の点 ク 北緯38° 21.22′、東経141° 6.87′ の点 ケ 北緯38° 21.05′、東経141° 6.47′ の点 コ 北緯38° 20.73′、東経141° 6.58′ の点 サ 北緯38° 20.72′、東経141° 6.69′ の点		団体漁業権	塩竈市浦戸 寒風沢、朴島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第3320号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩竈市浦戸 鷺島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.92′、東経141° 7.03′ の点 イ 北緯38° 21.11′、東経141° 7.04′ の点 ウ 北緯38° 21.11′、東経141° 7.10′ の点 エ 北緯38° 20.92′、東経141° 7.07′ の点		団体漁業権	塩竈市浦戸 寒風沢、朴島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3321号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩竈市浦戸 朴島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.98′、東経141° 7.28′ の点 イ 北緯38° 21.15′、東経141° 7.21′ の点 ウ 北緯38° 21.16′、東経141° 7.26′ の点 エ 北緯38° 21.01′、東経141° 7.32′ の点		団体漁業権	塩竈市浦戸 寒風沢、朴島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3322号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩竈市浦戸 鷺島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 21.15′、東経141° 7.04′ の点 イ 北緯38° 21.18′、東経141° 7.01′ の点 ウ 北緯38° 21.27′、東経141° 7.17′ の点 エ 北緯38° 21.25′、東経141° 7.20′ の点		団体漁業権	塩竈市浦戸 寒風沢、朴島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3323号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩竈市浦戸 大森島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.95′、東経141° 6.65′ の点 イ 北緯38° 21.00′、東経141° 6.59′ の点 ウ 北緯38° 21.12′、東経141° 6.76′ の点 エ 北緯38° 21.08′、東経141° 6.81′ の点		団体漁業権	塩竈市浦戸 寒風沢、朴島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3324号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩竈市浦戸 朴島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 21.27′、東経141° 7.21′ の点 イ 北緯38° 21.41′、東経141° 7.12′ の点 ウ 北緯38° 21.50′、東経141° 7.05′ の点 エ 北緯38° 21.58′、東経141° 7.27′ の点 オ 北緯38° 21.40′、東経141° 7.46′ の点		団体漁業権	塩竈市浦戸 寒風沢、朴島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3325号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩竈市浦戸 朴島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 21.23′、東経141° 7.50′ の点 イ 北緯38° 21.39′、東経141° 7.48′ の点 ウ 北緯38° 21.42′、東経141° 7.55′ の点 エ 北緯38° 21.25′、東経141° 7.56′ の点		団体漁業権	塩竈市浦戸 寒風沢、朴島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3326号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩竈市浦戸 朴島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線に よって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.96′、東経141° 7.54′ の点 イ 北緯38° 21.21′、東経141° 7.64′ の点 ウ 北緯38° 21.43′、東経141° 7.63′ の点 エ 北緯38° 21.42′、東経141° 7.72′ の点 オ 北緯38° 21.23′、東経141° 7.71′ の点 カ 北緯38° 20.97′、東経141° 7.61′ の点		団体漁業権	塩竈市浦戸 寒風沢、朴島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3327号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩竈市浦戸 寒風沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線に よって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.98′、東経141° 7.70′ の点 イ 北緯38° 21.19′、東経141° 7.78′ の点 ウ 北緯38° 21.41′、東経141° 7.80′ の点 エ 北緯38° 21.38′、東経141° 7.97′ の点 オ 北緯38° 21.20′、東経141° 7.97′ の点 カ 北緯38° 20.98′、東経141° 7.86′ の点		団体漁業権	塩竈市浦戸 寒風沢、朴島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第3328号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩竈市浦戸 寒風沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 21.22′、東経141° 8.05′ の点 イ 北緯38° 21.37′、東経141° 8.05′ の点 ウ 北緯38° 21.34′、東経141° 8.22′ の点		団体漁業権	塩竈市浦戸 寒風沢、朴島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3329号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩竈市浦戸 朴島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.78′、東経141° 7.38′ の点 イ 北緯38° 20.94′、東経141° 7.51′ の点 ウ 北緯38° 20.94′、東経141° 7.58′ の点 エ 北緯38° 20.75′、東経141° 7.44′ の点		団体漁業権	塩竈市浦戸 寒風沢、朴島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3330号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩竈市浦戸 鷺島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.66′、東経141° 6.74′ の点 イ 北緯38° 20.69′、東経141° 6.74′ の点 ウ 北緯38° 20.87′、東経141° 7.32′ の点 エ 北緯38° 20.83′、東経141° 7.36′ の点		団体漁業権	塩竈市浦戸 寒風沢、朴島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3331号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩竈市浦戸 寒風沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.97′、東経141° 6.90′ の点 イ 北緯38° 20.04′、東経141° 6.86′ の点 ウ 北緯38° 20.08′、東経141° 6.89′ の点 エ 北緯38° 20.09′、東経141° 6.92′ の点 オ 北緯38° 19.98′、東経141° 6.98′ の点 カ 北緯38° 19.95′、東経141° 6.96′ の点		団体漁業権	塩竈市浦戸 寒風沢、朴島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3332号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	塩竈市浦戸 寒風沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.93′、東経141° 6.90′ の点 イ 北緯38° 19.85′、東経141° 7.00′ の点 ウ 北緯38° 19.70′、東経141° 7.14′ の点 エ 北緯38° 19.65′、東経141° 7.26′ の点 オ 北緯38° 19.62′、東経141° 7.29′ の点 カ 北緯38° 19.56′、東経141° 7.38′ の点 キ 北緯38° 19.52′、東経141° 7.35′ の点 ク 北緯38° 19.57′、東経141° 7.26′ の点 ケ 北緯38° 19.59′、東経141° 7.22′ の点 コ 北緯38° 19.28′、東経141° 7.01′ の点 サ 北緯38° 18.97′、東経141° 7.22′ の点 シ 北緯38° 18.85′、東経141° 7.12′ の点 ス 北緯38° 19.69′、東経141° 6.75′ の点	シ及びスの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離4キロメートル以上)	団体漁業権	塩竈市浦戸 寒風沢、朴島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3333号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩竈市浦戸 寒風沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.45′、東経141° 7.26′ の点 イ 北緯38° 20.47′、東経141° 7.24′ の点 ウ 北緯38° 20.72′、東経141° 7.49′ の点 エ 北緯38° 20.94′、東経141° 7.67′ の点 オ 北緯38° 20.95′、東経141° 7.75′ の点 カ 北緯38° 20.81′、東経141° 7.65′ の点 キ 北緯38° 20.76′、東経141° 7.70′ の点 ク 北緯38° 20.68′、東経141° 7.62′ の点 ケ 北緯38° 20.71′、東経141° 7.56′ の点 コ 北緯38° 20.63′、東経141° 7.50′ の点		団体漁業権	塩竈市浦戸 寒風沢、朴島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第3334号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩竈市浦戸 寒風沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.95′、東経141° 7.83′ の点 イ 北緯38° 20.95′、東経141° 7.94′ の点 ウ 北緯38° 20.66′、東経141° 7.96′ の点 エ 北緯38° 20.52′、東経141° 7.82′ の点 オ 北緯38° 20.57′、東経141° 7.75′ の点 カ 北緯38° 20.69′、東経141° 7.89′ の点		団体漁業権	塩竈市浦戸 寒風沢、朴島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3335号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩竈市浦戸 寒風沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 20.09′、東経141° 7.87′ の点 イ 北緯38° 19.99′、東経141° 7.90′ の点 ウ 北緯38° 20.00′、東経141° 7.80′ の点 エ 北緯38° 20.10′、東経141° 7.77′ の点		団体漁業権	塩竈市浦戸 寒風沢、朴島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3336号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	塩竈市浦戸 寒風沢地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、 アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.87′、東経141° 7.89′ の点 イ 北緯38° 19.78′、東経141° 7.91′ の点 ウ 北緯38° 19.77′、東経141° 7.82′ の点 エ 北緯38° 19.64′、東経141° 7.87′ の点 オ 北緯38° 19.65′、東経141° 7.93′ の点 カ 北緯38° 18.79′、東経141° 8.06′ の点 キ 北緯38° 18.84′、東経141° 7.38′ の点 ク 北緯38° 19.39′、東経141° 7.29′ の点 ケ 北緯38° 19.48′、東経141° 7.47′ の点 コ 北緯38° 19.55′、東経141° 7.70′ の点 サ 北緯38° 19.61′、東経141° 7.71′ の点 シ 北緯38° 19.77′、東経141° 7.76′ の点 ス 北緯38° 19.77′、東経141° 7.64′ の点 セ 北緯38° 19.87′、東経141° 7.68′ の点	カ及びキの位置に夜間識別 可能な黄色の標識を設置し なければならない。 (光達距離4キロメートル以上)	団体漁業権	塩竈市浦戸 寒風沢、朴島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3337号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	塩竈市浦戸 桂島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 19.54′、東経141° 6.69′ の点 イ 北緯38° 19.13′、東経141° 6.86′ の点 ウ 北緯38° 19.01′、東経141° 6.75′ の点 エ 北緯38° 19.24′、東経141° 6.21′ の点 オ 北緯38° 19.35′、東経141° 6.13′ の点	ア、イ、ウ、エ及びオの位置に 夜間識別可能な黄色の標識 を設置しなければならない。 (ア、オは光達距離2キロ メートル以上、イ、ウ、エは 光達距離4キロメートル以上)	団体漁業権	塩竈市浦戸 野々島、桂島、石浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3338号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	塩竈市浦戸 桂島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線に よって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.72′、東経141° 5.36′ の点 イ 北緯38° 19.90′、東経141° 5.76′ の点 ウ 北緯38° 19.82′、東経141° 5.95′ の点 エ 北緯38° 19.54′、東経141° 6.44′ の点 オ 北緯38° 19.32′、東経141° 5.80′ の点 カ 北緯38° 19.34′、東経141° 5.64′ の点	オ及びカの点に夜間識別可能な 黄色の標識を設置しなければ ならない。 (オは光達距離2キロメートル以上、 カは光達距離4キロメートル以上)	団体漁業権	塩竈市浦戸 野々島、桂島、石浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3339号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	塩竈市浦戸 桂島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線に よって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.40′、東経141° 5.08′ の点 イ 北緯38° 19.81′、東経141° 4.69′ の点 ウ 北緯38° 19.85′、東経141° 4.88′ の点 エ 北緯38° 19.75′、東経141° 4.99′ の点 オ 北緯38° 19.76′、東経141° 5.11′ の点 カ 北緯38° 19.36′、東経141° 5.43′ の点	ア、イ及びカの点に夜間識別 可能な黄色の標識を設 置 しなければならない。 (イは光達距離2キロメートル以上、 ア、カは光達距離4キロメートル以 上)	団体漁業権	塩竈市浦戸 野々島、桂島、石浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域 (経緯度数値は世界測地系による。)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第3340号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	塩竈市浦戸 桂島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.89′、東経141° 4.64′ の点 イ 北緯38° 19.95′、東経141° 4.57′ の点 ウ 北緯38° 20.09′、東経141° 4.49′ の点 エ 北緯38° 20.17′、東経141° 4.96′ の点 オ 北緯38° 19.99′、東経141° 5.01′ の点 カ 北緯38° 19.92′、東経141° 4.93′ の点	ア、イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	塩竈市浦戸 野々島、桂島、石浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3341号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	塩竈市浦戸 桂島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.16′、東経141° 5.14′ の点 イ 北緯38° 20.22′、東経141° 5.13′ の点 ウ 北緯38° 20.24′、東経141° 5.26′ の点 エ 北緯38° 20.18′、東経141° 5.27′ の点 オ 北緯38° 20.14′、東経141° 5.26′ の点 カ 北緯38° 20.11′、東経141° 5.18′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	塩竈市浦戸 野々島、桂島、石浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3342号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	塩竈市浦戸 桂島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.33′、東経141° 5.31′ の点 イ 北緯38° 20.78′、東経141° 5.01′ の点 ウ 北緯38° 20.95′、東経141° 5.46′ の点 エ 北緯38° 20.81′、東経141° 5.48′ の点 オ 北緯38° 20.39′、東経141° 5.81′ の点	ア、イ、ウ、エ及びオの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	塩竈市浦戸 野々島、桂島、石浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3343号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	塩竈市浦戸 桂島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.24′、東経141° 5.69′ の点 イ 北緯38° 20.32′、東経141° 5.88′ の点 ウ 北緯38° 20.09′、東経141° 6.08′ の点 エ 北緯38° 20.08′、東経141° 6.01′ の点 オ 北緯38° 20.07′、東経141° 6.00′ の点 カ 北緯38° 20.14′、東経141° 5.79′ の点 キ 北緯38° 20.15′、東経141° 5.80′ の点 ク 北緯38° 20.21′、東経141° 5.71′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	塩竈市浦戸 野々島、桂島、石浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3344号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	塩竈市浦戸 石浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.63′、東経141° 6.59′ の点 イ 北緯38° 19.71′、東経141° 6.44′ の点 ウ 北緯38° 19.90′、東経141° 6.34′ の点	ア及びウの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	塩竈市浦戸 野々島、桂島、石浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3345号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	塩竈市浦戸 野々島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.81′、東経141° 6.54′ の点 イ 北緯38° 20.12′、東経141° 6.27′ の点 ウ 北緯38° 20.13′、東経141° 6.34′ の点 エ 北緯38° 19.93′、東経141° 6.46′ の点 オ 北緯38° 19.82′、東経141° 6.56′ の点	ア及びイの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	塩竈市浦戸 野々島、桂島、石浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3346号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	塩竈市浦戸 野々島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.05′、東経141° 6.65′ の点 イ 北緯38° 19.97′、東経141° 6.72′ の点 ウ 北緯38° 19.92′、東経141° 6.67′ の点 エ 北緯38° 20.00′、東経141° 6.57′ の点		団体漁業権	塩竈市浦戸 野々島、桂島、石浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域 (経緯度数値は世界測地系による。)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第3347号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩竈市浦戸 野々島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.10′、東経141° 6.69′ の点 イ 北緯38° 20.13′、東経141° 6.75′ の点 ウ 北緯38° 20.12′、東経141° 6.77′ の点 エ 北緯38° 20.14′、東経141° 6.81′ の点 オ 北緯38° 20.17′、東経141° 6.79′ の点 カ 北緯38° 20.18′、東経141° 6.82′ の点 キ 北緯38° 20.12′、東経141° 6.88′ の点 ク 北緯38° 20.03′、東経141° 6.78′ の点		団体漁業権	塩竈市浦戸 野々島、桂島、石浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3348号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩竈市浦戸 野々島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.23′、東経141° 6.97′ の点 イ 北緯38° 20.24′、東経141° 6.95′ の点 ウ 北緯38° 20.61′、東経141° 7.30′ の点 エ 北緯38° 20.60′、東経141° 7.33′ の点		団体漁業権	塩竈市浦戸 野々島、桂島、石浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3349号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩竈市浦戸 野々島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.63′、東経141° 7.32′ の点 イ 北緯38° 20.72′、東経141° 7.29′ の点 ウ 北緯38° 20.73′、東経141° 7.33′ の点 エ 北緯38° 20.64′、東経141° 7.37′ の点		団体漁業権	塩竈市浦戸 野々島、桂島、石浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3350号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩竈市浦戸 野々島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.61′、東経141° 6.77′ の点 イ 北緯38° 20.62′、東経141° 6.75′ の点 ウ 北緯38° 20.77′、東経141° 7.21′ の点 エ 北緯38° 20.73′、東経141° 7.23′ の点		団体漁業権	塩竈市浦戸 野々島、桂島、石浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3351号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	塩竈市浦戸 野々島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.48′、東経141° 6.46′ の点 イ 北緯38° 20.44′、東経141° 6.38′ の点 ウ 北緯38° 20.47′、東経141° 6.37′ の点 エ 北緯38° 20.53′、東経141° 6.42′ の点 オ 北緯38° 20.58′、東経141° 6.61′ の点 カ 北緯38° 20.53′、東経141° 6.65′ の点		団体漁業権	塩竈市浦戸 野々島、桂島、石浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3352号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	塩竈市浦戸 野々島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.31′、東経141° 6.18′ の点 イ 北緯38° 20.48′、東経141° 6.05′ の点 ウ 北緯38° 20.53′、東経141° 6.14′ の点 エ 北緯38° 20.35′、東経141° 6.26′ の点 オ 北緯38° 20.30′、東経141° 6.25′ の点	ア及びオの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	塩竈市浦戸 野々島、桂島、石浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3353号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	塩竈市浦戸 野々島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.34′、東経141° 6.00′ の点 イ 北緯38° 20.50′、東経141° 5.86′ の点 ウ 北緯38° 20.55′、東経141° 5.96′ の点 エ 北緯38° 20.31′、東経141° 6.14′ の点	ア、イ及びエの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	塩竈市浦戸 野々島、桂島、石浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第3354号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	塩竈市浦戸 野々島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.55′、東経141° 5.82′ の点 イ 北緯38° 20.84′、東経141° 5.60′ の点 ウ 北緯38° 21.00′、東経141° 5.59′ の点 エ 北緯38° 21.15′、東経141° 6.02′ の点 オ 北緯38° 20.73′、東経141° 6.38′ の点 カ 北緯38° 20.67′、東経141° 6.26′ の点 キ 北緯38° 20.74′、東経141° 6.00′ の点 ク 北緯38° 20.63′、東経141° 5.99′ の点	ア、ウ、カ、キ及びクの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	塩竈市浦戸 野々島、桂島、石浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3355号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	塩竈市浦戸 桂島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.17′、東経141° 4.45′ の点 イ 北緯38° 20.35′、東経141° 4.40′ の点 ウ 北緯38° 20.61′、東経141° 4.57′ の点 エ 北緯38° 20.64′、東経141° 4.62′ の点 オ 北緯38° 20.75′、東経141° 4.92′ の点 カ 北緯38° 20.31′、東経141° 5.21′ の点	ア、イ、ウ、エ、オ及びカの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	塩竈市浦戸 野々島、桂島、石浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3401号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	宮城県七ヶ浜町 東宮浜、要害地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 18.87′、東経141° 2.96′ の点 イ 北緯38° 18.95′、東経141° 2.92′ の点 ウ 北緯38° 19.02′、東経141° 2.91′ の点 エ 北緯38° 19.05′、東経141° 2.98′ の点 オ 北緯38° 18.91′、東経141° 3.10′ の点 カ 北緯38° 18.84′、東経141° 3.08′ の点		団体漁業権	宮城県七ヶ浜町 代ヶ崎浜、東宮浜、要害	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3402号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	宮城県七ヶ浜町 東宮浜、要害地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.21′、東経141° 3.77′ の点 イ 北緯38° 18.95′、東経141° 3.11′ の点 ウ 北緯38° 19.07′、東経141° 3.01′ の点 エ 北緯38° 19.21′、東経141° 3.23′ の点 オ 北緯38° 19.27′、東経141° 3.81′ の点		団体漁業権	宮城県七ヶ浜町 代ヶ崎浜、東宮浜、要害	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3403号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	宮城県七ヶ浜町 東宮浜、要害地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 18.92′、東経141° 3.16′ の点 イ 北緯38° 18.96′、東経141° 3.17′ の点 ウ 北緯38° 19.20′、東経141° 3.79′ の点 エ 北緯38° 19.09′、東経141° 3.73′ の点 オ 北緯38° 18.88′、東経141° 3.34′ の点 カ 北緯38° 18.93′、東経141° 3.30′ の点		団体漁業権	宮城県七ヶ浜町 代ヶ崎浜、東宮浜、要害	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3404号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	宮城県七ヶ浜町 東宮浜、要害地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 18.85′、東経141° 3.51′ の点 イ 北緯38° 18.91′、東経141° 3.45′ の点 ウ 北緯38° 18.97′、東経141° 3.58′ の点 エ 北緯38° 18.92′、東経141° 3.60′ の点		団体漁業権	宮城県七ヶ浜町 代ヶ崎浜、東宮浜、要害	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3405号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮城県七ヶ浜町 馬放島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.36′、東経141° 4.31′ の点 イ 北緯38° 19.48′、東経141° 4.23′ の点 ウ 北緯38° 19.50′、東経141° 4.29′ の点 エ 北緯38° 19.47′、東経141° 4.30′ の点 オ 北緯38° 19.52′、東経141° 4.39′ の点 カ 北緯38° 19.54′、東経141° 4.38′ の点 キ 北緯38° 19.56′、東経141° 4.42′ の点 ク 北緯38° 19.47′、東経141° 4.49′ の点		団体漁業権	宮城県七ヶ浜町 代ヶ崎浜、東宮浜、要害	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域 (経緯度数値は世界測地系による。)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第3406号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町馬放島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.36′、東経141° 4.33′ の点 イ 北緯38° 19.46′、東経141° 4.51′ の点 ウ 北緯38° 19.51′、東経141° 4.47′ の点 エ 北緯38° 19.54′、東経141° 4.50′ の点 オ 北緯38° 19.52′、東経141° 4.57′ の点 カ 北緯38° 19.59′、東経141° 4.68′ の点 キ 北緯38° 19.50′、東経141° 4.75′ の点		団体漁業権	宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第3407号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町馬放島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.53′、東経141° 4.58′ の点 イ 北緯38° 19.64′、東経141° 4.55′ の点 ウ 北緯38° 19.67′、東経141° 4.64′ の点 エ 北緯38° 19.60′、東経141° 4.68′ の点		団体漁業権	宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜、東宮浜、要害	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第3408号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町馬放島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 20.09′、東経141° 4.30′ の点 イ 北緯38° 19.73′、東経141° 4.57′ の点 ウ 北緯38° 19.65′、東経141° 3.99′ の点 エ 北緯38° 19.45′、東経141° 3.95′ の点 オ 北緯38° 19.44′、東経141° 3.81′ の点	アの点に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上) オの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離4キロメートル以上)	団体漁業権	宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜、東宮浜、要害	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第3409号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町馬放島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.40′、東経141° 3.44′ の点 イ 北緯38° 19.68′、東経141° 3.70′ の点 ウ 北緯38° 19.72′、東経141° 3.53′ の点 エ 北緯38° 20.25′、東経141° 4.05′ の点 オ 北緯38° 20.17′、東経141° 4.23′ の点 カ 北緯38° 19.44′、東経141° 3.74′ の点	カの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離4キロメートル以上)	団体漁業権	宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜、東宮浜、要害、遠山	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第3410号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町吉田浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 19.07′、東経141° 4.97′ の点 イ 北緯38° 19.04′、東経141° 5.49′ の点 ウ 北緯38° 19.02′、東経141° 5.82′ の点 エ 北緯38° 18.69′、東経141° 6.40′ の点 オ 北緯38° 18.46′、東経141° 5.25′ の点 カ 北緯38° 18.53′、東経141° 5.15′ の点 キ 北緯38° 18.54′、東経141° 4.88′ の点 ク 北緯38° 18.79′、東経141° 4.82′ の点	ア、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(ア、ウ、エは光達距離4キロメートル以上、オ、カ、キ、クは光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	宮城郡七ヶ浜町吉田浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第3411号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮城郡七ヶ浜町花淵浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 18.58′、東経141° 6.03′ の点 イ 北緯38° 18.37′、東経141° 6.09′ の点 ウ 北緯38° 18.37′、東経141° 6.19′ の点 エ 北緯38° 18.35′、東経141° 6.30′ の点 オ 北緯38° 18.14′、東経141° 6.73′ の点 カ 北緯38° 17.45′、東経141° 6.87′ の点 キ 北緯38° 17.08′、東経141° 6.62′ の点 ク 北緯38° 17.57′、東経141° 6.00′ の点 ケ 北緯38° 17.88′、東経141° 5.64′ の点 コ 北緯38° 18.45′、東経141° 5.36′ の点	ア、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(ア、オ、カ、キは光達距離4キロメートル以上、エ、ク、ケ、コは光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	宮城郡七ヶ浜町花淵浜、吉田浜、菖蒲田浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第3412号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮城県七ヶ浜町花測浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 17.70′、東経141° 5.73′ の点 イ 北緯38° 17.39′、東経141° 6.08′ の点 ウ 北緯38° 16.99′、東経141° 6.54′ の点 エ 北緯38° 15.79′、東経141° 5.66′ の点 オ 北緯38° 17.36′、東経141° 4.38′ の点 カ 北緯38° 17.59′、東経141° 4.78′ の点 キ 北緯38° 17.25′、東経141° 5.25′ の点	ア、イ、ウ、エ及びオの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (ウ、エ、オは光達距離4キロメートル以上、ア、イは光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	宮城県七ヶ浜町吉田浜、花測浜、菖蒲田浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第3413号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮城県七ヶ浜町菖蒲田浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 17.28′、東経141° 4.28′ の点 イ 北緯38° 15.69′、東経141° 5.57′ の点 ウ 北緯38° 15.59′、東経141° 5.47′ の点 エ 北緯38° 16.04′、東経141° 4.86′ の点 オ 北緯38° 16.09′、東経141° 4.21′ の点 カ 北緯38° 16.41′、東経141° 3.94′ の点 キ 北緯38° 16.64′、東経141° 4.14′ の点 ク 北緯38° 16.91′、東経141° 3.90′ の点	イ、ウ、エ及びオの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離4キロメートル以上)	団体漁業権	宮城県七ヶ浜町菖蒲田浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第3414号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮城県七ヶ浜町湊浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 16.38′、東経141° 3.21′ の点 イ 北緯38° 16.60′、東経141° 3.11′ の点 ウ 北緯38° 16.78′、東経141° 3.51′ の点 エ 北緯38° 16.60′、東経141° 3.67′ の点	アの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離4キロメートル以上)	団体漁業権	宮城県七ヶ浜町松ヶ浜、湊浜、遠山	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第3415号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮城県七ヶ浜町湊浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 15.57′、東経141° 3.00′ の点 イ 北緯38° 14.71′、東経141° 3.90′ の点 ウ 北緯38° 14.55′、東経141° 3.87′ の点 エ 北緯38° 13.61′、東経141° 3.00′ の点 オ 北緯38° 15.02′、東経141° 2.74′ の点 カ 北緯38° 15.39′、東経141° 2.83′ の点	ア及びイの点に昼間及び夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (夜間標識は黄色でかつ光達距離4キロメートル以上) ウ及びカの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	七ヶ浜町松ヶ浜、湊浜、遠山	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第3416号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮城県七ヶ浜町花測浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 17.45′、東経141° 6.87′ の点 イ 北緯38° 17.02′、東経141° 6.94′ の点 ウ 北緯38° 16.89′、東経141° 6.85′ の点 エ 北緯38° 17.08′、東経141° 6.62′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離4キロメートル以上)	団体漁業権	七ヶ浜町花測浜、吉田浜、菖蒲田浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第3417号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮城県七ヶ浜町花測浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 16.99′、東経141° 6.54′ の点 イ 北緯38° 16.78′、東経141° 6.77′ の点 ウ 北緯38° 15.56′、東経141° 5.84′ の点 エ 北緯38° 15.79′、東経141° 5.66′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離4キロメートル以上)	団体漁業権	七ヶ浜町吉田浜、花測浜、菖蒲田浜	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第3418号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮城県七ヶ浜町湊浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 14.55′、東経141° 3.87′ の点 イ 北緯38° 14.03′、東経141° 3.77′ の点 ウ 北緯38° 13.06′、東経141° 3.11′ の点 エ 北緯38° 13.61′、東経141° 3.00′ の点	イの点に昼間及び夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (夜間標識は黄色でかつ光達距離4キロメートル以上)	団体漁業権	七ヶ浜町菖蒲田浜、松ヶ浜、湊浜、遠山、代ヶ崎浜、東宮浜、要害	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第3501号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	仙台市蒲生地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 13.61′、東経141° 3.00′ の点 イ 北緯38° 13.28′、東経141° 2.68′ の点 ウ 北緯38° 14.23′、東経141° 0.72′ の点 エ 北緯38° 14.84′、東経141° 1.15′ の点 オ 北緯38° 14.79′、東経141° 2.07′ の点 カ 北緯38° 15.04′、東経141° 2.24′ の点 キ 北緯38° 15.02′、東経141° 2.74′ の点	イ、ウ、エ、オ及びカの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (イは光達距離4キロメートル以上、ウ、エ、オ、カは光達距離2キロメートル以上) キの点に昼間及び夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (夜間標識は黄色でかつ光達距離4キロメートル以上)	団体漁業権	仙台市	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第3502号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	仙台市荒浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 13.96′、東経141° 0.51′ の点 イ 北緯38° 13.01′、東経141° 2.45′ の点 ウ 北緯38° 12.68′、東経141° 2.13′ の点 エ 北緯38° 13.59′、東経141° 0.26′ の点	ア、イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	仙台市	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第3503号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	仙台市荒浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 13.33′、東経141° 0.04′ の点 イ 北緯38° 12.43′、東経141° 1.90′ の点 ウ 北緯38° 12.10′、東経141° 1.60′ の点 エ 北緯38° 12.96′、東経140° 59.79′ の点	ア、イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	仙台市	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第3504号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	仙台市荒浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 12.70′、東経140° 59.60′ の点 イ 北緯38° 11.83′、東経141° 1.35′ の点 ウ 北緯38° 11.51′、東経141° 1.05′ の点 エ 北緯38° 12.34′、東経140° 59.34′ の点	ア、イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (ウは光達距離4キロメートル以上、ア、イ、エは光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	仙台市	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第3505号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	仙台市荒浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 12.06′、東経140° 59.12′ の点 イ 北緯38° 11.25′、東経141° 0.80′ の点 ウ 北緯38° 10.76′、東経141° 0.56′ の点 エ 北緯38° 11.49′、東経140° 58.72′ の点	ア、イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	仙台市	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第3506号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	仙台市蒲生地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 13.61′、東経141° 3.00′ の点 イ 北緯38° 13.06′、東経141° 3.11′ の点 ウ 北緯38° 13.28′、東経141° 2.68′ の点	イの点に昼間及び夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (夜間標識は黄色でかつ光達距離4キロメートル以上)	団体漁業権	仙台市	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第3601号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	仙台市井土地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 11.23′、東経140° 58.89′ の点 イ 北緯38° 10.58′、東経141° 0.46′ の点 ウ 北緯38° 9.85′、東経141° 0.08′ の点 エ 北緯38° 10.38′、東経140° 58.42′ の点	ア、イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (ウは光達距離4キロメートル以上、ア、イ、エは光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	名取市関上	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
区第3602号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	名取市関上地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 9.98′、東経140° 58.37′ の点 イ 北緯38° 9.61′、東経140° 59.49′ の点 ウ 北緯38° 8.61′、東経140° 58.99′ の点 エ 北緯38° 9.02′、東経140° 57.80′ の点	ア、イ、ウ及びエの点に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。 (ウは光達距離4キロメートル以上、ア、イ、エは光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	名取市関上	継続	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第3701号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	亶理郡亶理町 荒浜、岩沼市 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 5.28′、東経140° 56.45′ の点 イ 北緯38° 5.13′、東経140° 58.07′ の点 ウ 北緯38° 3.27′、東経140° 57.86′ の点 エ 北緯38° 3.39′、東経140° 56.16′ の点	ア、イ、ウ及びエの点に夜間 識別可能な黄色の標識を設 置しなければならない。 (イ、ウは光達距離4キロ メートル以上、ア、エは 光達距離2キロメートル以上)	団体漁業権	亶理郡亶理町	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3702号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	亶理郡亶理町 吉田地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 1.78′、東経140° 55.91′ の点 イ 北緯38° 1.71′、東経140° 57.76′ の点 ウ 北緯37° 59.96′、東経140° 57.59′ の点 エ 北緯37° 59.75′、東経140° 55.63′ の点	ア、イ、ウ及びエの点に夜間 識別可能な黄色の標識を 設置しなければならない。 (イ、ウは光達距離4キロ メートル以上、ア、エは光達 距離2キロメートル以上)	団体漁業権	亶理郡亶理町	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3703号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	亶理郡亶理町 荒浜島の海 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 2.04′、東経140° 54.92′ の点 イ 北緯38° 1.89′、東経140° 55.03′ の点 ウ 北緯38° 1.89′、東経140° 54.95′ の点 エ 北緯38° 2.01′、東経140° 54.80′ の点		団体漁業権	亶理郡亶理町	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3704号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	亶理郡亶理町 荒浜島の海 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 1.85′、東経140° 55.00′ の点 イ 北緯38° 1.74′、東経140° 54.87′ の点 ウ 北緯38° 1.85′、東経140° 54.86′ の点		団体漁業権	亶理郡亶理町	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3705号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	亶理郡亶理町 荒浜島の海 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 1.88′、東経140° 54.85′ の点 イ 北緯38° 1.89′、東経140° 54.63′ の点 ウ 北緯38° 1.95′、東経140° 54.58′ の点 エ 北緯38° 2.02′、東経140° 54.72′ の点		団体漁業権	亶理郡亶理町	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3706号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	亶理郡亶理町 荒浜島の海 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 1.90′、東経140° 54.27′ の点 イ 北緯38° 1.93′、東経140° 54.27′ の点 ウ 北緯38° 1.92′、東経140° 54.41′ の点 エ 北緯38° 1.95′、東経140° 54.50′ の点 オ 北緯38° 1.89′、東経140° 54.54′ の点		団体漁業権	亶理郡亶理町	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3707号	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	亶理郡亶理町 荒浜島の海 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線に よって囲まれた区域 ア 北緯38° 2.15′、東経140° 54.11′ の点 イ 北緯38° 2.15′、東経140° 54.25′ の点 ウ 北緯38° 1.99′、東経140° 54.25′ の点 エ 北緯38° 1.99′、東経140° 54.48′ の点 オ 北緯38° 1.96′、東経140° 54.48′ の点 カ 北緯38° 1.97′、東経140° 54.11′ の点 キ 北緯38° 1.97′、東経140° 54.11′ の点		団体漁業権	亶理郡亶理町	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第3708号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	亶理郡亶理町 荒浜島の海 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カの順に結んだ線に よって囲まれた区域 ア 北緯38° 2.12′、東経140° 54.53′ の点 イ 北緯38° 2.11′、東経140° 54.55′ の点 ウ 北緯38° 2.10′、東経140° 54.74′ の点 エ 北緯38° 2.00′、東経140° 54.53′ の点 オ 北緯38° 2.02′、東経140° 54.52′ の点 カ 北緯38° 2.02′、東経140° 54.50′ の点		団体漁業権	亶理郡亶理町	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	新規又は 継続の別	存続期間
区第3709号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	亘理郡亘理町 荒浜島の海 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線に よって囲まれた区域 ア 北緯38° 2.24′、東経140° 54.44′ の点 イ 北緯38° 2.22′、東経140° 54.62′ の点 ウ 北緯38° 2.16′、東経140° 54.61′ の点 エ 北緯38° 2.18′、東経140° 54.43′ の点 オ 北緯38° 2.20′、東経140° 54.44′ の点 カ 北緯38° 2.21′、東経140° 54.44′ の点		団体漁業権	亘理郡亘理町	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

(3) 共同漁業権

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	条件	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	新規又は 継続の別	存続期間
共第101号	第1種共同漁業	あわび漁業 あさり漁業 あずまにしき漁業(方言あかざらがい) いがい漁業(方言しうりがい) ほたてがい漁業 かき漁業 こしたかがんがら漁業(方言つぶ) うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 あらめ漁業(方言かじめ) いぎす漁業 つのまた漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 唐桑町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、 ソ、タを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲ま れた区域 ア 緯度38° 58.24'、経度141° 37.89' の点 イ 緯度38° 58.31'、経度141° 39.11' の点 ウ 緯度38° 56.63'、経度141° 40.10' の点 エ 緯度38° 55.74'、経度141° 40.59' の点 オ 緯度38° 51.48'、経度141° 41.29' の点 カ 緯度38° 50.83'、経度141° 40.95' の点 キ 緯度38° 51.07'、経度141° 39.25' の点 ク 緯度38° 51.77'、経度141° 38.86' の点 ケ 緯度38° 52.61'、経度141° 38.30' の点 コ 緯度38° 53.31'、経度141° 37.67' の点 サ 緯度38° 53.23'、経度141° 37.39' の点 シ 緯度38° 53.15'、経度141° 37.19' の点 ス 緯度38° 52.93'、経度141° 37.08' の点 セ 緯度38° 52.83'、経度141° 36.95' の点 ソ 緯度38° 52.79'、経度141° 36.82' の点 タ 緯度38° 52.88'、経度141° 36.77' の点		団体漁業権	気仙沼市唐桑町	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
共第102号	第1種共同漁業	あわび漁業 あさり漁業 あずまにしき漁業(方言あかざらがい) いがい漁業(方言しうりがい) えぞぼら漁業(方言つぶ) かき漁業 ほたてがい漁業 もすそがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 あらめ漁業(方言かじめ) ほんだわら漁業 つのまた漁業 あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 大島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、アを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 52.69′、経度141° 36.06′ の点 イ 緯度38° 52.79′、経度141° 36.82′ の点 ウ 緯度38° 52.83′、経度141° 36.95′ の点 エ 緯度38° 52.93′、経度141° 37.08′ の点 オ 緯度38° 53.15′、経度141° 37.19′ の点 カ 緯度38° 53.23′、経度141° 37.39′ の点 キ 緯度38° 53.31′、経度141° 37.67′ の点 ク 緯度38° 52.61′、経度141° 38.30′ の点 ケ 緯度38° 51.77′、経度141° 38.86′ の点 コ 緯度38° 51.07′、経度141° 39.25′ の点 サ 緯度38° 50.11′、経度141° 39.25′ の点 シ 緯度38° 49.13′、経度141° 38.04′ の点 ス 緯度38° 49.07′、経度141° 37.31′ の点 セ 緯度38° 50.04′、経度141° 36.54′ の点 ソ 緯度38° 51.85′、経度141° 35.77′ の点		団体漁業権	気仙沼市大島	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
共第103号	第1種共同漁業	あわび漁業 あさり漁業 あずまにしき漁業(方言あかざらがい) うちむらさき漁業(方言よめがい) ほたてがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 わかめ漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	気仙沼市地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 52.88′、経度141° 36.77′ の点 イ 緯度38° 52.79′、経度141° 36.82′ の点 ウ 緯度38° 52.69′、経度141° 36.06′ の点 エ 緯度38° 52.71′、経度141° 35.91′ の点 オ 緯度38° 52.98′、経度141° 35.75′ の点 カ 緯度38° 53.25′、経度141° 35.71′ の点 キ 緯度38° 53.46′、経度141° 35.63′ の点 ク 緯度38° 53.46′、経度141° 35.61′ の点 ケ 緯度38° 53.54′、経度141° 35.57′ の点 コ 緯度38° 53.58′、経度141° 35.47′ の点 サ 緯度38° 53.60′、経度141° 35.30′ の点 シ 緯度38° 53.69′、経度141° 35.29′ の点		団体漁業権	気仙沼市 浪板 大浦 小々汐 梶ヶ浦 鶴ヶ浦	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
共第104号	第1種共同漁業	あさり漁業 なまこ漁業 たこ漁業 わかめ漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 まつも漁業 ふのり漁業	1月1日から 12月31日まで	気仙沼市地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 54.55′、経度141° 35.21′ の点 イ 緯度38° 54.55′、経度141° 35.08′ の点 ウ 緯度38° 54.21′、経度141° 35.03′ の点 エ 緯度38° 53.92′、経度141° 35.11′ の点 オ 緯度38° 53.69′、経度141° 35.28′ の点		団体漁業権	気仙沼市 浪板 大浦 小々汐 梶ヶ浦 鶴ヶ浦	新規	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
共第105号	第1種共同漁業	あわび漁業 あさり漁業 あかがい漁業 あずまにしき漁業(方言あかざらがい) いがい漁業(方言しうりがい) うに漁業 たこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) わかめ漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 あらめ漁業(方言かじめ) ほんだわら漁業 あかもく漁業 なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで	気仙沼市地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 53.12′、経度141° 35.41′ の点 イ 緯度38° 53.01′、経度141° 35.67′ の点 ウ 緯度38° 52.74′、経度141° 35.72′ の点 エ 緯度38° 52.69′、経度141° 36.06′ の点 オ 緯度38° 51.85′、経度141° 35.77′ の点 カ 緯度38° 52.09′、経度141° 35.20′ の点		団体漁業権	気仙沼市 松崎 赤岩	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
共第106号	第1種共同漁業	あわび漁業 あさり漁業 あかがい漁業 あずまにしき漁業(方言あかざらがい) いがい漁業(方言しうりがい) かき漁業 えぞぼら漁業(方言つぶ) ほたてがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 あらめ漁業(方言かじめ) ほんだわら漁業 あかはた漁業 いぎす漁業 つのまた漁業 てんぼうそう漁業 あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	気仙沼市地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 52.09'、経度141° 35.20' の点 イ 緯度38° 51.85'、経度141° 35.77' の点 ウ 緯度38° 50.04'、経度141° 36.54' の点 エ 緯度38° 49.33'、経度141° 36.91' の点 オ 緯度38° 48.63'、経度141° 36.77' の点 カ 緯度38° 49.51'、経度141° 35.04' の点		団体漁業権	気仙沼市 岩月 最知 長磯 波路上	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
共第107号	第1種共同漁業	あわび漁業 あさり漁業 いがい漁業(方言しうりがい) うばがい漁業(方言ほつきがい) はまぐり漁業 かき漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 あらめ漁業(方言かじめ) ほんだわら漁業 あかはた漁業 つのまた漁業 てんぼうそう漁業 あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 本吉町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 49.51'、経度141° 35.04' の点 イ 緯度38° 48.67'、経度141° 36.69' の点 ウ 緯度38° 48.47'、経度141° 36.79' の点 エ 緯度38° 47.01'、経度141° 33.01' の点 オ 緯度38° 47.67'、経度141° 31.91' の点		団体漁業権	気仙沼市本吉町 沖の田 後田 土樋下 菖蒲沢 石川原 寺沢 直伝 道貫 長畑 野々下 洞沢 長根 大谷 寺谷 窪 三島 滝根 九多丸 木戸 日門 山谷 田の沢 天ヶ沢 猿内 大森 前浜 谷地 府中 大朴木 高 赤牛 小金沢	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
共第108号	第1種共同漁業	あわび漁業 あさり漁業 いがい漁業(方言しうりがい) うばがい漁業(方言ほっきがい) はまぐり漁業 かき漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 あらめ漁業(方言かじめ) ほんだわら漁業 あかはた漁業 おごのり漁業 つのまた漁業 あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	気仙沼市 本吉町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 47.67′、経度141° 31.91′ の点 イ 緯度38° 47.01′、経度141° 33.01′ の点 ウ 緯度38° 45.30′、経度141° 32.97′ の点 エ 緯度38° 45.14′、経度141° 32.48′ の点 オ 緯度38° 45.05′、経度141° 32.03′ の点 カ 緯度38° 44.90′、経度141° 31.82′ の点		団体漁業権	気仙沼市本吉町 幸土 大沢 津谷長根 風越 登米沢 道外 中島 卯名沢 泉 下宿 平貝 菅の沢 小浜 二十一浜 長窪 柳沢 蔵内 今朝磯 歌生 北明戸 蔵野 外尾	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
共第109号	第1種共同漁業	あわび漁業 あさり漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 ひじき漁業 こんぶ漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 あらめ漁業(方言かじめ) あかはた漁業 つのまた漁業 てんぼうそう漁業 こしたかがんがら漁業(方言つぶ) ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 44.90′、経度141° 31.82′ の点 イ 緯度38° 45.14′、経度141° 32.48′ の点 ウ 緯度38° 45.36′、経度141° 33.14′ の点 エ 緯度38° 45.38′、経度141° 33.64′ の点 オ 緯度38° 45.43′、経度141° 34.43′ の点 カ 緯度38° 44.57′、経度141° 35.38′ の点 キ 緯度38° 42.62′、経度141° 35.46′ の点 ク 緯度38° 40.88′、経度141° 35.18′ の点 ケ 緯度38° 40.56′、経度141° 33.74′ の点 コ 緯度38° 40.88′、経度141° 30.65′ の点 サ 緯度38° 41.46′、経度141° 30.29′ の点		団体漁業権	本吉郡 南三陸町歌津	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
共第110号	第1種共同漁業	あわび漁業 あさり漁業 いがい漁業(方言しうりがい) かき漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 あらめ漁業(方言かじめ) つのまた漁業 ほんだわら漁業 てんぼうそう漁業 あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 41.46′、経度141° 30.29′ の点 イ 緯度38° 40.88′、経度141° 30.65′ の点 ウ 緯度38° 40.50′、経度141° 31.12′ の点 エ 緯度38° 39.75′、経度141° 30.81′ の点 オ 緯度38° 39.16′、経度141° 26.68′ の点		団体漁業権	本吉郡 南三陸町志津川	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
共第111号	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業	1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 志津川地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 40.50′、経度141° 31.12′ の点 イ 緯度38° 39.90′、経度141° 32.28′ の点 ウ 緯度38° 39.06′、経度141° 32.38′ の点 エ 緯度38° 39.75′、経度141° 30.81′ の点		団体漁業権	本吉郡 南三陸町志津川、 戸倉	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
共第112号	第1種共同漁業	あわび漁業 あさり漁業 いがい漁業(方言しうりがい) かき漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 あらめ漁業(方言かじめ) ほんだわら漁業 つのまた漁業 てんぼうそう漁業 あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 39.16′、経度141° 26.68′ の点 イ 緯度38° 39.75′、経度141° 30.81′ の点 ウ 緯度38° 39.06′、経度141° 32.38′ の点 エ 緯度38° 37.35′、経度141° 34.13′ の点 オ 緯度38° 37.83′、経度141° 31.69′ の点		団体漁業権	本吉郡 南三陸町戸倉	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
共第113号	第1種共同漁業	あわび漁業 いがい漁業(方言しうりがい) うばがい漁業(方言ほつきがい) こしだかがんがら漁業(方言つぶ) うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 あらめ漁業(方言かじめ) ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市北上町 十三浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 37.83′、経度141° 31.69′ の点 イ 緯度38° 37.35′、経度141° 34.13′ の点 ウ 緯度38° 36.67′、経度141° 33.95′ の点 エ 緯度38° 34.68′、経度141° 29.30′ の点 オ 緯度38° 34.52′、経度141° 27.78′ の点 カ 緯度38° 34.71′、経度141° 27.51′ の点		団体漁業権	石巻市北上町 十三浜	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
共第114号	第1種共同漁業	あさり漁業 うばがい漁業(方言ほつきがい) おおのがい漁業 かき漁業 はまぐり漁業 いがい漁業(方言しうりがい) なまこ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 長面地先	次の点ア、イを結んだ線とそれより以西の長面浦の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 33.72′、経度141° 27.61′ の点 イ 緯度38° 33.95′、経度141° 27.68′ の点		団体漁業権	石巻市長面	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
共第115号	第1種共同漁業	あわび漁業 うばがい漁業(方言ほつきがい) はまぐり漁業 こたまがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ふのり漁業 まつも漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 長面地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カを順次に結んだ線及び点キ、クを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 34.26′、経度141° 27.57′ の点 イ 緯度38° 34.51′、経度141° 27.67′ の点 ウ 緯度38° 34.38′、経度141° 28.38′ の点 エ 緯度38° 34.22′、経度141° 28.86′ の点 オ 緯度38° 33.95′、経度141° 29.06′ の点 カ 緯度38° 33.51′、経度141° 28.83′ の点 キ 緯度38° 33.72′、経度141° 27.61′ の点 ク 緯度38° 33.95′、経度141° 27.68′ の点		団体漁業権	石巻市長面、 尾崎	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
共第116号	第1種共同漁業	あわび漁業 いがい漁業(方言しうりがい) かき漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 雄勝町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、スを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 33.51′、経度141° 28.83′ の点 イ 緯度38° 33.95′、経度141° 29.06′ の点 ウ 緯度38° 33.71′、経度141° 29.26′ の点 エ 緯度38° 34.09′、経度141° 31.12′ の点 オ 緯度38° 33.91′、経度141° 31.65′ の点 カ 緯度38° 33.46′、経度141° 32.42′ の点 キ 緯度38° 31.63′、経度141° 33.59′ の点 ク 緯度38° 30.06′、経度141° 33.21′ の点 ケ 緯度38° 29.59′、経度141° 32.99′ の点 コ 緯度38° 28.71′、経度141° 32.10′ の点 サ 緯度38° 29.01′、経度141° 31.13′ の点 シ 緯度38° 29.60′、経度141° 30.88′ の点 ス 緯度38° 29.64′、経度141° 30.92′ の点		団体漁業権	石巻市雄勝町 名振 船越 大須 熊沢 羽坂 桑浜	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
共第117号	第1種共同漁業	あわび漁業 あさり漁業 いがい漁業(方言しうりがい) かき漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 雄勝町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 28.80′、経度141° 29.75′ の点 イ 緯度38° 28.71′、経度141° 30.15′ の点 ウ 緯度38° 29.01′、経度141° 31.13′ の点 エ 緯度38° 29.60′、経度141° 30.88′ の点 オ 緯度38° 29.64′、経度141° 30.92′ の点		団体漁業権	石巻市雄勝町 立浜 大浜 小島 明神 雄勝 船戸 唐桑 水浜 分浜 波板	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
共第118号	第1種共同漁業	あわび漁業 いがい漁業(方言しうりがい) うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 28.30′、経度141° 30.42′ の点 イ 緯度38° 27.93′、経度141° 30.30′ の点 ウ 緯度38° 27.22′、経度141° 30.73′ の点 エ 緯度38° 27.03′、経度141° 30.84′ の点 オ 緯度38° 26.61′、経度141° 30.81′ の点 カ 緯度38° 25.60′、経度141° 30.58′ の点 キ 緯度38° 25.34′、経度141° 31.45′ の点 ク 緯度38° 26.24′、経度141° 34.54′ の点 ケ 緯度38° 28.03′、経度141° 34.39′ の点 コ 緯度38° 28.52′、経度141° 31.31′ の点		団体漁業権	牡鹿郡女川町 出島	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
共第119号	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 指浜、御前浜、 尾浦、竹ノ浦、 桐ヶ崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 28.80′、経度141° 29.75′ の点 イ 緯度38° 28.71′、経度141° 30.15′ の点 ウ 緯度38° 28.14′、経度141° 29.89′ の点 エ 緯度38° 27.93′、経度141° 30.30′ の点 オ 緯度38° 27.22′、経度141° 30.73′ の点 カ 緯度38° 27.03′、経度141° 30.84′ の点 キ 緯度38° 26.61′、経度141° 30.81′ の点 ク 緯度38° 25.23′、経度141° 30.50′ の点 ケ 緯度38° 25.87′、経度141° 28.43′ の点 コ 緯度38° 26.25′、経度141° 27.95′ の点 サ 緯度38° 26.33′、経度141° 28.04′ の点		団体漁業権	牡鹿郡女川町 指浜 御前浜 尾浦 竹ノ浦 桐ヶ崎	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
共第120号	第1種共同漁業	あわび漁業 あさり漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 わかめ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 石浜、宮ヶ崎、 女川、鷺神、 小乗浜地先	次の点ア、イを結んだ線及び点ウ、エを結んだ線並びに 両線間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 26.04'、経度141° 27.71' の点 イ 緯度38° 26.33'、経度141° 28.04' の点 ウ 緯度38° 26.69'、経度141° 27.02' の点 エ 緯度38° 26.43'、経度141° 27.29' の点		団体漁業権	牡鹿郡女川町 石浜 宮ヶ崎 女川 鷺神 小乗浜	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
共第121号	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 高白浜、横浦、 大石原、野々浜、 飯子浜、塚浜、 小屋取地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クを順次に結んだ線と最 大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 26.04'、経度141° 27.71' の点 イ 緯度38° 26.24'、経度141° 27.94' の点 ウ 緯度38° 25.87'、経度141° 28.43' の点 エ 緯度38° 24.96'、経度141° 31.32' の点 オ 緯度38° 24.47'、経度141° 31.16' の点 カ 緯度38° 24.12'、経度141° 30.55' の点 キ 緯度38° 24.32'、経度141° 30.39' の点 ク 緯度38° 24.36'、経度141° 30.06' の点		団体漁業権	牡鹿郡女川町 高白浜 横浦 大石原 野々浜 飯子浜 塚浜 小屋取	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
共第122号	第1種共同漁業	あわび漁業 いがい漁業(方言しうりがい) えぞぼら漁業(方言つぶ) うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) わかめ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 こんぶ漁業 のり漁業(方言いわのり) まつも漁業 てんぐさ漁業 つのまた漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市寄磯、 前網地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線と最大高潮時海 岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 23.87'、経度141° 31.70' の点 イ 緯度38° 24.47'、経度141° 31.16' の点 ウ 緯度38° 24.12'、経度141° 30.55' の点 エ 緯度38° 23.99'、経度141° 30.64' の点 オ 緯度38° 23.96'、経度141° 30.64' の点		団体漁業権	石巻市 寄磯 前網	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
共第123号	第1種共同漁業	あわび漁業 いがい漁業(方言しうりがい) うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 二股地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 23.87′、経度141° 31.70′ の点 イ 緯度38° 24.47′、経度141° 31.16′ の点 ウ 緯度38° 25.34′、経度141° 31.45′ の点 エ 緯度38° 24.58′、経度141° 34.05′ の点 オ 緯度38° 23.83′、経度141° 33.70′ の点 カ 緯度38° 24.15′、経度141° 32.15′ の点 キ 緯度38° 24.09′、経度141° 32.12′ の点		団体漁業権	牡鹿郡女川町 石巻市 寄磯浜	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
共第124号	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 あらめ漁業(方言かじめ) ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 江島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 26.24′、経度141° 34.54′ の点 イ 緯度38° 25.34′、経度141° 31.45′ の点 ウ 緯度38° 24.58′、経度141° 34.05′ の点 エ 緯度38° 23.83′、経度141° 33.70′ の点 オ 緯度38° 22.98′、経度141° 34.87′ の点 カ 緯度38° 22.61′、経度141° 36.21′ の点 キ 緯度38° 23.30′、経度141° 36.83′ の点 ク 緯度38° 25.96′、経度141° 36.36′ の点		団体漁業権	牡鹿郡女川町 江島	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
共第125号	第1種共同漁業	あわび漁業 いがい漁業(方言しうりがい) えぞぼら漁業(方言つぶ) うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市寄磯、 前網、鮫浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.64′、経度141° 29.00′ の点 イ 緯度38° 22.64′、経度141° 29.04′ の点 ウ 緯度38° 22.81′、経度141° 30.58′ の点 エ 緯度38° 22.21′、経度141° 33.37′ の点 オ 緯度38° 23.86′、経度141° 33.57′ の点 カ 緯度38° 24.15′、経度141° 32.15′ の点 キ 緯度38° 24.09′、経度141° 32.12′ の点		団体漁業権	石巻市 寄磯浜 前網浜 鮫浦	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
共第126号	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 あらめ漁業(方言かじめ) ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市泊浜、 谷川地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.39'、経度141° 32.09' の点 イ 緯度38° 20.21'、経度141° 32.75' の点 ウ 緯度38° 21.56'、経度141° 32.21' の点 エ 緯度38° 22.43'、経度141° 31.24' の点 オ 緯度38° 22.64'、経度141° 29.03' の点 カ 緯度38° 22.64'、経度141° 29.00' の点		団体漁業権	石巻市 泊浜 谷川浜	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
共第127号	第1種共同漁業	あわび漁業 いがい漁業(方言しうりがい) うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 つのまた漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 新山浜地先	次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 18.35'、経度141° 32.43' の点 イ 緯度38° 18.35'、経度141° 32.74' の点 ウ 緯度38° 20.21'、経度141° 32.75' の点 エ 緯度38° 20.39'、経度141° 32.09' の点		団体漁業権	石巻市 新山浜	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
共第128号	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 つのまた漁業 まつも漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市鮎川浜 金華山 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 15.62'、経度141° 32.83' の点 イ 緯度38° 15.90'、経度141° 36.10' の点 ウ 緯度38° 18.11'、経度141° 36.40' の点 エ 緯度38° 18.70'、経度141° 36.27' の点 オ 緯度38° 19.86'、経度141° 35.69' の点 カ 緯度38° 19.79'、経度141° 33.53' の点 キ 緯度38° 18.98'、経度141° 33.24' の点 ク 緯度38° 18.35'、経度141° 32.74' の点 ケ 緯度38° 17.87'、経度141° 32.54' の点 コ 緯度38° 17.64'、経度141° 32.24' の点		団体漁業権	石巻市 寄磯浜 前網浜 鮎浦 泊浜 谷川浜 新山浜 鮎川浜 十八成浜 長渡浜 小淵浜 給分浜 大原浜 清水田浜 小網倉浜	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
共第129号	第1種共同漁業	あわび漁業 あさり漁業 ほたてがい漁業 うばがい漁業(方言ほつきがい) ばかがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 つのまた漁業 まつも漁業 いがい漁業(方言しうりがい) ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市鮎川、 十八成浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 18.47′、経度141° 29.21′ の点 イ 緯度38° 18.33′、経度141° 29.01′ の点 ウ 緯度38° 18.20′、経度141° 28.57′ の点 エ 緯度38° 18.00′、経度141° 28.06′ の点 オ 緯度38° 17.24′、経度141° 29.38′ の点 カ 緯度38° 15.93′、経度141° 31.06′ の点 キ 緯度38° 16.24′、経度141° 31.86′ の点 ク 緯度38° 17.65′、経度141° 32.09′ の点 ケ 緯度38° 17.91′、経度141° 32.46′ の点 コ 緯度38° 18.35′、経度141° 32.74′ の点 サ 緯度38° 18.35′、経度141° 32.43′ の点		団体漁業権	石巻市 鮎川浜 十八成浜	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
共第130号	第1種共同漁業	あわび漁業 いがい漁業(方言しうりがい) うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 あらめ漁業(方言かじめ) つのまた漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 長渡浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 15.61′、経度141° 28.41′ の点 イ 緯度38° 14.68′、経度141° 27.16′ の点 ウ 緯度38° 13.60′、経度141° 30.06′ の点 エ 緯度38° 14.52′、経度141° 31.30′ の点 オ 緯度38° 14.83′、経度141° 31.50′ の点 カ 緯度38° 16.88′、経度141° 29.52′ の点 キ 緯度38° 16.33′、経度141° 28.99′ の点		団体漁業権	石巻市 長渡浜	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
共第131号	第1種共同漁業	あわび漁業 いがい漁業(方言しうりがい) うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 つのまた漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 網地浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 16.33′、経度141° 28.99′ の点 イ 緯度38° 16.88′、経度141° 29.52′ の点 ウ 緯度38° 17.04′、経度141° 29.26′ の点 エ 緯度38° 17.52′、経度141° 28.39′ の点 オ 緯度38° 17.81′、経度141° 27.08′ の点 カ 緯度38° 16.90′、経度141° 26.74′ の点 キ 緯度38° 16.42′、経度141° 26.22′ の点 ク 緯度38° 14.68′、経度141° 27.16′ の点 ケ 緯度38° 15.61′、経度141° 28.41′ の点		団体漁業権	石巻市 網地浜	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
共第132号	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 砥面島沖地先 (宮重礁)	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 15.96′、経度141° 25.37′ の点 イ 緯度38° 16.42′、経度141° 26.22′ の点 ウ 緯度38° 14.68′、経度141° 27.16′ の点 エ 緯度38° 13.86′、経度141° 27.06′ の点 オ 緯度38° 14.12′、経度141° 25.53′ の点		団体漁業権	石巻市 田代浜 網地浜 長渡浜	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
共第133号	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 まつも漁業 てんぐさ漁業 あらめ漁業(方言かじめ) つのまた漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 田代浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 17.81′、経度141° 27.08′ の点 イ 緯度38° 19.25′、経度141° 25.23′ の点 ウ 緯度38° 19.31′、経度141° 24.21′ の点 エ 緯度38° 18.40′、経度141° 23.51′ の点 オ 緯度38° 17.23′、経度141° 23.50′ の点 カ 緯度38° 16.82′、経度141° 23.56′ の点 キ 緯度38° 16.45′、経度141° 23.74′ の点 ク 緯度38° 16.38′、経度141° 24.19′ の点 ケ 緯度38° 16.42′、経度141° 26.22′ の点 コ 緯度38° 16.90′、経度141° 26.74′ の点		団体漁業権	石巻市 田代浜	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
共第134号	第1種共同漁業	あわび漁業 あさり漁業 はまぐり漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 しゃこ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 小網倉、 小淵浜、 大原浜、 給分浜、 清水田浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.43'、経度141° 27.00' の点 イ 緯度38° 20.14'、経度141° 26.85' の点 ウ 緯度38° 19.80'、経度141° 27.27' の点 エ 緯度38° 19.03'、経度141° 26.09' の点 オ 緯度38° 18.00'、経度141° 28.06' の点 カ 緯度38° 18.20'、経度141° 28.57' の点 キ 緯度38° 18.33'、経度141° 29.01' の点 ク 緯度38° 18.47'、経度141° 29.21' の点		団体漁業権	石巻市 小網倉浜 大原浜 給分浜 清水田浜 小淵浜	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
共第135号	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 てんぐさ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市牧浜、 竹浜、狐崎浜、 鹿立、福貴浦 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.27'、経度141° 27.03' の点 イ 緯度38° 22.37'、経度141° 27.02' の点 ウ 緯度38° 21.89'、経度141° 25.19' の点 エ 緯度38° 21.20'、経度141° 24.32' の点 オ 緯度38° 20.51'、経度141° 24.52' の点 カ 緯度38° 20.28'、経度141° 25.58' の点 キ 緯度38° 20.14'、経度141° 26.85' の点 ク 緯度38° 20.43'、経度141° 27.00' の点		団体漁業権	石巻市 牧浜 竹浜 狐崎浜 鹿立 福貴浦	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
共第136号	第1種共同漁業	あわび漁業 あさり漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 たこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 てんぐさ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 いがい漁業(方言しうりがい) ばかがい漁業 しゃこ漁業 こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市折浜、 蛤浜、桃浦、 月浦、侍浜、 荻浜、小積浜、 小竹浜、佐須浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.13'、東経141° 22.08' イ 北緯38° 24.17'、東経141° 21.93' ウ 北緯38° 24.13'、東経141° 21.45' エ 北緯38° 23.31'、東経141° 21.58' オ 北緯38° 23.07'、東経141° 21.70' カ 北緯38° 22.51'、東経141° 21.91' キ 北緯38° 22.38'、東経141° 22.40' ク 北緯38° 22.71'、東経141° 23.03' ケ 北緯38° 21.60'、東経141° 23.65' コ 北緯38° 21.89'、東経141° 25.19' サ 北緯38° 22.37'、東経141° 27.02' シ 北緯38° 22.27'、東経141° 27.03'		団体漁業権	石巻市 折浜 蛤浜 桃浦 月浦 侍浜 荻浜 小積浜 小竹浜 佐須浜	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
共第137号	第1種共同漁業	あさり漁業 あずまにしき漁業(方言あかざらがい) かき漁業 はまぐり漁業 ばかがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) わかめ漁業 しゃこ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 あわび漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市渡波 地先(万石浦)	次の点ア、イ、ウを順次に結んだ線及び点エ、オを結んだ線並びに両線間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 25.01′、経度141° 24.57′ の点 イ 緯度38° 25.23′、経度141° 23.79′ の点 ウ 緯度38° 26.20′、経度141° 24.01′ の点 エ 緯度38° 25.00′、経度141° 22.26′ の点 オ 緯度38° 24.97′、経度141° 22.39′ の点		団体漁業権	石巻市 渡波 (佐須浜を除く) 沢田 流留 折立	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
共第138号	第1種共同漁業	あさり漁業 かき漁業 うに漁業 なまこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) わかめ漁業、 おごのり漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 浦宿、 大沢、 針浜地先	次の点ア、イ、ウを順次に結んだ線と女川町針浜浦宿大沢を通る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 25.01′、経度141° 24.57′ の点 イ 緯度38° 25.23′、経度141° 23.79′ の点 ウ 緯度38° 26.20′、経度141° 24.01′ の点		団体漁業権	牡鹿郡女川町 浦宿 大沢 針浜	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
共第139号	第1種共同漁業	うばがい漁業(方言ほつきがい) はまぐり漁業 こたまがい漁業 ばかがい漁業 しゃこ漁業 なまこ漁業 あわび漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 長浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 但し長浜町防波堤側100メートル以内の区域を除く ア 緯度38° 24.60′、経度141° 21.83′ の点 イ 緯度38° 24.19′、経度141° 21.80′ の点 ウ 緯度38° 24.16′、経度141° 21.05′ の点 エ 緯度38° 24.28′、経度141° 21.03′ の点 オ 緯度38° 24.53′、経度141° 20.88′ の点 カ 緯度38° 24.57′、経度141° 20.41′ の点 キ 緯度38° 24.63′、経度141° 20.48′ の点 ク 緯度38° 24.77′、経度141° 20.47′ の点		団体漁業権	石巻市 湊 南浜 門脇 渡波 (佐須浜を除く)	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
共第140号	第1種共同漁業	あかがい漁業 うばがい漁業(方言ほっきがい) こたまがい漁業 ばかがい漁業 なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで	東松島市 矢本地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 24.34′、経度141° 14.88′ の点 イ 緯度38° 23.62′、経度141° 15.22′ の点 ウ 緯度38° 23.30′、経度141° 14.83′ の点 エ 緯度38° 23.24′、経度141° 14.88′ の点 オ 緯度38° 21.61′、経度141° 13.75′ の点 カ 緯度38° 23.50′、経度141° 12.42′ の点		団体漁業権	東松島市矢本	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
共第141号	第1種共同漁業	あかがい漁業	1月1日から 12月31日まで	東松島市 石巻市地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.57′、経度141° 15.11′ の点 イ 緯度38° 23.15′、経度141° 20.15′ の点 ウ 緯度38° 19.98′、経度141° 23.62′ の点 エ 緯度38° 18.90′、経度141° 22.01′ の点 オ 緯度38° 21.59′、経度141° 19.11′ の点 カ 緯度38° 20.96′、経度141° 15.37′ の点		団体漁業権	東松島市 牛網 浜市 矢本 石巻市 湊 南浜 門脇 渡波 折浜 蛤浜 桃浦 月浦 侍浜 荻浜 小積浜 小竹浜 牧浜 竹浜 狐崎浜 鹿立 福貴浦 給分浜 大原浜 清水田浜 小淵浜 小網倉浜	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
共第142号	第1種共同漁業	あかがい漁業 うばがい漁業(方言ほっきがい) こたまがい漁業 はまぐり漁業 ほたてがい漁業 たこ漁業 しゃこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 ふのり漁業 なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで	東松島市 浜市地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.51′、経度141° 10.36′ の点 イ 緯度38° 21.79′、経度141° 10.57′ の点 ウ 緯度38° 22.00′、経度141° 11.02′ の点 エ 緯度38° 20.50′、経度141° 12.66′ の点 オ 緯度38° 21.35′、経度141° 13.45′ の点 カ 緯度38° 23.39′、経度141° 12.14′ の点		団体漁業権	東松島市 牛網 浜市	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
共第143号	第1種共同漁業	あさり漁業 あかがい漁業 こたまがい漁業 ほたてがい漁業 しゃこ漁業 なまこ漁業 うばがい漁業(方言ほっきがい)	1月1日から 12月31日まで	東松島市 野蒜地先	次の点ア、イ、ウを順次に結んだ線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.51′、経度141° 10.36′ の点 イ 緯度38° 21.98′、経度141° 10.52′ の点 ウ 緯度38° 21.44′、経度141° 9.46′ の点		団体漁業権	東松島市 野蒜	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
共第144号	第1種共同漁業	しゃこ漁業 あさり漁業 えむし漁業(方言えさむし) ほんだわら漁業 あかもく漁業 なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで	東松島市 野蒜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.43′、経度141° 9.38′ の点 イ 緯度38° 21.42′、経度141° 8.98′ の点 ウ 緯度38° 21.39′、経度141° 8.28′ の点 エ 緯度38° 21.53′、経度141° 7.44′ の点 オ 緯度38° 22.80′、経度141° 7.57′ の点		団体漁業権	東松島市 野蒜	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
共第145号	第1種共同漁業	あわび漁業 あさり漁業 あかがい漁業 あずまにしき漁業(方言あかざらがい) いがい漁業(方言しうりがい) うばがい漁業(方言ほつきがい) はまぐり漁業 ほたてがい漁業 こたまがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) しゃこ漁業 のり漁業(方言いわのり) わかめ漁業 ひじき漁業 あらめ漁業(方言かじめ) こんぶ漁業 ふのり漁業 まつも漁業 ほや漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 まてがい漁業	1月1日から 12月31日まで	東松島市 宮戸地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.43′、経度141° 9.38′ の点 イ 緯度38° 21.39′、経度141° 8.28′ の点 ウ 緯度38° 21.07′、経度141° 7.93′ の点 エ 緯度38° 20.58′、経度141° 7.99′ の点 オ 緯度38° 20.32′、経度141° 7.87′ の点 カ 緯度38° 19.99′、経度141° 7.96′ の点 キ 緯度38° 19.52′、経度141° 8.11′ の点 ク 緯度38° 19.05′、経度141° 8.11′ の点 ケ 緯度38° 18.60′、経度141° 9.75′ の点 コ 緯度38° 18.57′、経度141° 11.17′ の点 サ 緯度38° 20.50′、経度141° 12.66′ の点 シ 緯度38° 22.00′、経度141° 11.02′ の点 ス 緯度38° 21.79′、経度141° 10.57′ の点 セ 緯度38° 21.98′、経度141° 10.52′ の点 ソ 緯度38° 21.44′、経度141° 9.46′ の点		団体漁業権	東松島市 宮戸	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
共第146号	第1種共同漁業	あさり漁業 しじみ漁業 えむし漁業(方言えさむし) しゃこ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで	宮城郡 松島町地先	次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 但し、松島海岸福浦橋東側基部、福浦島福浦橋東側基部、福浦島東南端、千貫島中央、毘沙門島南端、恵比須島中央、恵比須島中央から雁金島中央見通線と対岸海岸線との交点を順次に結んだ線以内の区域を除く。 ア 緯度38° 21.03′、経度141° 3.56′ の点 イ 緯度38° 20.57′、経度141° 4.36′ の点 ウ 緯度38° 21.68′、経度141° 7.46′ の点 エ 緯度38° 22.80′、経度141° 7.57′ の点		団体漁業権	宮城郡松島町	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
共第147号	第1種共同漁業	あわび漁業 あさり漁業 あずまにしき漁業(方言あかざらがい) うばがい漁業(方言ほつきがい) えぞぼら漁業(方言つぶ) ばかがい漁業 うちむらさき漁業(方言よめがい) うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 しゃこ漁業 えむし漁業(方言えさむし) わかめ漁業 こんぶ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 あらめ漁業(方言かじめ) あかもく漁業 ほんだわら漁業	1月1日から 12月31日まで	塩竈市 浦戸地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、アの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.57'、経度141° 4.36' の点 イ 緯度38° 21.68'、経度141° 7.46' の点 ウ 緯度38° 21.53'、経度141° 7.44' の点 エ 緯度38° 21.39'、経度141° 8.28' の点 オ 緯度38° 21.07'、経度141° 7.93' の点 カ 緯度38° 20.58'、経度141° 7.99' の点 キ 緯度38° 20.32'、経度141° 7.87' の点 ク 緯度38° 19.99'、経度141° 7.96' の点 ケ 緯度38° 19.52'、経度141° 8.11' の点 コ 緯度38° 19.05'、経度141° 8.11' の点 サ 緯度38° 18.94'、経度141° 7.25' の点 シ 緯度38° 19.20'、経度141° 6.08' の点 ス 緯度38° 20.07'、経度141° 4.36' の点		団体漁業権	塩竈市浦戸	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
共第148号	第1種共同漁業	あさり漁業 かき漁業 しゃこ漁業 えむし(方言えさむし) わかめ漁業 こんぶ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで	塩竈市、 宮城郡利府町 浜田、 須賀地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.03'、経度141° 3.56' の点 イ 緯度38° 20.57'、経度141° 4.36' の点 ウ 緯度38° 20.07'、経度141° 4.36' の点 エ 緯度38° 20.28'、経度141° 4.06' の点 オ 緯度38° 20.08'、経度141° 3.88' の点 カ 緯度38° 19.96'、経度141° 4.11' の点 キ 緯度38° 19.69'、経度141° 3.72' の点 ク 緯度38° 19.44'、経度141° 3.51' の点 ケ 緯度38° 19.37'、経度141° 3.26' の点 コ 緯度38° 19.35'、経度141° 3.12' の点 サ 緯度38° 19.50'、経度141° 2.90' の点 シ 緯度38° 19.78'、経度141° 3.20' の点 ス 緯度38° 19.84'、経度141° 3.22' の点 セ 緯度38° 19.93'、経度141° 3.10' の点		団体漁業権	塩竈市 多賀城市 宮城郡利府町	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
共第149号	第1種共同漁業	あさり漁業 あずまにしき漁業(方言あかざらがい) あかこし漁業 かき漁業 えむし漁業(方言えさむし) わかめ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 あわび漁業 なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 馬放島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.43′、経度141° 3.97′ の点 イ 緯度38° 19.44′、経度141° 3.51′ の点 ウ 緯度38° 19.69′、経度141° 3.72′ の点 エ 緯度38° 19.96′、経度141° 4.11′ の点 オ 緯度38° 20.08′、経度141° 3.88′ の点 カ 緯度38° 20.28′、経度141° 4.06′ の点 キ 緯度38° 20.07′、経度141° 4.36′ の点 ク 緯度38° 19.63′、経度141° 4.85′ の点 ケ 緯度38° 19.28′、経度141° 4.83′ の点 コ 緯度38° 19.36′、経度141° 4.26′ の点		団体漁業権	宮城郡七ヶ浜町 代ヶ崎浜 東宮浜 要害	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
共第150号	第1種共同漁業	あさり漁業 あずまにしき漁業(方言あかざらがい) あかこし漁業 かき漁業 えむし漁業(方言えさむし) わかめ漁業 ほんだわら漁業 あかもく漁業 なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 東宮浜、 要害地先	次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.30′、経度141° 3.93′ の点 イ 緯度38° 19.20′、経度141° 3.22′ の点 ウ 緯度38° 19.01′、経度141° 2.89′ の点 エ 緯度38° 18.81′、経度141° 2.92′ の点		団体漁業権	宮城郡七ヶ浜町 代ヶ崎浜 東宮浜 要害	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
共第151号	第1種共同漁業	あわび漁業 あさり漁業 うばがい漁業(方言ほつきがい) はまぐり漁業 うに漁業 たこ漁業 しゃこ漁業 わかめ漁業 こんぶ漁業 まつも漁業 あらめ漁業(方言かじめ) ほんだわら漁業 あかもく漁業 なまこ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業	1月1日から 12月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 吉田浜、 花洲浜、 菖蒲田浜、 松ヶ浜、 湊浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 18.87′、経度141° 4.80′ の点 イ 緯度38° 19.21′、経度141° 4.69′ の点 ウ 緯度38° 19.09′、経度141° 5.23′ の点 エ 緯度38° 18.59′、経度141° 6.13′ の点 オ 緯度38° 18.63′、経度141° 6.66′ の点 カ 緯度38° 18.05′、経度141° 7.61′ の点 キ 緯度38° 17.45′、経度141° 7.63′ の点 ク 緯度38° 15.93′、経度141° 5.39′ の点 ケ 緯度38° 17.10′、経度141° 4.46′ の点 コ 緯度38° 16.38′、経度141° 3.84′ の点 サ 緯度38° 16.55′、経度141° 3.70′ の点 シ 緯度38° 16.34′、経度141° 3.24′ の点 ス 緯度38° 16.18′、経度141° 3.34′ の点 セ 緯度38° 16.19′、経度141° 2.66′ の点 ソ 緯度38° 16.25′、経度141° 2.66′ の点 タ 緯度38° 16.38′、経度141° 2.92′ の点 チ 緯度38° 16.71′、経度141° 2.80′ の点		団体漁業権	宮城郡七ヶ浜町 吉田浜 花洲浜 菖蒲田浜 松ヶ浜 湊浜	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
共第152号	第1種共同漁業	うばがい漁業(方言ほつきがい) こたまがい漁業 しゃこ漁業 なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで	名取市閑上、 仙台市地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 14.90′、経度141° 0.60′ の点 イ 緯度38° 14.83′、経度141° 1.32′ の点 ウ 緯度38° 14.78′、経度141° 1.99′ の点 エ 緯度38° 15.04′、経度141° 2.16′ の点 オ 緯度38° 15.02′、経度141° 2.62′ の点 カ 緯度38° 7.88′、経度140° 57.51′ の点 キ 緯度38° 7.92′、経度140° 56.49′ の点		団体漁業権	名取市 仙台市	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
共第153号	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業 わかめ漁業 こんぶ漁業 あらめ漁業(方言かじめ)	1月1日から 12月31日まで	宮城郡七ヶ浜町 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 17.74′、経度141° 9.46′ の点 イ 緯度38° 17.71′、経度141° 8.46′ の点 ウ 緯度38° 15.02′、経度141° 8.78′ の点 エ 緯度38° 15.11′、経度141° 9.76′ の点		団体漁業権	宮城郡七ヶ浜町 塩竈市浦戸 東松島市宮戸	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
共第154号	第1種共同漁業	あかがい漁業 なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで	名取市 下増田、閑上、 仙台市地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 7.50′、経度140° 58.11′ の点 イ 緯度38° 6.75′、経度141° 0.98′ の点 ウ 緯度38° 11.33′、経度141° 2.72′ の点 エ 緯度38° 12.82′、経度141° 5.07′ の点 オ 緯度38° 14.93′、経度141° 3.69′ の点 カ 緯度38° 12.29′、経度141° 0.70′ の点		団体漁業権	宮城郡七ヶ浜町 仙台市 名取市 亶理郡亶理町	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
共第155号	第1種共同漁業	うばがい漁業(方言ほつきがい) こたまがい漁業 しゃこ漁業 なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで	亶理郡亶理町 荒浜、 岩沼市地先	次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 2.03′、経度140° 55.21′ の点 イ 緯度38° 2.18′、経度140° 56.78′ の点 ウ 緯度38° 7.88′、経度140° 57.51′ の点 エ 緯度38° 7.92′、経度140° 56.49′ の点		団体漁業権	亶理郡亶理町 荒浜	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
共第156号	第1種共同漁業	あさり漁業 はまぐり漁業 なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで	亶理郡亶理町 吉田、逢隈、 荒浜地先	次の点ア、イを結んだ線とそれより以南の鳥の海の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 2.03′、経度140° 55.21′ の点 イ 緯度38° 2.28′、経度140° 54.48′ の点		団体漁業権	亶理郡亶理町	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
共第157号	第1種共同漁業	うばがい漁業(方言ほっきがい) こたまがい漁業 はまぐり漁業 しゃこ漁業 なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで	亶理郡亶理町 荒浜、 吉田地先	次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度37° 59.61′、経度140° 54.82′ の点 イ 緯度37° 59.82′、経度140° 56.85′ の点 ウ 緯度38° 2.18′、経度140° 56.78′ の点 エ 緯度38° 2.03′、経度140° 55.21′ の点		団体漁業権	亶理郡亶理町	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
共第158号	第1種共同漁業	あかがい漁業 なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで	亶理郡亶理町 荒浜、吉田、 岩沼市 玉浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度37° 59.24′、経度140° 57.16′ の点 イ 緯度37° 58.85′、経度140° 59.58′ の点 ウ 緯度38° 4.49′、経度140° 59.83′ の点 エ 緯度38° 4.97′、経度140° 59.94′ の点 オ 緯度38° 5.36′、経度140° 57.25′ の点 カ 緯度38° 4.88′、経度140° 57.14′ の点		団体漁業権	亶理郡山元町 山下 坂元 亶理郡亶理町 荒浜 名取市 関上	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
共第159号	第1種共同漁業	うばがい漁業(方言ほっきがい) こたまがい漁業 しゃこ漁業 わかめ漁業 なまこ漁業 はまぐり漁業	1月1日から 12月31日まで	亶理郡山元町 坂元地先	次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度37° 53.79′、経度140° 55.85′ の点 イ 緯度37° 53.79′、経度140° 56.54′ の点 ウ 緯度37° 59.82′、経度140° 56.85′ の点 エ 緯度37° 59.61′、経度140° 54.82′ の点		団体漁業権	亶理郡山元町 坂元	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁場の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
共第201号	第2種共同漁業	いわし小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業	4月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市 唐桑町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 58.24′、経度141° 37.89′ の点 イ 緯度38° 58.31′、経度141° 39.11′ の点 ウ 緯度38° 56.63′、経度141° 40.10′ の点 エ 緯度38° 55.74′、経度141° 40.59′ の点 オ 緯度38° 51.48′、経度141° 41.29′ の点 カ 緯度38° 50.83′、経度141° 40.95′ の点 キ 緯度38° 51.07′、経度141° 39.25′ の点 ク 緯度38° 51.77′、経度141° 38.86′ の点 ケ 緯度38° 52.61′、経度141° 38.30′ の点 コ 緯度38° 53.31′、経度141° 37.67′ の点 サ 緯度38° 53.46′、経度141° 37.83′ の点	1 いわし小型定置2ヶ統以内 2 雑魚小型定置10ヶ統以内 3 小型定置網漁業については宮城県漁業調整規則第59条の標識を設置すること。	団体漁業権	気仙沼市唐桑町	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで
共第202号	第2種共同漁業	磯刺網漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市 唐桑町貝浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 53.46′、経度141° 37.83′ の点 イ 緯度38° 53.31′、経度141° 37.67′ の点 ウ 緯度38° 53.23′、経度141° 37.39′ の点 エ 緯度38° 53.15′、経度141° 37.19′ の点 オ 緯度38° 52.93′、経度141° 37.08′ の点 カ 緯度38° 52.83′、経度141° 36.95′ の点 キ 緯度38° 52.79′、経度141° 36.82′ の点 ク 緯度38° 52.88′、経度141° 36.78′ の点		団体漁業権	気仙沼市唐桑町	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで
共第203号	第2種共同漁業	いわし小型定置漁業 雑魚移動小型定置漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業	5月1日から11月30日まで 4月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市 大島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、アを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 51.07′、経度141° 39.25′ の点 イ 緯度38° 50.11′、経度141° 39.25′ の点 ウ 緯度38° 49.13′、経度141° 38.04′ の点 エ 緯度38° 49.07′、経度141° 37.31′ の点 オ 緯度38° 50.04′、経度141° 36.54′ の点 カ 緯度38° 51.31′、経度141° 36.00′ の点 キ 緯度38° 52.36′、経度141° 35.93′ の点 ク 緯度38° 52.70′、経度141° 35.99′ の点 ケ 緯度38° 52.69′、経度141° 36.06′ の点 コ 緯度38° 52.79′、経度141° 36.82′ の点 サ 緯度38° 52.83′、経度141° 36.95′ の点 シ 緯度38° 52.93′、経度141° 37.08′ の点 ス 緯度38° 53.15′、経度141° 37.19′ の点 セ 緯度38° 53.23′、経度141° 37.39′ の点 ソ 緯度38° 53.31′、経度141° 37.67′ の点 タ 緯度38° 52.61′、経度141° 38.30′ の点 チ 緯度38° 51.77′、経度141° 38.86′ の点	1 大川河口中央から正南400メートルの点を中心として半径1,000メートル以内の区域では「さけ」を目的とする小型定置、刺網を建込んではならない。 2 いわし小型定置3ヶ統以内 3 雑魚移動小型定置40ヶ統以内 4 標識は同	団体漁業権	気仙沼市大島	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁場の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
共第204号	第2種共同漁業	磯刺網漁業 雑魚せん漁業 雑魚移動小型定置漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から11月31日まで	気仙沼市 鹿折地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 52.88'、経度141° 36.78' の点 イ 緯度38° 52.83'、経度141° 36.77' の点 ウ 緯度38° 52.75'、経度141° 36.50' の点 エ 緯度38° 52.77'、経度141° 36.27' の点 オ 緯度38° 52.79'、経度141° 36.24' の点 カ 緯度38° 52.92'、経度141° 36.09' の点 キ 緯度38° 52.98'、経度141° 36.04' の点 ク 緯度38° 53.52'、経度141° 35.73' の点 ケ 緯度38° 53.59'、経度141° 35.71' の点 コ 緯度38° 53.61'、経度141° 35.66' の点 サ 緯度38° 53.65'、経度141° 35.39' の点 シ 緯度38° 53.69'、経度141° 35.29' の点	1 大川河口中央から正南400メートルの点を中心として半径1,000メートル以内の区域では「さけ」を目的とする小型定置、刺網を建込んではならない。 2 雑魚移動小型定置4ヶ統以内	団体漁業権	気仙沼市 浪板 大浦 小々汐 梶ヶ浦 鶴ヶ浦	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで
共第205号		磯刺網漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市 鹿折地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 54.55'、経度141° 35.21' の点 イ 緯度38° 54.55'、経度141° 35.08' の点 ウ 緯度38° 54.21'、経度141° 35.03' の点 エ 緯度38° 53.92'、経度141° 35.11' の点 オ 緯度38° 53.69'、経度141° 35.28' の点		団体漁業権	気仙沼市 浪板 大浦 小々汐 梶ヶ浦 鶴ヶ浦	新規	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで
共第206号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 雑魚移動小型定置漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業	4月1日から11月30日まで 4月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市 松岩地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 53.12'、経度141° 35.41' の点 イ 緯度38° 53.01'、経度141° 35.67' の点 ウ 緯度38° 52.74'、経度141° 35.72' の点 エ 緯度38° 52.71'、経度141° 35.91' の点 オ 緯度38° 52.09'、経度141° 35.85' の点 カ 緯度38° 51.85'、経度141° 35.77' の点 キ 緯度38° 52.09'、経度141° 35.20' の点	1 大川河口中央から正南 400メートルの点を中心として半径1,000メートル以内の区域では「さけ」を目的とする小型定置、刺網を建込んではならない。 2 雑魚小型定置2ヶ統以内 3 雑魚移動小型定置2ヶ統以内 4 標識は同	団体漁業権	気仙沼市 松崎 赤岩	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで
共第207号	第2種共同漁業	いわし小型定置漁業 雑魚移動小型定置漁業 移動小型定置漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業	6月1日から9月30日まで 6月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市 陸上地先	次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 52.09'、経度141° 35.20' の点 イ 緯度38° 51.85'、経度141° 35.77' の点 ウ 緯度38° 50.02'、経度141° 36.31' の点 エ 緯度38° 49.71'、経度141° 36.19' の点	1 いわし小型定置3ヶ統以内 2 雑魚移動小型定置11ヶ統以内 3 雑魚小型定置1ヶ統以内 4 標識は同	団体漁業権	気仙沼市 岩月 最知 長磯 波路上	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁場の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	条件	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	新規又は 継続の別	存続期間
共第208号	第2種共同漁業	磯刺網漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市 階上地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線と最大高潮時 海岸線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 49.71′、経度141° 36.19′ の点 イ 緯度38° 50.02′、経度141° 36.31′ の点 ウ 緯度38° 49.33′、経度141° 36.91′ の点 エ 緯度38° 48.63′、経度141° 36.77′ の点 オ 緯度38° 49.51′、経度141° 35.04′ の点		団体漁業権	気仙沼市 岩月 最知 長磯 波路上	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで
共第209号	第2種共同漁業	磯刺網漁業 雑魚せん漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚移動小型定置漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市 本吉町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線と最大高潮時 海岸線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 49.51′、経度141° 35.04′ の点 イ 緯度38° 48.67′、経度141° 36.69′ の点 ウ 緯度38° 48.47′、経度141° 36.79′ の点 エ 緯度38° 47.01′、経度141° 33.01′ の点 オ 緯度38° 47.67′、経度141° 31.91′ の点	1 雑魚小型定置4ヶ統以内 2 雑魚移動小型定置8ヶ統以内 3 標識は同	団体漁業権	気仙沼市本吉町 沖の田 後田 土樋下 菖蒲沢 道貫 石川原 寺沢 直伝 長畑 野々下 洞沢 長根 大谷 寺谷 窪 三島 滝根 九多丸 木戸 日門 山谷 田の沢 天ヶ沢 猿内 大森 前浜 谷地 府中 大朴木 高 赤牛 小金沢	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁場の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	条件	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	新規又は 継続の別	存続期間
共第210号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業	4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市 本吉町地先	次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 47.67′、経度141° 31.91′ の点 イ 緯度38° 47.01′、経度141° 33.01′ の点 ウ 緯度38° 45.30′、経度141° 32.97′ の点 エ 緯度38° 44.90′、経度141° 31.82′ の点	1 小泉川河口中央から半径 1,000メートル以内の区域では 「さけ」を目的とする小型定置、 刺網を建込んではならない。 2 雑魚小型定置5ヶ統以内 3 標識は同	団体漁業権	気仙沼市本吉町 幸士 大沢 津谷長根、風越 登米沢 道外 北明戸 中島 卯名沢 泉 下宿 平貝 菅の沢 小浜 二十一浜 長窪 柳沢 今朝磯 歌生 蔵内 蔵野 外尾	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで
共第211号	第2種共同漁業	いわし小型定置漁業 雑魚小型定置 磯刺網漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡 南三陸町 歌津地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 44.90′、経度141° 31.82′ の点 イ 緯度38° 45.36′、経度141° 33.14′ の点 ウ 緯度38° 45.43′、経度141° 34.43′ の点 エ 緯度38° 44.57′、経度141° 35.38′ の点 オ 緯度38° 42.62′、経度141° 35.46′ の点 カ 緯度38° 40.88′、経度141° 35.18′ の点 キ 緯度38° 40.56′、経度141° 33.74′ の点 ク 緯度38° 40.88′、経度141° 30.65′ の点 ケ 緯度38° 41.46′、経度141° 30.29′ の点	1 いわし小型定置5ヶ統以内 2 雑魚小型定置20ヶ統以内 3 標準は同	団体漁業権	本吉郡 南三陸町歌津	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで
共第212号	第2種共同漁業	いわし小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚移動小型定置漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡 南三陸町 志津川地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 41.46′、経度141° 30.29′ の点 イ 緯度38° 40.88′、経度141° 30.65′ の点 ウ 緯度38° 40.50′、経度141° 31.12′ の点 エ 緯度38° 39.75′、経度141° 30.81′ の点 オ 緯度38° 39.70′、経度141° 27.73′ の点 カ 緯度38° 40.19′、経度141° 27.17′ の点 キ 緯度38° 40.21′、経度141° 27.68′ の点	1 いわし小型定置3ヶ統以内 2 雑魚小型定置7ヶ統以内 3 雑魚移動小型定置3ヶ統以内 4 標識は同	団体漁業権	本吉郡 南三陸町志津川	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁場の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
共第213号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡 南三陸町 志津川地先	次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 39.16′、経度141° 26.68′ の点 イ 緯度38° 39.24′、経度141° 27.29′ の点 ウ 緯度38° 40.29′、経度141° 27.05′ の点 エ 緯度38° 40.10′、経度141° 26.74′ の点	1 水尻川及び八幡川河口中央から半径1,000メートル以内の区域では「さけ」を目的とする小型定置、刺網を建込んではない。 2 雑魚小型定置7ヶ統以内 3 標識は同	団体漁業権	本吉郡 南三陸町志津川	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで
共第214号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡 南三陸町 戸倉地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 39.16′、経度141° 26.68′ の点 イ 緯度38° 39.24′、経度141° 27.29′ の点 ウ 緯度38° 39.23′、経度141° 29.32′ の点 エ 緯度38° 38.37′、経度141° 31.93′ の点 オ 緯度38° 37.77′、経度141° 32.04′ の点 カ 緯度38° 37.83′、経度141° 31.69′ の点	1 水戸辺川河口中央から半径1,000メートル以内の区域では「さけ」を目的とする小型定置、刺網を建込んではない。 2 雑魚小型定置13ヶ統以内 3 枯木崎前にするものは1月1日から9月30日まで、それ以外にするものは4月1日から12月31日までです。 4 標識は同	団体漁業権	本吉郡 南三陸町戸倉	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで
共第215号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 雑魚せん漁業	4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市 (旧北上町に 限る)地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 35.04′、経度141° 28.34′ の点 イ 緯度38° 34.60′、経度141° 28.46′ の点 ウ 緯度38° 34.78′、経度141° 29.29′ の点 エ 緯度38° 35.94′、経度141° 30.73′ の点 オ 緯度38° 36.57′、経度141° 31.72′ の点 カ 緯度38° 36.72′、経度141° 31.57′ の点 キ 緯度38° 36.71′、経度141° 31.48′ の点	1 雑魚小型定置20ヶ統以内 2 標識は同	団体漁業権	石巻市北上町 十三浜	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで
共第216号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚せん漁業 磯刺網漁業	1月1日から12月31日まで 4月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市北上町 十三浜地先	次の点ア、イ、ウを結んだ線及びエ、オを結んだ線並びに両線最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 34.53′、経度141° 27.53′ の点 イ 緯度38° 33.93′、経度141° 28.64′ の点 ウ 緯度38° 33.51′、経度141° 28.83′ の点 エ 緯度38° 33.72′、経度141° 27.61′ の点 オ 緯度38° 33.95′、経度141° 27.68′ の点	1 追波川河口中央から半径1,000メートル以内の区域では「さけ」を目的とする小型定置を建込んではない。 2 雑魚小型定置(1月1日から12月31日まで)3ヶ統以内 3 同(4月1日から9月30日まで)1ヶ統以内 4 標識は同	団体漁業権	石巻市 (旧北上町に限る)	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁場の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
共第217号	第2種共同漁業	いわし、さば小型定置漁業 移動小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市 雄勝町名振、 船越地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 33.51′、経度141° 28.83′ の点 イ 緯度38° 33.60′、経度141° 29.64′ の点 ウ 緯度38° 33.56′、経度141° 29.73′ の点 エ 緯度38° 33.28′、経度141° 29.56′ の点 オ 緯度38° 32.46′、経度141° 29.51′ の点 カ 緯度38° 32.40′、経度141° 30.32′ の点 キ 緯度38° 33.79′、経度141° 30.95′ の点 ク 緯度38° 33.81′、経度141° 31.09′ の点 ケ 緯度38° 32.72′、経度141° 30.98′ の点 コ 緯度38° 33.09′、経度141° 31.96′ の点 サ 緯度38° 32.93′、経度141° 31.92′ の点	1 いわし、さば小型定置 5ヶ統以内 2 移動小型定置27ヶ統以内 3 雑魚小型定置2ヶ統以内 4 標識は同	団体漁業権	石巻市雄勝町 名振 船越	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで
共第218号	第2種共同漁業	いわし、さば小型定置漁業 移動小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町 大須、熊沢、 羽坂、桑浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 32.46′、経度141° 32.07′ の点 イ 緯度38° 31.42′、経度141° 33.16′ の点 ウ 緯度38° 30.83′、経度141° 32.64′ の点 エ 緯度38° 30.07′、経度141° 32.85′ の点 オ 緯度38° 29.77′、経度141° 32.39′ の点 カ 緯度38° 29.09′、経度141° 32.10′ の点 キ 緯度38° 29.60′、経度141° 30.88′ の点 ク 緯度38° 29.64′、経度141° 30.92′ の点	1 いわし、さば小型定置 7ヶ統以内 2 移動小型定置26ヶ統以内 3 雑魚小型定置4ヶ統以内 4 標識は同	団体漁業権	石巻市雄勝町 大須 熊沢 羽坂 桑浜	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで
共第219号	第2種共同漁業	いわし小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町 立浜、大浜 地先	次の点ア、イ、ウを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 30.19′、経度141° 30.75′ の点 イ 緯度38° 30.48′、経度141° 30.19′ の点 ウ 緯度38° 30.52′、経度141° 29.64′ の点	1 いわし小型定置4ヶ統以内 2 雑魚小型定置 (1月1日から12月31日) 4ヶ統以内 3 同(4月1日から12月31日) 7ヶ統以内 4 標識は同	団体漁業権	石巻市雄勝町 立浜 大浜	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで
共第220号	第2種共同漁業	移動小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町 小島、明神、 雄勝、船戸、 唐桑地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 30.67′、経度141° 29.65′ の点 イ 緯度38° 30.84′、経度141° 29.04′ の点 ウ 緯度38° 30.59′、経度141° 29.20′ の点 エ 緯度38° 30.04′、経度141° 29.77′ の点 オ 緯度38° 30.05′、経度141° 29.91′ の点 カ 緯度38° 29.87′、経度141° 29.78′ の点	1 移動小型定置5ヶ統以内 2 雑魚小型定置6ヶ統以内 3 標識は同	団体漁業権	石巻市雄勝町 小島 明神 雄勝 船戸 唐桑 水浜 分浜	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁場の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	条件	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	新規又は 継続の別	存続期間
共第221号	第2種共同漁業	いわし小型定置漁業 移動小型定置漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サを順次に 結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 26.33′、経度141° 31.83′ の点 イ 緯度38° 26.20′、経度141° 31.63′ の点 ウ 緯度38° 26.23′、経度141° 31.22′ の点 エ 緯度38° 26.55′、経度141° 31.06′ の点 オ 緯度38° 27.03′、経度141° 30.94′ の点 カ 緯度38° 27.51′、経度141° 30.73′ の点 キ 緯度38° 27.90′、経度141° 30.44′ の点 ク 緯度38° 28.28′、経度141° 30.98′ の点 ケ 緯度38° 27.86′、経度141° 31.58′ の点 コ 緯度38° 27.81′、経度141° 31.43′ の点 サ 緯度38° 27.78′、経度141° 31.36′ の点	1 いわし小型定置3ヶ統以内 2 移動小型定置6ヶ統以内 3 標識は同	団体漁業権	牡鹿郡女川町 出島	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで
共第222号	第2種共同漁業	移動小型定置漁業 雑魚せん漁業	4月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カを順次に結んだ線と最大高 潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 27.78′、経度141° 31.36′ の点 イ 緯度38° 27.81′、経度141° 31.43′ の点 ウ 緯度38° 27.86′、経度141° 31.58′ の点 エ 緯度38° 27.26′、経度141° 31.99′ の点 オ 緯度38° 26.62′、経度141° 32.48′ の点 カ 緯度38° 26.35′、経度141° 31.86′ の点	1 移動小型定置5ヶ統以内 2 標識は同	団体漁業権	牡鹿郡女川町 出島	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで
共第223号	第2種共同漁業	いわし小型定置漁業 移動小型定置漁業 移動小型定置漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 指浜、御前浜、 尾浦、竹ノ浦、 桐ヶ崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サを順次に 結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 28.80′、経度141° 29.75′ の点 イ 緯度38° 28.74′、経度141° 30.02′ の点 ウ 緯度38° 27.94′、経度141° 29.44′ の点 エ 緯度38° 27.68′、経度141° 30.14′ の点 オ 緯度38° 27.22′、経度141° 30.73′ の点 カ 緯度38° 27.03′、経度141° 30.84′ の点 キ 緯度38° 26.61′、経度141° 30.81′ の点 ク 緯度38° 26.19′、経度141° 30.72′ の点 ケ 緯度38° 25.87′、経度141° 28.43′ の点 コ 緯度38° 26.25′、経度141° 27.95′ の点 サ 緯度38° 26.33′、経度141° 28.04′ の点	1 いわし小型定置2ヶ統以内 2 移動小型定置 (1月1日から12月31日まで) 41ヶ統以内 3 同(4月1日から9月30日まで) 9ヶ統以内 4 標識は同	団体漁業権	牡鹿郡女川町 指ヶ浜 御前浜 尾浦 竹浦 桐ヶ崎	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁場の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
共第224号	第2種共同漁業	移動小型定置漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 石浜、宮ヶ崎、 女川、鷲神、 小乗浜地先	次のア、イを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 但し、水深27メートル以深の区域並びに小乗浜金華山第一鳥居と宮ヶ崎防波堤を結んだ線から湾内以西の区域を除く。 ア 緯度38° 26.04′、経度141° 27.71′ の点 イ 緯度38° 26.33′、経度141° 28.04′ の点	1 移動小型定置1ヶ統以内 2 標識は同	団体漁業権	牡鹿郡女川町 石浜 宮ヶ崎 女川 鷲神 小乗浜	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで
共第225号	第2種共同漁業	いわし小型定置漁業 移動小型定置漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 高白浜、横浦、 大石原、野々 浜、飯子浜、 塚浜、小屋取 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 26.04′、経度141° 27.71′ の点 イ 緯度38° 26.24′、経度141° 27.94′ の点 ウ 緯度38° 24.87′、経度141° 29.18′ の点 エ 緯度38° 25.07′、経度141° 30.40′ の点 オ 緯度38° 24.28′、経度141° 30.84′ の点 カ 緯度38° 24.12′、経度141° 30.55′ の点 キ 緯度38° 24.32′、経度141° 30.39′ の点 ク 緯度38° 24.36′、経度141° 30.06′ の点	1 いわし小型定置5ヶ統以内 2 移動小型定置20ヶ統以内 3 標識は同	団体漁業権	牡鹿郡女川町 高白浜 横浦 大石原 野々浜 飯子浜 塚浜 小屋取	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで
共第226号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 移動小型定置漁業 雑魚せん漁業 磯刺網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市寄磯、 前網地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.64′、経度141° 29.00′ の点 イ 緯度38° 22.64′、経度141° 29.04′ の点 ウ 緯度38° 22.81′、経度141° 30.58′ の点 エ 緯度38° 22.47′、経度141° 32.15′ の点 オ 緯度38° 24.09′、経度141° 32.84′ の点 カ 緯度38° 24.22′、経度141° 32.38′ の点 キ 緯度38° 24.28′、経度141° 30.84′ の点 ク 緯度38° 24.12′、経度141° 30.55′ の点 ケ 緯度38° 23.99′、経度141° 30.64′ の点 コ 緯度38° 23.96′、経度141° 30.64′ の点	1 雑魚小型定置3ヶ統以内 2 移動小型定置8ヶ統以内 3 標識は同	団体漁業権	石巻市 寄磯浜 前網浜 鮫浦	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで
共第227号	第2種共同漁業	いわし小型定置漁業 移動小型定置漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市 谷川地先	次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.18′、経度141° 30.86′ の点 イ 緯度38° 22.30′、経度141° 31.05′ の点 ウ 緯度38° 22.64′、経度141° 29.04′ の点 エ 緯度38° 22.64′、経度141° 29.00′ の点	1 いわし小型定置7ヶ統以内 2 移動小型定置3ヶ統以内 3 標識は同	団体漁業権	石巻市谷川浜	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁場の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	条件	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	新規又は 継続の別	存続期間
共第228号	第2種共同漁業	いわし小型定置漁業 移動小型定置漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市 泊浜地先	次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.39'、経度141° 32.09' の点 イ 緯度38° 21.56'、経度141° 32.21' の点 ウ 緯度38° 22.30'、経度141° 31.05' の点 エ 緯度38° 22.18'、経度141° 30.86' の点	1 いわし小型定置3ヶ統以内 2 移動小型定置12ヶ統以内 3 標識は同	団体漁業権	石巻市泊浜	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで
共第229号	第2種共同漁業	いわし小型定置漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市 新山浜地先	次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 18.35'、経度141° 32.43' の点 イ 緯度38° 18.35'、経度141° 32.74' の点 ウ 緯度38° 19.15'、経度141° 32.68' の点 エ 緯度38° 20.38'、経度141° 32.09' の点	1 いわし小型定置6ヶ統以内 2 標識は同	団体漁業権	石巻市新山浜	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで
共第230号	第2種共同漁業	移動小型定置漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市 金華山地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 16.14'、経度141° 34.57' の点 イ 緯度38° 15.94'、経度141° 33.93' の点 ウ 緯度38° 17.87'、経度141° 32.55' の点 エ 緯度38° 18.35'、経度141° 32.74' の点 オ 緯度38° 18.87'、経度141° 34.11' の点 カ 緯度38° 18.11'、経度141° 35.51' の点 キ 緯度38° 16.64'、経度141° 35.16' の点	1 移動小型定置2ヶ統以内 2 標識は同	団体漁業権	石巻市(旧社鹿町に限る)	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで
共第231号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 移動小型定置漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市鮎川浜、 十八成浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 18.47'、経度141° 29.21' の点 イ 緯度38° 18.33'、経度141° 29.01' の点 ウ 緯度38° 18.20'、経度141° 28.57' の点 エ 緯度38° 18.00'、経度141° 28.06' の点 オ 緯度38° 17.24'、経度141° 29.38' の点 カ 緯度38° 15.93'、経度141° 31.06' の点 キ 緯度38° 16.24'、経度141° 31.86' の点 ク 緯度38° 17.65'、経度141° 32.09' の点 ケ 緯度38° 17.91'、経度141° 32.46' の点 コ 緯度38° 18.35'、経度141° 32.74' の点 サ 緯度38° 18.35'、経度141° 32.43' の点	1 雑魚小型定置8ヶ統以内 2 移動小型定置8ヶ統以内 3 標識は同	団体漁業権	石巻市 鮎川浜 十八成浜	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁場の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
共第232号	第2種共同漁業	いわし小型定置漁業 移動小型定置漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業 底建網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市 長渡浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 15.61′、経度141° 28.41′ の点 イ 緯度38° 15.39′、経度141° 28.11′ の点 ウ 緯度38° 14.86′、経度141° 28.49′ の点 エ 緯度38° 14.24′、経度141° 30.01′ の点 オ 緯度38° 14.74′、経度141° 30.55′ の点 カ 緯度38° 16.59′、経度141° 29.24′ の点 キ 緯度38° 16.33′、経度141° 28.99′ の点	1 いわし小型定置1ヶ統以内 2 移動小型定置5ヶ統以内 3 底建網1ヶ統以内 4 標識は同	団体漁業権	石巻市長渡浜	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで
共第233号	第2種共同漁業	いわし小型定置漁業 移動小型定置漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市 網地浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 16.33′、経度141° 28.99′ の点 イ 緯度38° 16.59′、経度141° 29.24′ の点 ウ 緯度38° 17.32′、経度141° 28.33′ の点 エ 緯度38° 17.14′、経度141° 27.56′ の点 オ 緯度38° 16.49′、経度141° 26.90′ の点 カ 緯度38° 15.39′、経度141° 28.11′ の点 キ 緯度38° 15.61′、経度141° 28.41′ の点	1 いわし小型定置1ヶ統以内 2 移動小型定置5ヶ統以内 3 標識は同	団体漁業権	石巻市網地浜	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで
共第234号	第2種共同漁業	いわし小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 移動小型定置漁業 雑魚せん漁業 磯刺網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市 田代浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 17.50′、経度141° 26.56′ の点 イ 緯度38° 19.06′、経度141° 25.12′ の点 ウ 緯度38° 19.31′、経度141° 24.21′ の点 エ 緯度38° 18.40′、経度141° 23.51′ の点 オ 緯度38° 17.23′、経度141° 23.50′ の点 カ 緯度38° 16.82′、経度141° 23.56′ の点 キ 緯度38° 16.45′、経度141° 23.74′ の点 ク 緯度38° 16.47′、経度141° 24.25′ の点 ケ 緯度38° 16.62′、経度141° 25.78′ の点 コ 緯度38° 16.42′、経度141° 26.22′ の点 サ 緯度38° 16.90′、経度141° 26.74′ の点	1 いわし小型定置5ヶ統以内 2 雑魚小型定置5ヶ統以内 3 移動小型定置5ヶ統以内 4 標識は同	団体漁業権	石巻市田代浜	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁場の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	条件	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	新規又は 継続の別	存続期間
共第235号	第2種共同漁業	いわし小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 移動小型定置漁業 移動小型定置漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市 小網倉、清水田、 大原、給分浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クを順次に結んだ線と 最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.43′、経度141° 27.00′ の点 イ 緯度38° 20.14′、経度141° 26.85′ の点 ウ 緯度38° 19.80′、経度141° 27.27′ の点 エ 緯度38° 19.03′、経度141° 26.07′ の点 オ 緯度38° 18.00′、経度141° 28.06′ の点 カ 緯度38° 18.20′、経度141° 28.57′ の点 キ 緯度38° 18.33′、経度141° 29.01′ の点 ク 緯度38° 18.47′、経度141° 29.21′ の点	1 いわし小型定置6ヶ統以内 2 雑魚小型定置9ヶ統以内 3 移動小型定置 (1月1日から12月31日まで) 10ヶ統以内 4 移動小型定置 (4月1日から9月30日まで) 2ヶ統以内 5 標識は同	団体漁業権	石巻市 小網倉浜 清水田浜 大原浜 給分浜 小網浜	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで
共第236号	第2種共同漁業	いわし小型定置漁業 移動小型定置漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市 牧浜、狐崎、鹿立 福貴浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サを順次に結 んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.27′、経度141° 27.03′ の点 イ 緯度38° 22.37′、経度141° 27.02′ の点 ウ 緯度38° 21.89′、経度141° 25.19′ の点 エ 緯度38° 21.20′、経度141° 24.32′ の点 オ 緯度38° 20.90′、経度141° 24.54′ の点 カ 緯度38° 20.34′、経度141° 23.99′ の点 キ 緯度38° 20.20′、経度141° 24.04′ の点 ク 緯度38° 20.52′、経度141° 24.93′ の点 ケ 緯度38° 20.28′、経度141° 25.58′ の点 コ 緯度38° 20.14′、経度141° 26.85′ の点 サ 緯度38° 20.43′、経度141° 27.00′ の点	1 いわし小型定置8ヶ統以内 2 移動小型定置5ヶ統以内 3 標識は同	団体漁業権	石巻市 牧浜 竹浜 狐崎浜 鹿立 福貴浦	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで
共第237号	第2種共同漁業	いわし小型定置漁業 移動小型定置漁業 雑魚せん漁業 磯刺網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市 荻浜、侍浜、月浦 桃浦、蛤浜、 折浜地先 小竹浜、 佐須浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シを 順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた 区域 ア 北緯38° 24.13′、東経141° 22.08′ の点 イ 北緯38° 24.17′、東経141° 21.93′ の点 ウ 北緯38° 24.13′、東経141° 21.45′ の点 エ 北緯38° 23.31′、東経141° 21.58′ の点 オ 北緯38° 23.07′、東経141° 21.70′ の点 カ 北緯38° 22.51′、東経141° 21.91′ の点 キ 北緯38° 22.38′、東経141° 22.40′ の点 ク 北緯 38° 22.71′、東経141° 23.03′ の点 ケ 北緯38° 21.60′、東経141° 23.65′ の点 コ 北緯38° 21.89′、東経141° 25.19′ の点 サ 北緯38° 22.37′、東経141° 27.02′ の点 シ 北緯38° 22.27′、東経141° 27.03′ の点	1 いわし小型定置5ヶ統以内 2 移動小型定置5ヶ統以内 3 雑魚小型定置 10ヶ統以内 4 標識は同	団体漁業権	石巻市 折浜 蛤浜 桃浦 月浦 侍浜 荻浜 小積浜 小竹浜 佐須浜	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁場の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
共第238号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 移動小型定置漁業 かに刺網漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市 渡波長浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 24.60′、経度141° 21.83′ の点 イ 緯度38° 24.19′、経度141° 21.80′ の点 ウ 緯度38° 24.16′、経度141° 21.05′ の点 エ 緯度38° 24.28′、経度141° 21.03′ の点 オ 緯度38° 24.54′、経度141° 20.88′ の点 カ 緯度38° 24.86′、経度141° 20.70′ の点	1 雑魚小型定置2ヶ統以内 2 移動小型定置6ヶ統以内 3 標識は同	団体漁業権	石巻市 渡波 (佐須浜を除く)	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで
共第239号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	石巻市 渡波祝田地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 25.25′、経度141° 23.49′ の点 イ 緯度38° 25.35′、経度141° 23.42′ の点 ウ 緯度38° 25.37′、経度141° 23.49′ の点 エ 緯度38° 25.27′、経度141° 23.55′ の点	1 雑魚小型定置1ヶ統以内 2 標識は同	団体漁業権	石巻市 渡波 (佐須浜を除く)	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで
共第240号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から8月31日まで	石巻市 流留地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 25.46′、経度141° 23.05′ の点 イ 緯度38° 25.56′、経度141° 22.98′ の点 ウ 緯度38° 25.58′、経度141° 23.04′ の点 エ 緯度38° 25.49′、経度141° 23.12′ の点	1 雑魚小型定置1ヶ統以内 2 標識は同	団体漁業権	石巻市流留	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで
共第241号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 万石浦地先	次の点ア、イ、ウを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 25.01′、経度141° 24.57′ の点 イ 緯度38° 25.23′、経度141° 23.79′ の点 ウ 緯度38° 26.20′、経度141° 24.01′ の点	1 雑魚小型定置3ヶ統以内 2 標識は同	団体漁業権	牡鹿郡女川町 浦宿 大沢 針浜	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで
共第242号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 かに刺網漁業 かかれい刺網漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市 (旧矢本町に限る)地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 24.34′、経度141° 14.88′ の点 イ 緯度38° 23.63′、経度141° 15.22′ の点 ウ 緯度38° 23.30′、経度141° 14.83′ の点 エ 緯度38° 23.24′、経度141° 14.88′ の点 オ 緯度38° 21.61′、経度141° 13.75′ の点 カ 緯度38° 23.50′、経度141° 12.42′ の点	1 雑魚小型定置9ヶ統以内 2 航路近くの定置は身網両端及び垣網端に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 3 標識は同	団体漁業権	東松島市(旧矢本町に限る)	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁場の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
共第243号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 かに刺網漁業 しらうお刺網漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 4月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市 浜市、牛網地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.51′、経度141° 10.37′ の点 イ 緯度38° 21.79′、経度141° 10.57′ の点 ウ 緯度38° 22.00′、経度141° 11.02′ の点 エ 緯度38° 20.50′、経度141° 12.66′ の点 オ 緯度38° 21.35′、経度141° 13.45′ の点 カ 緯度38° 23.39′、経度141° 12.14′ の点	1 鳴瀬川河口中央から半径1,000メートル以内の区域では「さけ」を目的とする小型定置、刺網を建込んではならない。 2 雑魚小型定置(1月1日から12月31日まで)6ヶ統以内 3 同(4月1日から9月30日まで)1ヶ統以内 4 標識は同	団体漁業権	東松島市 浜市 牛網	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで
共第244号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 しらうお刺網漁業 雑魚せん漁業	3月1日から11月15日まで 3月1日から12月31日まで 10月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市 野蒜地先	次の点ア、イ、ウを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.51′、経度141° 10.37′ の点 イ 緯度38° 21.99′、経度141° 10.52′ の点 ウ 緯度38° 21.44′、経度141° 9.46′ の点	1 雑魚小型定置(3月1日から11月15日まで)1ヶ統以内 2 同(3月1日から12月31日まで)1ヶ統以内 3 標識は同	団体漁業権	東松島市 野蒜	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで
共第245号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 しらうお刺網漁業 はぜ刺網漁業 雑魚せん漁業	10月1日から翌年6月30日まで 11月1日から翌年4月30日まで 9月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市 野蒜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.43′、経度141° 9.38′ の点 イ 緯度38° 21.42′、経度141° 8.98′ の点 ウ 緯度38° 21.39′、経度141° 8.28′ の点 エ 緯度38° 21.53′、経度141° 7.44′ の点 オ 緯度38° 22.80′、経度141° 7.57′ の点	1 雑魚小型定置4ヶ統以内 2 標識は同	団体漁業権	東松島市 野蒜	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで
共第246号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 移動小型定置漁業 しらうお刺網漁業 かいらい刺網漁業 はぜ刺網漁業 磯刺網漁業 かに刺網漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 4月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 3月1日から12月31日まで 9月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市 宮戸地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.43′、経度141° 9.38′ の点 イ 緯度38° 21.42′、経度141° 8.98′ の点 ウ 緯度38° 21.39′、経度141° 8.28′ の点 エ 緯度38° 21.07′、経度141° 7.93′ の点 オ 緯度38° 20.58′、経度141° 7.99′ の点 カ 緯度38° 20.32′、経度141° 7.87′ の点 キ 緯度38° 19.99′、経度141° 7.96′ の点 ク 緯度38° 19.52′、経度141° 8.11′ の点 ケ 緯度38° 19.05′、経度141° 8.11′ の点 コ 緯度38° 18.60′、経度141° 9.75′ の点 サ 緯度38° 18.57′、経度141° 11.17′ の点 シ 緯度38° 20.50′、経度141° 12.66′ の点 ス 緯度38° 22.00′、経度141° 11.02′ の点 セ 緯度38° 21.79′、経度141° 10.57′ の点 ソ 緯度38° 21.99′、経度141° 10.52′ の点 タ 緯度38° 21.44′、経度141° 9.46′ の点	1 雑魚小型定置(1月1日から12月31日まで)16ヶ統以内 2 同(4月1日から9月30日まで)25ヶ統以内 3 移動小型定置1ヶ統以内 4 標識は同	団体漁業権	東松島市 宮戸	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁場の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
共第247号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 しらうお刺網漁業 かれい刺網漁業 はぜ刺網漁業 雑魚せん漁業	10月1日から翌年6月30日まで 10月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	宮城郡 松島町地先	次の点ア、イ、ウ、エを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 但し、松島町海岸福浦橋東側基部、福浦島福浦橋東側基部、福浦島東南端、千貫島中央、毘沙門島南端、恵比須島中央、恵比須志摩中央から雁金島中央見通し線と対岸海岸線との交点を順次に結んだ線以内の区域を除く。 ア 緯度38° 21.03′、経度141° 3.56′ の点 イ 緯度38° 20.57′、経度141° 4.36′ の点 ウ 緯度38° 21.68′、経度141° 7.46′ の点 エ 緯度38° 22.80′、経度141° 7.57′ の点	1 雑魚小型定置7ヶ統 2 標識は同	団体漁業権	宮城郡松島町	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで
共第248号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 しらうお刺網漁業 はぜ刺網漁業 かれい刺網漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業	3月1日から12月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 9月1日から12月31日まで 3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	塩竈市 浦戸地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、アを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.57′、経度141° 4.36′ の点 イ 緯度38° 21.68′、経度141° 7.46′ の点 ウ 緯度38° 21.53′、経度141° 7.44′ の点 エ 緯度38° 21.39′、経度141° 8.28′ の点 オ 緯度38° 21.07′、経度141° 7.93′ の点 カ 緯度38° 20.58′、経度141° 7.99′ の点 キ 緯度38° 20.32′、経度141° 7.87′ の点 ク 緯度38° 19.99′、経度141° 7.96′ の点 ケ 緯度38° 19.52′、経度141° 8.11′ の点 コ 緯度38° 19.05′、経度141° 8.11′ の点 サ 緯度38° 18.94′、経度141° 7.25′ の点 シ 緯度38° 19.20′、経度141° 6.08′ の点 ス 緯度38° 20.07′、経度141° 4.36′ の点	1 雑魚小型定置15ヶ統以内 2 標識は同	団体漁業権	塩竈市 浦戸	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで
共第249号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 しらうお刺網漁業 はぜ刺網漁業 雑魚せん漁業 かれい刺網漁業	1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年4月30日まで 9月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	塩竈市、 宮城郡利府町 浜田、 須賀地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.03′、経度141° 3.56′ の点 イ 緯度38° 20.57′、経度141° 4.36′ の点 ウ 緯度38° 20.07′、経度141° 4.36′ の点 エ 緯度38° 20.28′、経度141° 4.06′ の点 オ 緯度38° 20.08′、経度141° 3.88′ の点 カ 緯度38° 19.96′、経度141° 4.11′ の点 キ 緯度38° 19.69′、経度141° 3.72′ の点 ク 緯度38° 19.44′、経度141° 3.51′ の点 ケ 緯度38° 19.37′、経度141° 3.26′ の点 コ 緯度38° 19.35′、経度141° 3.12′ の点 サ 緯度38° 19.50′、経度141° 2.90′ の点 シ 緯度38° 19.78′、経度141° 3.20′ の点 ス 緯度38° 19.84′、経度141° 3.22′ の点 セ 緯度38° 19.93′、経度141° 3.10′ の点	1 雑魚小型定置3ヶ統以内 2 標識は同	団体漁業権	塩竈市 宮城郡利府町 多賀城市	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁場の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	条件	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	新規又は 継続の別	存続期間
共第250号	第2種共同漁業	しらうお刺網漁業 はぜ刺網漁業 雑魚せん漁業	10月1日から翌年4月30日まで 9月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	宮城県七ヶ浜町 馬放島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.36′、経度141° 4.26′ の点 イ 緯度38° 19.47′、経度141° 3.92′ の点 ウ 緯度38° 19.44′、経度141° 3.51′ の点 エ 緯度38° 19.69′、経度141° 3.72′ の点 オ 緯度38° 19.96′、経度141° 4.11′ の点 カ 緯度38° 20.08′、経度141° 3.88′ の点 キ 緯度38° 20.28′、経度141° 4.06′ の点 ク 緯度38° 20.07′、経度141° 4.36′ の点 ケ 緯度38° 19.52′、経度141° 4.73′ の点	1 標識は同	団体漁業権	宮城県七ヶ浜町 代ヶ崎浜 東宮浜 要害	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで
共第251号	第2種共同漁業	しらうお刺網漁業 はぜ刺網漁業 雑魚せん漁業	10月1日から翌年4月30日まで 9月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	宮城県七ヶ浜町 東宮浜、 要害地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.30′、経度141° 3.93′ の点 イ 緯度38° 19.20′、経度141° 3.22′ の点 ウ 緯度38° 19.12′、経度141° 3.08′ の点 エ 緯度38° 18.87′、経度141° 2.91′ の点 オ 緯度38° 18.81′、経度141° 2.92′ の点	1 標識は同	団体漁業権	宮城県七ヶ浜町 代ヶ崎浜 東宮浜 要害	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで
共第252号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 かいらい刺網漁業 しらうお刺網漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業 かに刺網漁業	3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月10日から翌年4月30日まで 12月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	宮城県七ヶ浜町 代ヶ崎浜、 吉田浜、 花刈浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 18.84′、経度141° 4.77′ の点 イ 緯度38° 19.09′、経度141° 5.23′ の点 ウ 緯度38° 18.59′、経度141° 6.13′ の点 エ 緯度38° 18.63′、経度141° 6.66′ の点 オ 緯度38° 18.05′、経度141° 7.61′ の点 カ 緯度38° 17.45′、経度141° 7.63′ の点 キ 緯度38° 15.93′、経度141° 5.39′ の点 ク 緯度38° 17.54′、経度141° 4.10′ の点	1 雑魚小型定置9ヶ統以内 2 標識は同	団体漁業権	宮城県七ヶ浜町 代ヶ崎浜 吉田浜 花刈浜	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで
共第253号	第2種共同漁業	いわし小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 かに刺網漁業 かいらい刺網漁業 しらうお刺網漁業 雑魚せん漁業	5月1日から8月31日まで 3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで	仙台市、 仙台市、 宮城県七ヶ浜町 湊浜、 松ヶ浜、 菖蒲田浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 17.54′、経度141° 4.10′ の点 イ 緯度38° 15.16′、経度141° 6.00′ の点 ウ 緯度38° 16.01′、経度141° 4.91′ の点 エ 緯度38° 16.05′、経度141° 4.07′ の点 オ 緯度38° 16.55′、経度141° 3.70′ の点 カ 緯度38° 16.34′、経度141° 3.24′ の点 キ 緯度38° 16.18′、経度141° 3.34′ の点 ク 緯度38° 16.19′、経度141° 2.66′ の点 ケ 緯度38° 16.25′、経度141° 2.66′ の点 コ 緯度38° 16.38′、経度141° 2.92′ の点 サ 緯度38° 16.71′、経度141° 2.80′ の点	1 いわし小型定置1ヶ統以内 2 雑魚小型定置7ヶ統以内 3 標識は同	団体漁業権	宮城県七ヶ浜町 吉田浜 花刈浜 菖蒲田浜 松ヶ浜 湊浜 仙台市 名取市関上	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁場の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
共第254号	第2種共同漁業	いわし小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 かに刺網漁業 かれい刺網漁業 しらうお刺網漁業 雑魚せん漁業	5月1日から8月31日まで 3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで	仙台市、 宮城郡七ヶ浜町 町湊浜、 松ヶ浜、 菖蒲田浜地先 名取市関上 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 14.90′、経度141° 0.60′ の点 イ 緯度38° 14.83′、経度141° 1.32′ の点 ウ 緯度38° 14.78′、経度141° 1.99′ の点 エ 緯度38° 15.04′、経度141° 2.16′ の点 オ 緯度38° 15.02′、経度141° 2.62′ の点 カ 緯度38° 15.30′、経度141° 2.83′ の点 キ 緯度38° 15.68′、経度141° 3.16′ の点 ク 緯度38° 13.30′、経度141° 5.42′ の点 ケ 緯度38° 9.54′、経度141° 3.02′ の点 コ 緯度38° 9.76′、経度140° 57.33′ の点	1 名取川河口中央から半径1,000メートル以内の区域では「さけ」を目的とする小型定置、刺網を建込んではならない。 2 いわし小型定置5ヶ統以内 3 雑魚小型定置5ヶ統以内 4 標識は同	団体漁業権	宮城郡七ヶ浜町 吉田浜 花淵浜 菖蒲田浜 松ヶ浜 湊浜 仙台市 名取市関上	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで
共第255号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 かに刺網漁業 かれい刺網漁業 しらうお刺網漁業 雑魚せん漁業	3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで	亶理郡亶理町 荒浜、 岩沼市玉浦、 名取市 下増田地先	次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 2.03′、経度140° 55.21′ の点 イ 緯度38° 2.61′、経度141° 1.09′ の点 ウ 緯度38° 9.54′、経度141° 3.02′ の点 エ 緯度38° 9.76′、経度140° 57.33′ の点	1 名取川河口中央から半径1,000メートル以内の区域では「さけ」を目的とする小型定置、刺網を建込んではならない。 2 雑魚小型定置15ヶ統以内 3 標識は同	団体漁業権	名取市 関上 下増田 亶理郡亶理町 荒浜	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで
共第256号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 かに刺網漁業 かれい刺網漁業 しらうお刺網漁業 雑魚せん漁業	3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで	亶理郡山元町 坂元、山下、 亶理郡亶理町 吉田地先	次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度37° 53.79′、経度140° 55.84′ の点 イ 緯度37° 53.79′、経度140° 58.59′ の点 ウ 緯度38° 2.61′、経度141° 1.09′ の点 エ 緯度38° 2.03′、経度140° 55.21′ の点	1 雑魚小型定置14ヶ統以内 2 標識は同	団体漁業権	亶理郡山元町 坂元 山下 亶理郡亶理町 吉田 荒浜	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで
共第301号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	名取市 関上地先	緯度38° 6.71′、経度140° 59.55′ の点を中心とする半径500メートルの点の円周で囲まれた区域		団体漁業権	名取市関上	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで
共第302号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	亶理郡山元町 坂元地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度37° 53.79′、経度140° 56.54′ の点 イ 緯度37° 53.79′、経度140° 57.56′ の点 ウ 緯度37° 54.48′、経度140° 57.57′ の点 エ 緯度37° 54.39′、経度140° 56.56′ の点		団体漁業権	亶理郡山元町 坂元	継続	令和5年9月1日より 令和15年8月31日まで